

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

第9次

東神楽町総合計画



第9次 東神楽町総合計画

(令和7年度～令和18年度)



花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

「第9次東神楽町総合計画」策定にあたり

東神楽町長 山本進



令和5年に東神楽町は開拓の鍬が下ろされてから130年の記念すべき年を迎えました。現在の笑顔あふれるまちの姿を形づくってきた、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力、英知に改めて深く敬意を表します。

本町は道内屈指の米どころであると同時に、道北の空の玄関口・旭川空港を擁するなど、豊かな自然と便利な暮らしが調和した都市型近郊農村として着実な発展を遂げてきました。

特に昭和30年代に町民のみなさまの運動からはじまった「花のまちづくり」は、美しく快適なまちづくりに大きく寄与するとともに、本町の生き生きとした地域コミュニティを象徴するものとして、今日まで受け継がれています。こうした住みよいまちとしての高い評価を背景に、長年にわたり人口が増加し、令和6年1月には民間調査会社による「街の幸福度自治体ランキング」全国1位に選ばれました。

他方で、昨今私たちの暮らしを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会課題もより一層複雑化するなど、将来の予測が困難になっています。国内では人口減少・少子高齢化が深刻化し、地域経済の低迷や地域コミュニティの希薄化、孤独・孤立などに波及しかねない状況です。世界に目を向けると、地球温暖化や新型コロナウイルスの流行など、さまざまなリスクが浮き彫りになりました。

グローバル化が進む中で、社会潮流の変化による影響は確実に本町にも及んでいます。例えば、まちの人口は近年一貫して総人口が増加してきましたが、令和2年(2020年)国勢調査では減少に転じました。山積する課題にいち早く対応するため、これまでも本町は子育て支援や先進的な予防・健康づくり、ゼロカーボンシティ※宣言、自治体DX※をはじめとする行財政改革などに積極的に取り組んできました。それでもなお、現在はまちの将来を左右するきわめて重要な局面であります。

※ゼロカーボンシティ：脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂(二酸化炭素)を排出実質ゼロを目指す地方自治体
※DX: Digital Transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること



このような時代の変化を的確に捉えてまちの持続的発展の礎を築くため、アンケート調査などでいただいた町民のみなさまの声を踏まえ、策定委員会での充実した議論を経て、この程、令和18年度を目標とする「第9次東神楽町総合計画」を策定いたしました。

新しい計画では「東神楽らしさ」「幸福度の高い暮らし」「先進性」「持続可能なまちづくり」の4点をまちづくりの基本的視点とし、今後のまちづくりにおいて目指す将来像として「花と大地と笑顔の東神楽～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～」を掲げています。これは東神楽の特長である豊かな自然と便利な暮らしの調和、地域の連帯感を大切にしながら、将来の見通しが困難な時代であっても暮らしをよりよく、次世代においても持続可能なものとするよう、町民や行政が一体となって取り組むことを目指すものです。

加えて、新たな計画では、各事業の成果を高め、必要な見直しを確実に実施するため、新たにすべての施策分野の重要業績評価指標(KPI)^{*}を設定するとともに、進捗管理のための体制を整備することとしました。計画の定期的な見直しは4年ごとに行うことを予定していますが、今後も社会の変化や技術の革新などに機敏に対応し、施策を柔軟に実施します。

今後は新たな計画が町民のみなさまとの共通目標、行政運営の指針、そして広域行政への情報発信として確実に推進され、この町に住む一人一人が心身ともに満ち足りて過ごすことができ、未永く「住んでよかった」と思える場所であり続けられるよう、力を尽くしてまいります。また、本町の現在までの発展は、町民のみなさまのさまざまなまちづくり活動への積極的な参加や、公民館・行政区・町内会をはじめとする地域のコミュニティがあっこそ実現されたものです。今後も新たな技術を取り入れながらよりよい行財政運営・財政健全化に取り組むのはもちろん、町民のみなさまと協働しながら、未来に向かってともによりよいまちづくりに取り組むため、さらなるご指導とご支援をお願い申し上げます。

終わりに、町民のみなさま、策定委員の方々はじめ、計画策定にあたりお力添えを頂きました方々に感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

令和7年3月

※KPI：計画の進捗を適切に管理し、見直しや改善などを行うために設定する、取組の状況や効果を定量的に測定する指標



東神楽町民憲章

わたくしたちは、東神楽町民であることに誇りと責任をもち、
この憲章をかかげて先人の遺業をつぎ、
明るく住みよい郷土をつくることに励みましょう。

- 1 希望をもってたゆまず自分をみがきましょう
- 1 元気で働き豊かな家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り明るい郷土を築きましょう
- 1 いたわりあって楽しい社会をつくりましょう
- 1 感謝の心で自然の恵みをたたえましょう



町章



イメージマーク



東神楽町マスコットキャラクター



東神楽130年記念ロゴ

CONTENTS

第1部

序論	8
第1章 計画策定にあたって	9
1 計画策定の目的	9
2 総合計画の役割	9
3 計画の構成と期間	10
第2章 まちの特性と課題	11
1 まちの概況	11
2 まちの特性	15
3 町民のまちづくりへの思い	17
4 まちを取り巻く時代潮流	24
5 新しいまちづくりで対応すべき課題	27

第2部

基本構想	30
第1章 まちの将来像	31
1 まちづくりの基本視点	31
2 まちの将来像	32
3 将来像実現のための基本目標	33
4 将来人口	36
5 土地利用構想	37
第2章 施策の大綱	39
1 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり	39
2 将来にわたって活力ある産業のまちづくり	40
3 幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり	41
4 花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり	42
5 快適で便利な誰もが住みたいまちづくり	43
6 つながりてつくり広げる顔の見えるまちづくり	44

CONTENTS

第3部

重点プロジェクト	46
第1章 重点プロジェクトについて	47
第2章 重点プロジェクトの展開	48

第4部

基本計画	50
第1章 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり	51
1 子育て支援	51
2 高齢者支援	54
3 障がい者支援	57
4 地域福祉	59
5 保健・健康づくり	62
6 医療・社会保障	64
第2章 将来にわたって活力ある産業のまちづくり	67
1 農林業	67
2 畜産	70
3 商工業	72
4 観光	74
第3章 幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり	76
1 幼児教育	76
2 学校教育	78
3 家庭・地域教育	81
4 生涯学習	83
5 文化・芸術	86
6 スポーツ	88

CONTENTS

第4部

第4章	花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり…	90
1	防災・減災・国土強靱化	90
2	消防	93
3	防犯・消費者保護・交通安全	95
4	ゼロカーボンシティ	98
5	生活環境の保全	100
6	花いっぱいのまちづくり	102
第5章	快適で便利な誰もが住みたいまちづくり	104
1	土地利用・都市計画	104
2	道路・雪対策・河川	106
3	公共交通	109
4	住宅	111
5	公園・緑地・墓園	113
6	上下水道	115
第6章	つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり…	117
1	協働のまちづくり・コミュニティ	117
2	デジタルトランスフォーメーション(DX)	120
3	交流促進	122
4	人権・男女共同参画	125
5	行政運営	127
6	財政運営	130

第5部

進 捗 管 理	132
----------------	------------

資料編

資 料 編	134
--------------	------------



はなのわガーデン花植え



第9次 東神楽町総合計画

**第1部
序論**

1 計画策定の目的

東神楽町(以下、「本町」とします)では、これまで第8次東神楽町総合計画[平成25年度(2013年)～令和6年度(2024年)]に基づき、「笑顔あふれる花のまち～みんなで築こう活力ある東神楽～」をまちづくりの基本テーマに掲げ、各分野にわたるさまざまな施策を町民の皆さんとともに積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、策定から時間が経過する中で、わが国では人口減少や少子高齢化がますます進行しており、今後地方の経済や生活、コミュニティが停滞する恐れがあります。また、温暖化などの地球規模の問題が日常生活に深刻かつ多面的な影響を及ぼすことが懸念されているほか、度重なる災害や感染症の流行などにより、安全・安心の重要性なども改めて認識されています。

また、近年継続的に人口が増加してきた本町においても、令和2年(2020年)国勢調査では総人口が減少に転じています。今後は住みたいまちとしての魅力をさらに高めながらも、人口減少局面においていかに地域社会を持続可能なものとするか、町民が心身ともに満たされた状態で生活できるかを模索し、解決策を見出すことが求められています。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代にこうした内外の動向に的確に対応し、本町が引き続き魅力あるまちであるためには、町民や地域団体、行政のさらなる協働や、デジタル技術などを積極的に活用した行財政運営の一層の改善を進めながら、小規模自治体のモデルとなるような新しい自治体経営を進めていかなければなりません。このため、新たな時代のまちづくりの方向性を指し示すものとして、第9次東神楽町総合計画を策定します。

2 総合計画の役割

本計画は、あらゆる行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、以下のような役割を持つ計画として策定します。

役割1



町民みんなの「まちづくりの共通目標」

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人一人がまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるもの

役割2



東神楽町における「行政運営の指針」

自治体として自立できる自治体経営の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政運営の指針となるもの

役割3



広域行政に対する「まちの主張・情報発信」

国や道、周辺自治体などの広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を主張・情報発信し、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく基礎となるもの

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実行計画」の3つで構成します。

・基本構想

基本構想は、本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和7年度(2025年)から令和18年度(2036年)までの12年間とします。

・基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策などを体系的に示すものです。

計画期間は、令和7年度(2025年)から令和10年度(2028年)までを前期、令和11年度(2029年)から令和14年度(2032年)を中期、令和15年度(2033年)から令和18年度(2036年)を後期として策定し、それぞれの期間最終年次の実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。

・実行計画

実行計画は、基本計画に示された施策を、具体的に実施する事業を定めるものです。事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の中期的な指針となり、財政の健全運営を図るものです。実行計画については、本冊子(基本構想および基本計画)とは別途策定します。

計画期間は、基本計画が始まる初年度から3年間を基本として進行管理し、毎年度見直しを行います。



大雪山を背景に飛行する旅客機

1 まちの概況

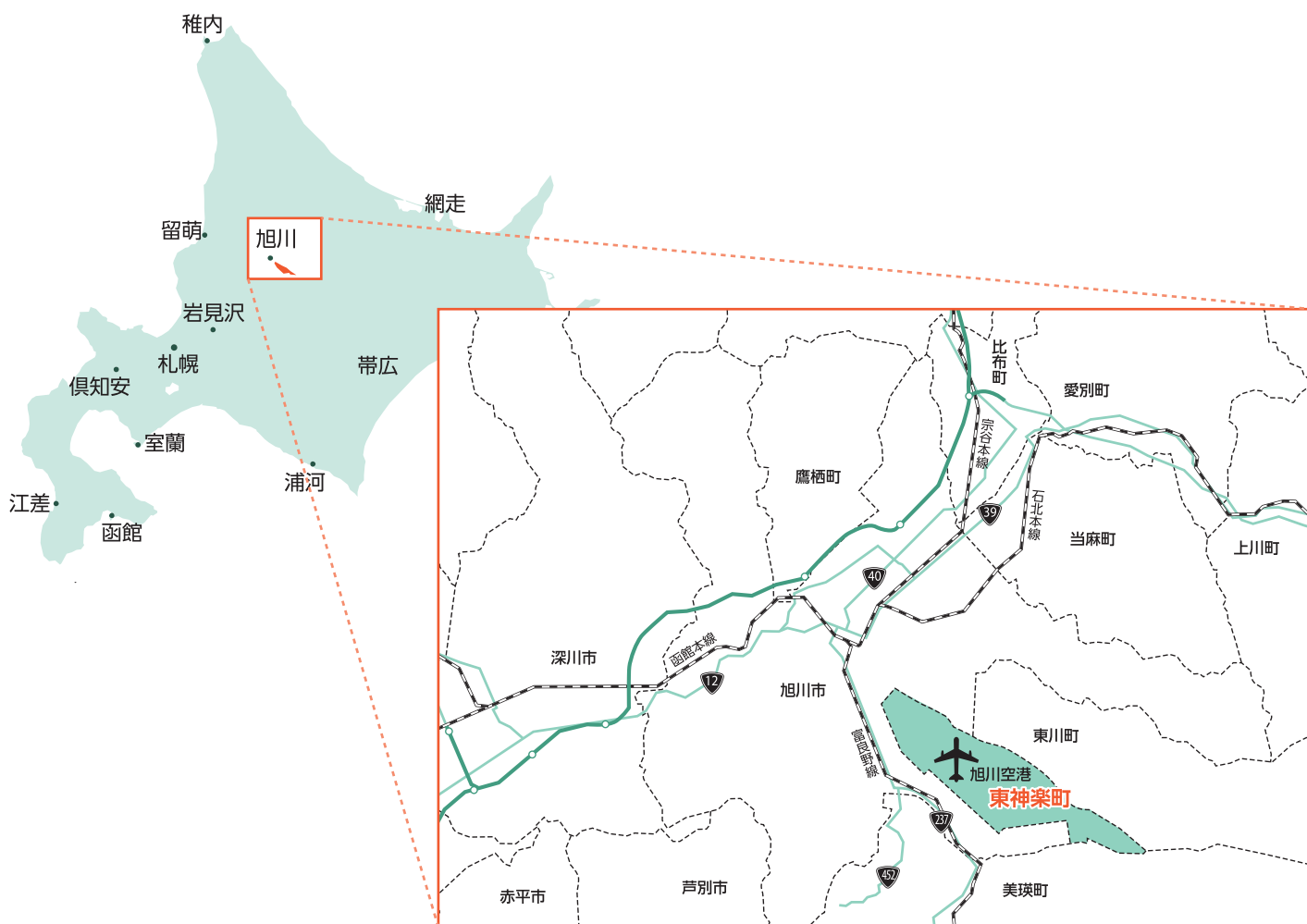
(1) 位置と地勢

本町は、北海道第2の都市であり、道北の中心都市である旭川市に接し、このほか東川町、美瑛町と接しています。

地勢をみると、石狩川水系の忠別川が東西に流れ、町の東部には山地、西部には上川盆地を構成する肥沃な平野と緩やかな丘陵地帯が広がり、東西21.7km、南北6.2km、総面積は68.50km²となっています。

また、町域の中央に位置する中央市街地地区、旭川市に近接する町域の北西に位置するひじり野地区の2つの市街地が形成され、道北の空の玄関口である旭川空港が立地しています。

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候であり、年間降水量は比較的少なくなっています。



東神楽町の位置と地勢

(2) 人口の動向

本町の総人口(令和2年(2020年)国勢調査)は、10,127人となっています。昭和50年(1975年)の国勢調査以降は増加傾向で推移していましたが、平成27年(2015年)の国勢調査と比較すると減少に転じています。

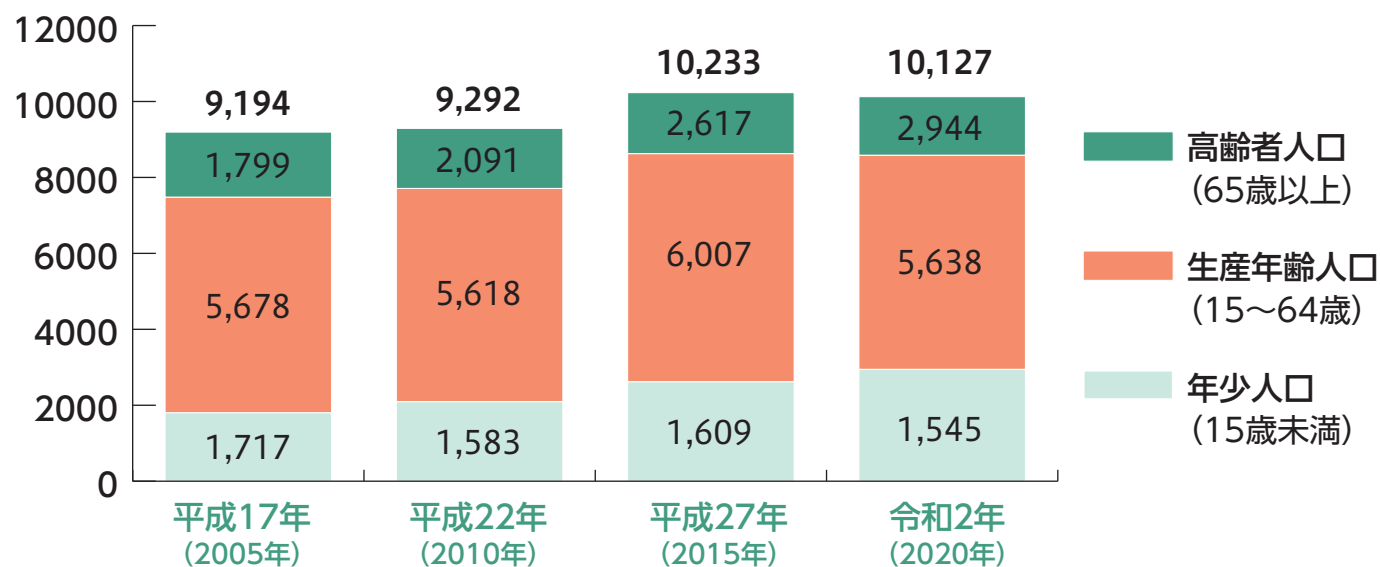
年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は1,545人(15.3%)、15歳から64歳までの生産年齢人口は5,638人(55.7%)、65歳以上の高齢者人口は2,944人(29.1%)となっています。

全国および北海道と比較すると、生産年齢人口比率(55.7%)が全国平均(59.2%)や道平均(57.0%)を下回っており、将来に向けた労働の担い手不足が危惧されます。

また、本町の総世帯数は3,840世帯となっており、継続して増加傾向で推移しています。世帯当たり人員は2.64人で、一貫して減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の多様化が進行していることを示しています。

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	9,194	9,292	10,233	10,127
年少人口(15歳未満)	1,717(18.7%)	1,583(17.0%)	1,609(15.7%)	1,545(15.3%)
生産年齢人口(15～64歳)	5,678(61.8%)	5,618(60.5%)	6,007(58.7%)	5,638(55.7%)
高齢者人口(65歳以上)	1,799(19.6%)	2,091(22.5%)	2,617(25.6%)	2,944(29.1%)
世帯数	3,127	3,290	3,657	3,840
世帯当たり人員	2.94	2.82	2.80	2.64

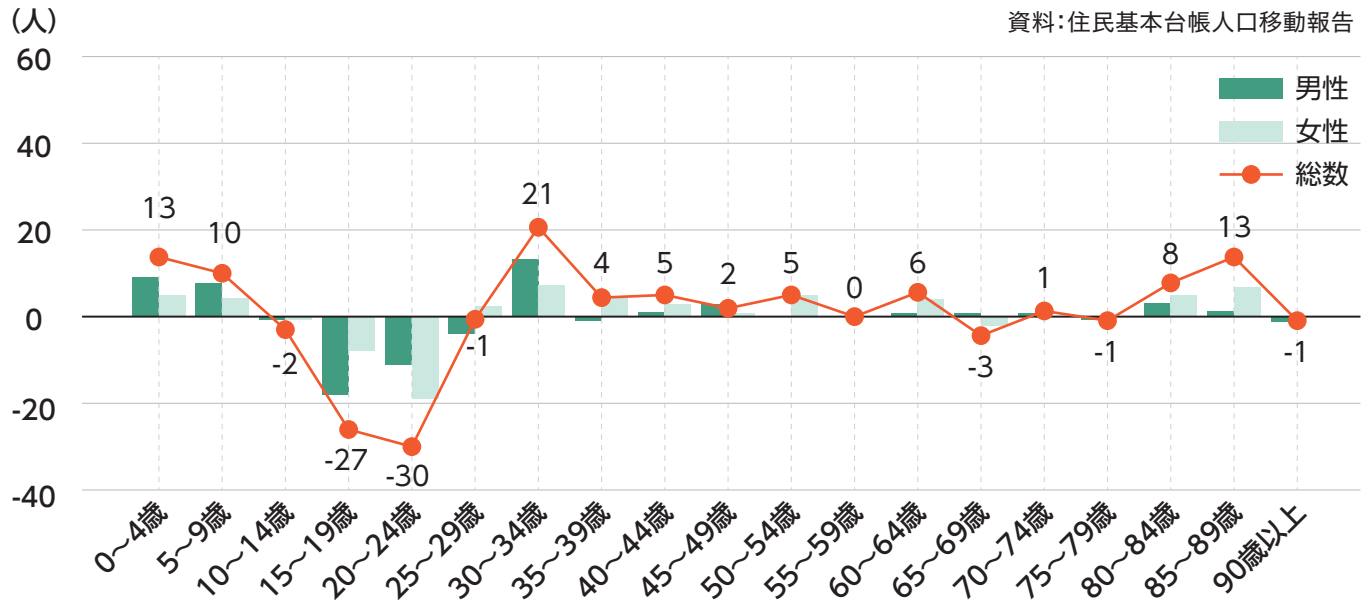
資料：国勢調査。小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。



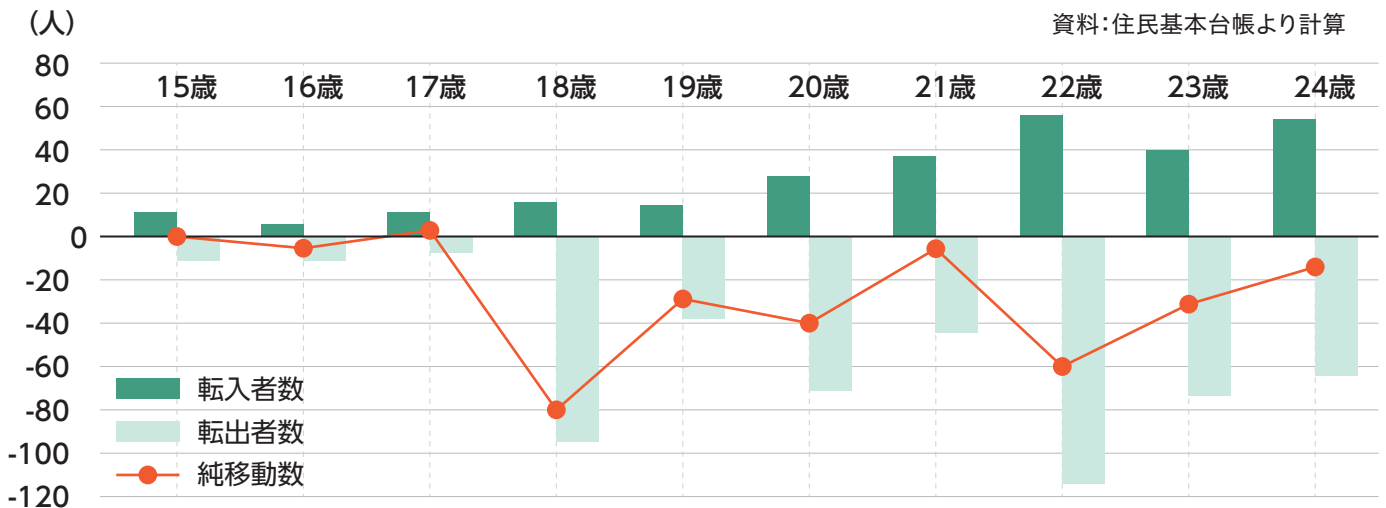
資料：国勢調査

(2) 人口の動向

次に、本町の社会移動（転入・転出）の動向を年齢別にみると、令和5年（2023年）の純移動数（転入者数－転出者数）は、15～24歳で大幅に転出超過となったのち、30歳代以降では転入超過がみられ、80歳代ではまとまった転入超過が確認できます。



また、転出超過傾向が顕著な15～24歳の移動傾向の詳細は、令和元年（2019年）から令和5年（2023年）にかけての延べ転入者数・転出者数・純移動数を、その時点の各年齢別で示した以下のデータから読み取ることができます。一般的に高校卒業、大学卒業のタイミングと重なる18歳および22歳での転出超過が顕著であることが分かります。



これらを踏まえ、本町の将来人口に与える影響力の大きい現役世代に焦点を当てると、進学や就職を機に本町から転出し、住宅取得や子育てなどに伴う住み替えが検討されるタイミングで本町へ転入する動きが活発であると考察できます。

(3) 就業構造の動向

本町の就業者総数(令和2年(2020年)国勢調査)は、4,841人となっています。平成27年(2015年)にかけて一度増加傾向に転じましたが、再び減少傾向を示しています。

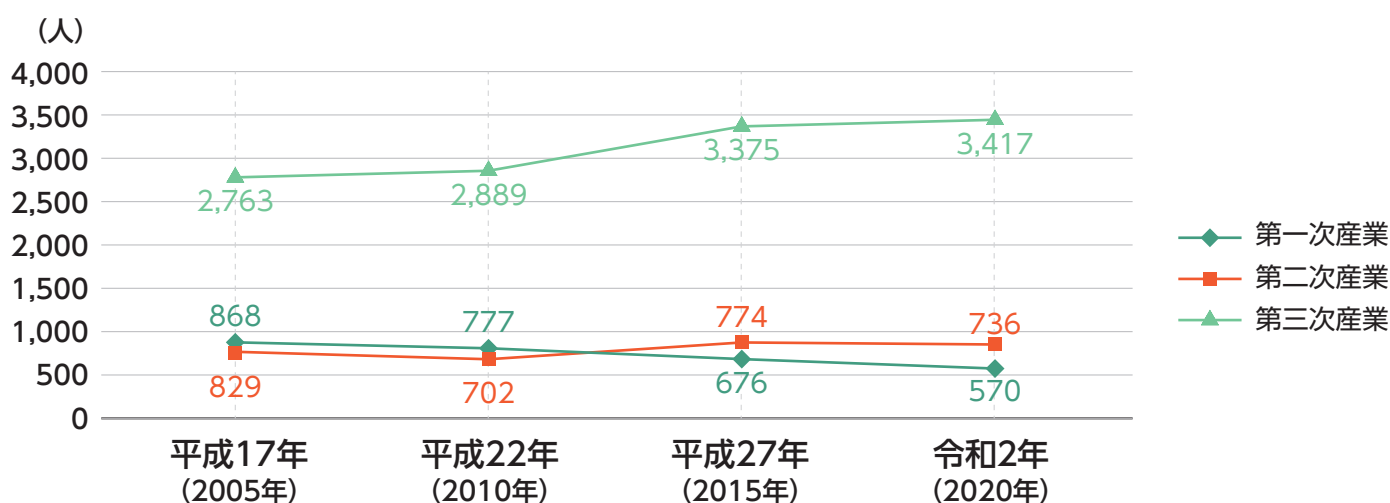
産業3部門別にみると、農業などの第1次産業は570人(12.1%)、建設業、製造業などの第2次産業は736人(15.6%)、これら以外の第3次産業は3,417人(72.3%)となっています。

全国および北海道と比較すると、第1次産業の構成比率(12.1%)は、全国平均(3.5%)や道平均(6.8%)を大幅に上回り、第2次産業の構成比率(15.6%)は、全国平均(23.7%)や道平均(17.0%)を下回り、第3次産業の構成比率(72.3%)は、全国平均(72.8%)や道平均(76.2%)を下回ります。この数字は、第1次産業の構成比率が高く、農業のまちであることを裏づけています。

しかし、これまでの推移をみると、第1次産業と第2次産業については、人数、構成比率ともに減少する一方、第3次産業は人数、構成比率ともに増加し、就業構造が継続的に変化してきています。

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
就業者総数	4,531	4,471	4,999	4,841
第1次産業	868(19.5%)	777(17.8%)	676(14.0%)	570(12.1%)
第2次産業	829(18.6%)	702(16.1%)	774(16.0%)	736(15.6%)
第3次産業	2,763(62.0%)	2,889(66.1%)	3,375(70.0%)	3,417(72.3%)
分類不能	71	103	174	118
総人口	9,194	9,292	10,233	10,127
就業率	49.3%	48.1%	48.9%	47.8%

資料:国勢調査。小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。



資料:国勢調査

本町は、さまざまな特性・資源を持つ発展可能性の高いまちです。個性と魅力をさらに高める視点に立ち、今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性をまとめると、以下のとおりです。

特性1 北海道第2の都市である旭川市に隣接し、道北の空の玄関口である旭川空港が立地するまち

本町は北海道第2の都市である、中核市の旭川市に隣接する町であり、旭川市の中心部まで車で約30分の距離にあります。通勤・通学はもとより、買い物、通院などの都市型の利便性を享受できる恵まれた立地条件にあります。

また、町内には道北の空の玄関口である旭川空港が立地し、東京・大阪・名古屋といった国内主要都市への定期便をはじめ、韓国・台湾への国際定期便、国際チャーター便が発着しています。乗降客数は100万人を超え、令和5年度(2023年)にはLCCが初就航するなど、さらに利便性が向上しています。加えて周辺では高規格道路のルート検討や整備が進むなど、将来的にはさらなる成長が期待できます。

特性2 充実した子育て支援や地域ぐるみの健康づくりにより、生涯にわたっていきいきと暮らせるまち

本町では充実した子育て支援などを追い風に、昭和50年(1975年)～平成27年(2015年)にかけて40年間人口が増え続けてきました。また、年少人口率※は平成17年(2005年)以来道内1位の若く元気な町です。また、町内の小中学生は全国学力調査の結果が比較的良好であることに加え、部活動・少年団活動も盛んで、全道大会・全国大会へ出場する児童、生徒が多くいます。

本町は、医療機能の集積に優れた旭川市へのアクセスもよく、恵まれた医療環境にあるほか、保健・福祉面においても、社会福祉協議会などとの連携のもと、きめ細やかな保健サービスや福祉施策を推進しています。また、本町では、先進的な予防・健康づくりの取組として、ICT※技術を活用して健康に関するデータを分かりやすく「見える化」することで、住んでいるだけで自然と疾病を予防し健康になれる、年齢を重ねても心身ともにいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

特性3 豊かな自然環境とともに、半世紀の歴史を誇る「花のまちづくり」の取組など、美しく安心・快適な生活空間を有するまち

本町は美しくのどかな田園空間が一面に広がる緑豊かな環境と、都市的な利便性をバランスよく備えた町です。昭和30(1955)年代には環境美化運動の一環として花壇づくりがはじまり、次第に町内会毎に独自の花壇を設置させるなどして普及しました。こうした取組は「花のまちづくり」として本町を象徴するものの一つとなっており、町外からも高く評価されています。令和6年(2024年)には、町内外のボランティアの方々の協力も得ながら、複合施設はなのわ前に新たなガーデンがオープンしました。今後もこうした新たな地域資源を活用しながら、花のまちとしての取組を進めます。

※ 年少人口率:15歳未満が総人口に占める割合

※ ICT:Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称

また、本町では都市計画※などに基づく快適で住みよいまちづくりに積極的に取り組んでいます。特に自然環境の豊かさ、上・下水道やごみ処理施設の充実、除雪などについては、令和5年度(2023年)に実施した町民アンケート調査でも高く評価されています。

特性4 肥沃な農地を生かし、水稻、ハウス野菜のほか、畑作・畜産など幅広い農業が展開されるまち

本町は、忠別川がもたらした肥沃な農地を生かし、水稻、ハウス野菜の生産を主体に、畑作・畜産など農業のまちとして発展してきました。本町の農業は全国的に見ても労働生産性が高いことを特徴とし、現在、水稻、小麦、てん菜、アスパラガス、スイートコーン、ハウス野菜、飼料作物、そばなど多様な品目が栽培されています。これらは本町を代表する特産品となっているほか、農産物を活用した新たな製品の開発や、地産地消も行われています。近年は国や道の事業を活用した大型圃場の再編整備が順調に推移し、農地の集約化や大型機械の利用が増加しています。

特性5 町民のまちへの愛着や地域での連帯感があり、町民と行政との距離が近い、みんなの顔がみえるまち

本町では従来から地区公民館をはじめ、地域のさまざまな団体が活動し、町内会加入率は9割に迫るなど、活発で温かみのある、顔の見える地域コミュニティが形成されてきました。過去の町民アンケート調査においても、約8割の方が地域への愛着を感じられているなど、愛着や連帯感の強いまちであるといえます。

本町は、総面積68.50km²と北海道内179市町村のうち5番目に小さなまちであることから、面積の大きな自治体と比較して、町民と行政との距離が近く、町民ニーズへのきめ細かな対応、町民と行政との情報の共有化や合意形成、特色あるまちづくりを行いやすいという強みを有しています。特に第8次総合計画以降は、町民と行政が一体となって、公民館ごとに「地区別まちづくり計画」を策定するなど、地域による自律的なまちづくりや、町民と行政の協働が進んでいるところです。

特性6 人口減少・少子高齢化や地球温暖化など、社会の課題にいち早く対応するまち

前述したように本町が小さく、まち全体が一体となった特色ある活動をしやすいという特長を活かし、社会の変化に対しても機動的な対応を行っています。

本町では自治体DXに積極的に取り組むことで、誰もが便利で暮らしやすいまちづくりを進めること、労働力不足が加速しうる中でも行政サービスの低下を招かないことなど、さまざまな課題解決を目指しています。

また、地球温暖化防止の観点からは、令和4年(2022年)3月に、令和32年(2050年)年までにCO₂(二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。現在ゼロカーボン実現に向けた計画策定、調査、実証実験、ワークショップなど、さまざまな取組を実施しています。

※ 都市計画:都市の健全なる発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画

(1) 町民アンケート

本計画の策定にあたって、町民参画、町民ニーズの反映を重視し、以下のとおり町民アンケート調査を実施しました。

表 1 町民アンケート調査の実施概要

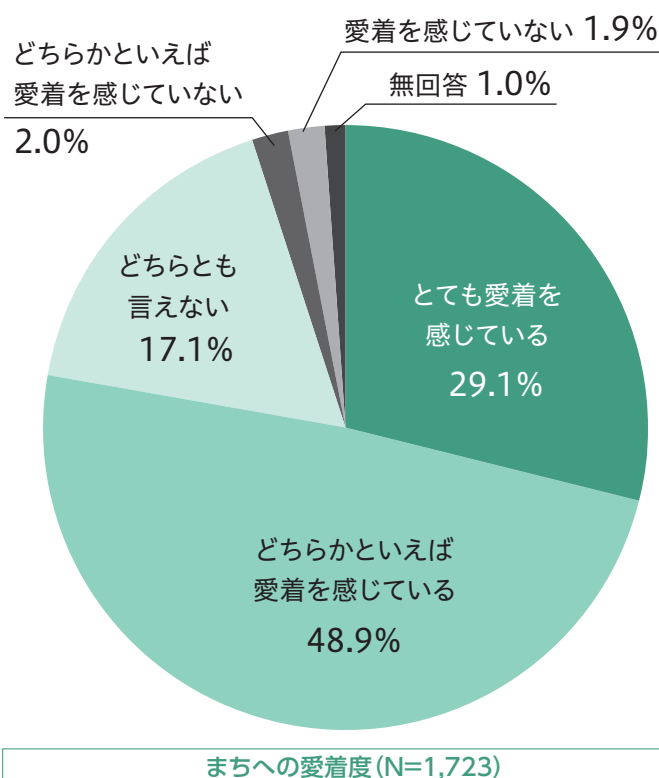
調査対象者	東神楽町民のうち18歳以上の町民4,283件
抽出方法	住民基本台帳から地域別、性別、年齢層別人口比率を考慮し無作為に抽出
調査方法	調査票の郵送によるアンケート方式(Web回答併用)
調査期間	令和6年(2024年)年3月6日～3月20日
回収結果	回収数1,723件／発送数4,251件(回収率40.5%)

※以下のグラフでは、比率を百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。

また、【複数回答】とある問は回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

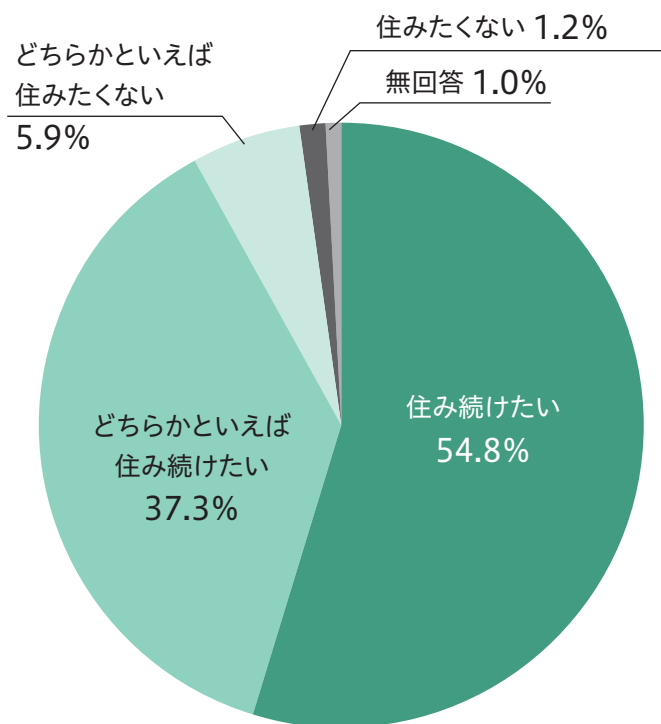
① まちへの愛着度

「どちらかというとな愛着を感じている」と回答した人が48.9%で最も多く、次いで「とても愛着を感じている」(29.1%)が続きます。これらを合わせた“愛着を感じている”という人は合わせて78.0%で、平成24年(2012年)に実施した同様の町民アンケート調査(以下、「平成24年調査」とします)の結果(75.4%)をさらに上回っています。これに対して、“愛着を感じていない”(「どちらかというとな愛着を感じていない」2.0%および「愛着を感じていない」1.9%の合計)は3.9%にとどまり、総じてまちへの愛着度は高いといえます。



② 今後の定住意向

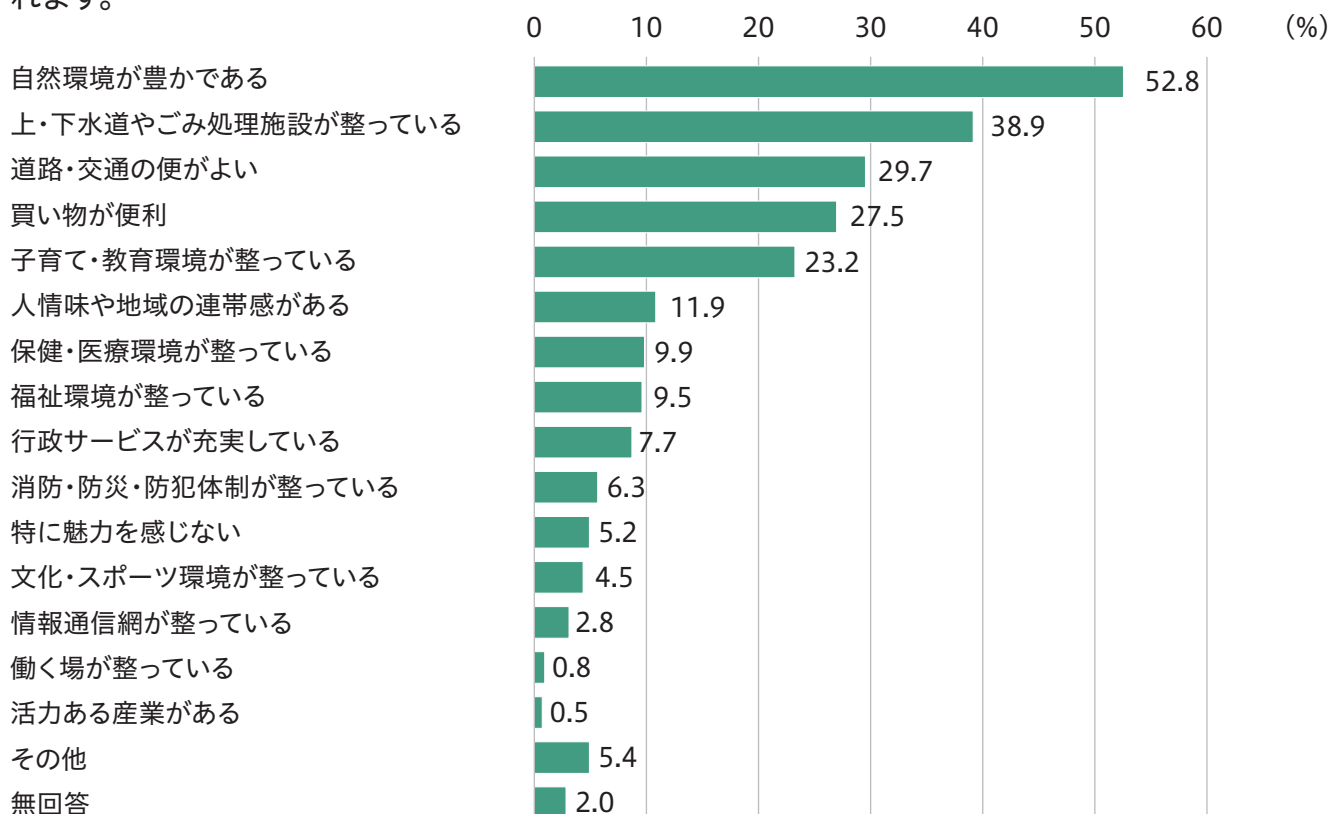
今後も本町に住み続けたいかどうかを尋ねたところ、「住み続けたい」と答えた人が54.8%で最も多く、これに「どちらかといえば住み続けたい」(37.3%)を合わせた92.1%の人が“住み続けたい”という意向を示しています。一方、「どちらかといえば住みたくない」(5.9%)および「住みたくない」(1.2%)と答えた“住みたくない”という人の合計は7.1%にとどまっています。住み続けたい人の割合は平成24年(2012年)調査(77.1%)を大きく上回っており、極めて高いといえます。



今後の定住意向 (N=1,723)

③ まちの魅力

町の魅力について尋ねたところ、「自然環境が豊かである」が最多であり、次いで「上・下水道やごみ処理施設が整っている」「道路・交通の便がよい」「買い物が便利」「子育て・教育環境が整っている」が多くなっています。自然の豊かさに加え、環境衛生や美化などの快適な生活空間、利便性、充実した子育て環境などにより暮らしやすさが実現され、まちへの愛着や定住意向にもつながっていると考えられます。

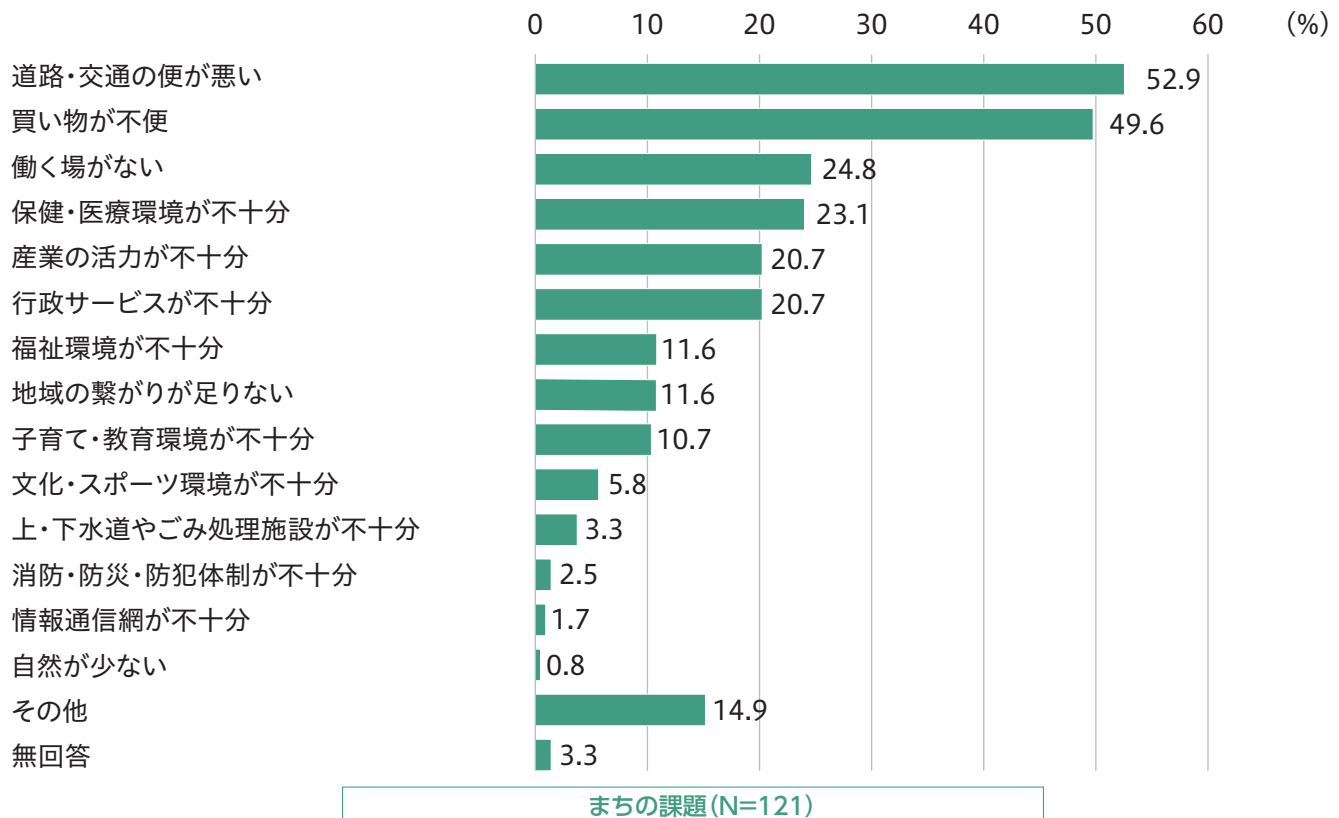


まちの魅力 (N=1,723)

④ まちの課題

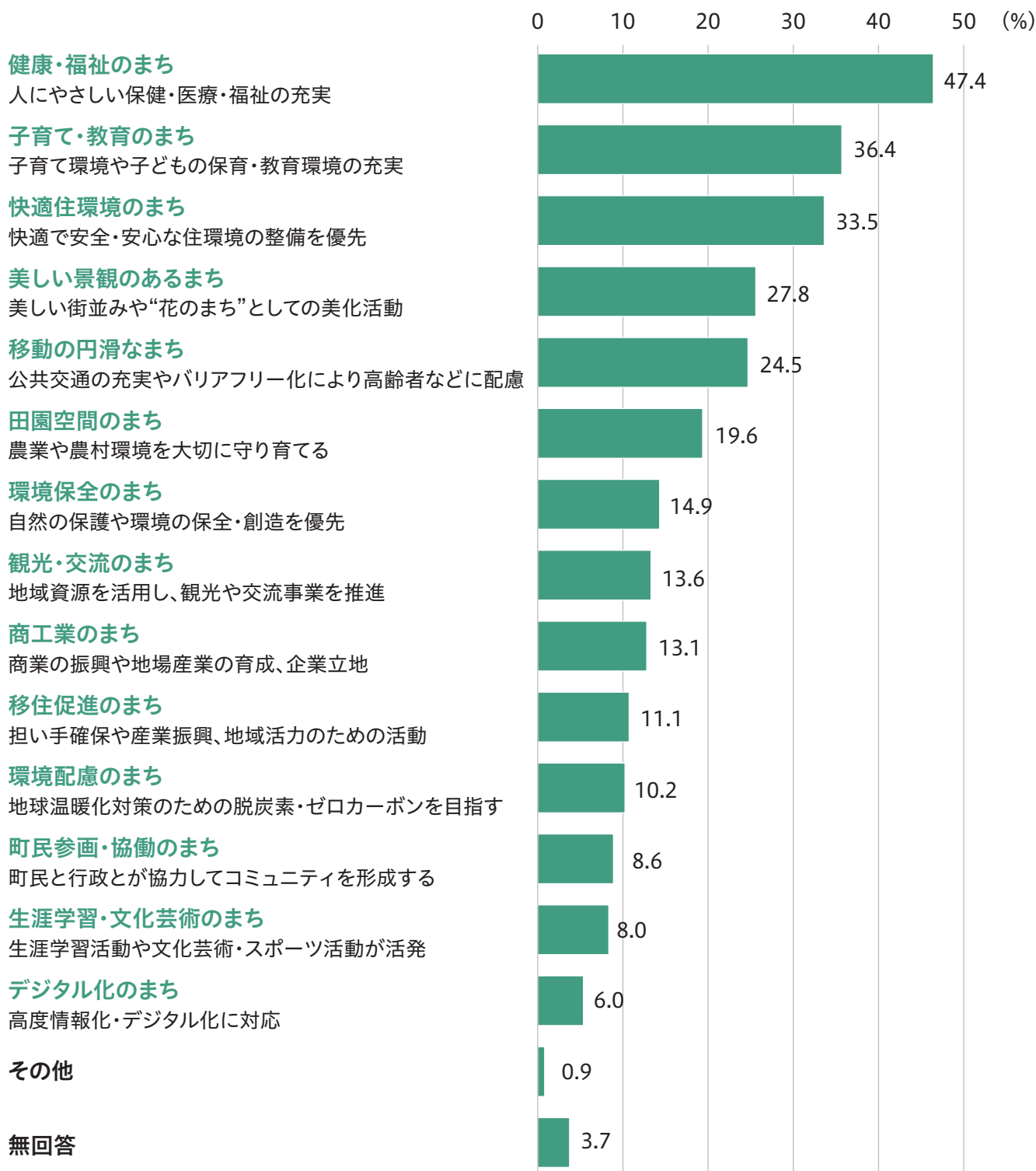
今後の居住意向が低かった方に対し、住みたくない理由を尋ねたところ、「道路・交通の便が悪い」「買い物が不便」をそれぞれ約半数の方が選択しました。本町から旭川市など都市部へのアクセスは比較的良好である一方、居住地などにより不便を感じられている方もいると考えられます。

その他「働く場がない」「保健・医療環境が不十分」「産業の活力が不十分」「行政サービスが不十分」などの意見もみられました。



⑤ 今後のまちづくりの特色(重点方向)

今後のまちづくりで本町に持たせたい特色としては、「【健康・福祉のまち】人にやさしい保健・医療・福祉の充実」が最も多く、次いで「【子育て・教育のまち】子育て環境や子どもの保育・教育環境の充実」、「【快適住環境のまち】快適で安全・安心な住環境の整備を優先」、「【美しい景観のあるまち】美しい街並みや“花のまち”としての美化活動」など、すでに高く評価されている分野をさらに伸ばす方向性の意見が多くみられました。他方、「【移動の円滑なまち】公共交通の充実やバリアフリー化により高齢者などに配慮」など、課題の解決を求める方向性の意見もありました。

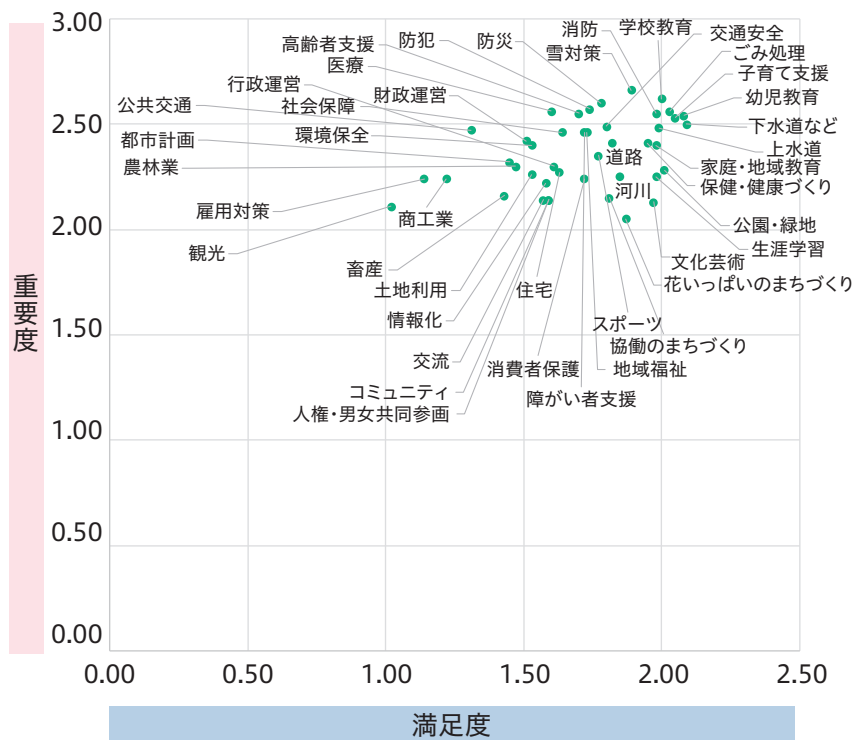


今後のまちづくりの特色(重点方向) (N=1,723)

⑥ まちの各環境に関する満足度と重要度

まちの各環境について、現在どの程度満足しているかを把握するため、43項目を設定し、項目ごとにこれまでの満足度を評価してもらい、「満足」を3点、「やや満足」を2点、「やや不満」を1点、「不満」を0点、「わからない」を点数に含めないこととして点数化し、回答数で割って平均値を求めました。同じように各項目の今後の重要度についても、点数化して平均値を求めました。

結果をみると、重要度は高いものの満足度が低い項目として、公共交通などがあります。また、観光、商工業、雇用対策など、産業分野に対する満足度が全体として低くなっています。一方で、雪対策や学校教育については高く評価されています。



	項目	満足度	重要度
自主連 主立 協働 の まち づく り	協働のまちづくり	1.81	2.15
	コミュニティ	1.59	2.14
	情報化	1.58	2.22
	交流	1.57	2.14
	人権・男女共同参画	1.59	2.14
	行政運営	1.61	2.30
	財政運営	1.51	2.42
快 適 な ま ち づ く り	土地利用	1.53	2.26
	都市計画	1.45	2.32
	道路	1.82	2.41
	公共交通	1.31	2.47
	住宅	1.63	2.27
	雪対策	1.89	2.66
	公園・緑地	2.01	2.28
	河川	1.85	2.25
美 し く 安 全 な ま ち づ く り	上水道	1.99	2.48
	防災	1.78	2.60
	消防	1.98	2.55
	防犯	1.74	2.57
	交通安全	1.80	2.49
	消費者保護	1.72	2.24
	環境保全	1.53	2.40
	ごみ処理	2.03	2.56
	下水道など	2.09	2.50
	花いっぱいのもちづくり	1.87	2.05
人 を 育 む ま ち づ く り	幼児教育	2.08	2.54
	学校教育	2.00	2.62
	家庭・地域教育	1.98	2.40
	生涯学習	1.98	2.25
	文化芸術	1.97	2.13
	スポーツ	1.77	2.35
産 業 の ま ち づ く り	農林業	1.47	2.30
	畜産	1.43	2.16
	商工業	1.22	2.24
	観光	1.02	2.11
	雇用対策	1.14	2.24
や さ し い ま ち づ く り	子育て支援	2.05	2.53
	高齢者支援	1.70	2.55
	障がい者支援	1.72	2.46
	地域福祉	1.73	2.46
	保健・健康づくり	1.95	2.41
	医療	1.60	2.56
	社会保障	1.64	2.46

各分野に対する現在の満足度と今後の重要性

(2) 東神楽町2050ビジョン

町民全体へのアンケートに加え、中学生を中心とした20代までの、次世代を担う若者の意見を把握するため、新たに「東神楽町2050ビジョン」を策定しました。これは本町に住む若者有志が令和32年(2050年)の未来を見据え、長期的な視点に立って本町に求められる政策を提言するものです。





策定にあたっては以下のとおり、参加者への事前アンケートに基づき「キャリア教育とデジタル教育」と「公共交通と魅力あるまちづくり」の2つのテーマを設定し、ワークショップを開催しました。

ワークショップの実施概要

第1回	【開催日時】令和6年(2024年)8月9日(金) 【議題】参加者の各テーマについての問題意識及び提言を述べる
第2回	【開催日時】令和6年(2024年)8月24日(水) 【議題】さらに議論を深めるために、グループディスカッションを行い、具体的な提言案をまとめる

ワークショップでは、生成AIであるChatGPTを活用し、①参加者の現状把握を助けるため、本町の統計集などを読み込ませた上でSWOT分析*を行う②令和32年(2050年)の未来を想像するためのアイデア出しをするという2つの側面から生成AIを活用しました。

東神楽町の教育の今とこれから

今	 今の東神楽町の強み	 今の東神楽町の弱み
	<ul style="list-style-type: none">充実した公民館や図書館。地域の人とも交流。先生1人あたりの生徒数が少なく、先生が生徒1人1人に丁寧に対応。	<ul style="list-style-type: none">中学校に使うための教育費に限られる。大きな都市と比べて差がある。 例) IT機器を使った授業が難しい、塾が少ない
これから	 これからできること	 これから注意すべきこと
	<ul style="list-style-type: none">IT機器を使って勉強する機会を増やす。農業や自然、町立図書館のような、東神楽町のよさをもっと生かして学ぶ。	<ul style="list-style-type: none">生徒数が少なくなってしまう。大きな都市との差がどんどん大きくなってしまう。

ChatGPTによるSWOT分析の結果(教育)

* SWOT分析:戦略立案のため、ある主体を取り巻く内部環境(「強み(Strength)」、「弱み(Weakness)」)、外部環境(「機会(Opportunity)」、「脅威(Threat)」)の4要素を整理・分析すること

東神楽町のまちづくりの今とこれから



今の東神楽町の強み

今

- 旭川空港が近いなど、交通アクセスがよい。
- 大雪山のような自然が豊かで、観光施設も充実している。



今の東神楽町の弱み

- 町の中に、公共交通での移動が便利ではない場所がある。
- 冬の寒さや雪が生活や観光に悪影響となる。



これからできること

これから

- 自然や温泉を活かして、観光業をもっと盛んにする。
- 東神楽町の農産物を町の外に売り出していく。
- 他の町から移り住む人を増やす。



これから注意すべきこと

- 他の町と同じように、地震や台風といった災害が起こる。
- 周りの町や他の観光地との間で、観光客や住民の取りあいになってしまうかもしれない。

ChatGPTによるSWOT分析の結果(まちづくり)

検討結果は報告書として取りまとめ、第9次東神楽町総合計画策定委員会(第2回)に提出されました。ビジョン自体は令和32年(2050年)を見据えた中長期的提案ではありますが、本計画にも可能な限り反映します。



イチョウの木とカントリーサイン

本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、さまざまな分野において、誰ひとり取り残さないよう配慮しながらも、機動的に対応することが求められています。今後のまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

潮流1 人口減少・少子高齢化の急速な進行

諸外国と比較しても低い出生率などにより、日本の人口は減少局面を迎えており、令和52年(2070年)には総人口が9,000万人を割り込むと推計されています。また、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年(2040年)には65歳以上が全人口の35%、令和52年(2070年)には39%に達する超高齢化社会を迎えると考えられています。こうした変化は労働力不足や社会保障関係費の増大など、私たちの生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、すでに本町においても人口減少、高齢化が進行しているところです。

本町においても引き続き子育てしやすいまち、誰もが住みたいまちを目指していくと同時に、人口減少や高齢化の進行を見越した保健・医療・福祉や、誰もがいつまでも生きがいを持って暮らせるような健康づくりのあり方などを見直す必要があります。

潮流2 地方の産業・経済の低迷

日本においては三大都市圏と、農漁村を含む地方圏との間での所得格差が続き、より所得の高い魅力的な地域に、地方から若年層を中心に人口が流出してきました。昭和45年代(1970年)以降はさらに、東京圏への一極集中が進んでいるところです。私たちが日常生活を送るために必要なサービス(小売・飲食・娯楽・医療機関など)は一定の人口規模の上に成り立っていることから、地方の人口減少が進んで各サービスの立地に必要な人口規模を割り込めば、地域からサービス産業が撤退してしまうことも考えられます。これらの問題が生じれば、生活利便性の低下に加え、第3次産業への就業者数が多い本町においては働き口の確保の面でも大きな影響を及ぼします。

他方で、近年20~30代の間で地元志向や地方移住など、地方への関心が高まっているとする指摘もあります。こうした中で、農業はじめ既存産業の持続的発展を図るとともに、町内で新たな魅力的な働き口を誘致・創出することが必要であると考えられます。

潮流3

孤独・孤立問題の顕在化やコミュニティの重要性の高まり

日本においては人口減少・少子高齢化とともに近年単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯が増加するなど、世帯構成も変化しています。令和32年(2050年)には単身世帯が全世帯の44.3%に達すると考えられています。世帯のあり方の変化に加え、長引くコロナ禍においては自殺者、DV相談件数、児童虐待相談対応件数、完全失業者数などが増加しました。こうした中で国内外において孤独・孤立の問題が深刻視されるようになり、日本では内閣府に孤独・孤立対策推進室が設置されたほか、各自治体においても取組が進んでいます。

このような状況においては、ソーシャル・キャピタル(社会関係資本[※])や地域コミュニティの重要性がより一層高まると考えられます。他方で人口減少は自治会や消防団などの担い手不足によって地域コミュニティの機能低下を招く懸念があるとも指摘されており、本町においても地域コミュニティを持続可能なものとする取組が必要です。

潮流4

公共私が一体となったまちづくりや広域連携の必要性の増大

潮流1～3で整理したとおり、人口減少や少子高齢化により特に地方においては若年層を中心とする働き手の絶対量が不足する一方で、行政サービスの必要量は増えることも考えられます。こうした中でも暮らしを支えるさまざまなサービスを維持する上では、町民や地域団体の活動に必要な支援や環境整備を行政が適切に行いながら、これまで以上に協働し、一体となって持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。

また、他自治体との関係性においては、本町単独では対応できない深刻な行政課題については、本町の強みを活かしながら、周辺自治体や道、国と連携しながら解決を図ることが考えられます。すでに本町は周辺1市8町と「旭川大雪圏域連携中枢都市圏」(以下、「連携中枢都市圏」という。)を形成するなど、さまざまな広域連携の取組を推進しています。

潮流5

国際化やデジタル化の進展

地方の働き手が不足する中では、行政サービスの担い手も不足する懸念があります。地方公務員の確保が難しい状況下でも自治体が担うべき機能を将来にわたって発揮する上では、デジタル技術を積極的に活用し、より少ない職員で効率的に業務を推進する体制構築が必要です。また、デジタル技術の活用により、住民にとっての行政サービスの利便性を向上させる必要性も指摘されています。

また、グローバル化により国境を超えるヒト、モノ、金銭、情報の往来が活発になり、北海道にもインバウンド観光客などが多く訪れるなどのチャンスも生じている一方で、後述する地球温暖化や世界的な感染症の流行などの地球規模の問題にも注目が集まっているほか、周辺地域ではオーバーツーリズムなども懸念されています。

※ 社会関係資本: 諸説あるが、例えば「社会的なつながり(ネットワーク)とそこから生まれる規範・信頼」などと定義される。

潮流6

地球温暖化に対する危機意識の高まり

地球温暖化は、例えばコメの栽培に適した土地の減少、猛暑日や熱中症リスクの増大、気象災害の発生など、私たちの生活に多面的かつ深刻な影響をもたらす問題です。平成28年(2016年)に発効した「パリ協定」では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが世界共通の長期目標として定められました。また、令和2年(2020年)には日本政府も令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」をしています。

これを受けて、令和6年(2024年)9月末時点で本町を含む1,122自治体が同様に令和32年(2050年)二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。本町においても、地域の再生可能エネルギーや、これまでさまざまな取組を通じて蓄積してきたノウハウを活かして、今後より一層地球温暖化の進行を遅らせる、あるいは気候変動による悪影響を軽減する取組が必要です。

潮流7

安全・安心への意識の高まり

昨今北海道では野生鳥獣による被害額が増加の兆しを見せているほか、全国的に「闇バイト」などの若い世代を巧妙に犯罪に加担させる手口などが問題視されるなど、さまざまな犯罪の態様などが登場しています。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな社会的リスクの存在が浮き彫りになったところです。こうした最新の情勢を把握しながら、安全・安心の確保のため、防犯・防災・消防などには継続的に注力する必要があります。

また、東日本大震災や西日本豪雨、能登半島地震、北海道胆振東部地震による北海道全域での停電など、これまでわが国は自然災害による甚大な被害を受けてきました。また、潮流5で整理した地球温暖化に伴う気候変動により、近年記録的豪雨や大型台風、突風など、自然災害による被害はさらに増大しています。災害に対してもさらなる備えが必要です。

潮流8

文化芸術・スポーツの価値の再認識

新型コロナウイルスの流行やそれに伴う行動自粛は、文化芸術やスポーツなどの活動に大きな影響を及ぼしました。その反面、例えば社会や生活に活力や勇気、希望をもたらすなど、文化芸術やスポーツが持つさまざまな本質的価値が再認識されるきっかけにもなりました。

今後も東京オリンピックのレガシー*を活かしつつ、多様な文化・スポーツ活動への参加機会創出や、文化・スポーツを通じた健康増進、まちづくり、心豊かで多様性のある社会の形成などに取り組むことが求められています。また、特に喫緊の課題として、学校部活動の地域展開を円滑に進める必要があります。

※ レガシー:「遺産」や「伝統」を意味する言葉

これまでみてきたまちの生かすべき特性や町民のまちづくりへの思い、取り巻く時代潮流などを踏まえ、これからの新しいまちづくりを進めていくために対応すべき主な課題を整理すると次のとおりとなります。

課題1 深刻化する少子高齢化に対応した、保健・医療・福祉・子育て支援体制の一層の充実と、先進予防型社会の実現

本町では近年一貫して総人口が増加してきましたが、令和2年(2020年)国勢調査では減少に転じました。これまで本町の人口増は新規の宅地造成などに支えられてきましたが、現在の土地利用の状況を踏まえると、大規模な宅地の開発などは困難になってきています。したがって、今後は本町においても人口減少や少子高齢化を見越したまちづくりを行うことがより一層重要であると考えられます。

町民アンケート調査においては「【健康・福祉のまち】人にやさしい保健・医療・福祉の充実」および「【子育て・教育のまち】子育て環境や子どもの保育・教育環境の充実」に関心を寄せる方が非常に多かったことから、引き続き充実した子育て支援を行いつつ、保健・医療・福祉の充実や、若いうちからの健康づくりなど先進的な予防・健康づくりの取組にさらに注力することが必要です。

課題2 地域産業の中核を担う農業の持続的発展と地域資源を生かした観光・交流を柱とした、地域の魅力の創出と発信

町の基幹産業である農業では農地の集約化が順調に推移し、効率的な耕作が行われる一方で、農家数は減少しています。農業の持続的発展のため、農地の再編整備、スマート農業の推進、担い手確保、農畜産物の付加価値向上などに多面的に取り組む必要があります。

また、町民アンケート調査では観光、商工業、雇用対策など、産業分野に対する満足度が全体として低い傾向にあったほか、本計画の策定過程においても、飲食店や商店の不足、観光資源やイベントの不足などが課題として指摘されました。これらを解決する上では、商工業の振興、新規創業支援、新規起業・商業施設誘致、空港を活かした観光活性化などが必要で

課題3 次代を担う子どもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化・スポーツ活動の推進

子育て・教育環境の充実の本町の大きな魅力のひとつであることに加え、前述のとおり、多くの方が今後も重視すべきであると認識されています。将来の見通しが難しい時代において、「生きる力」を育む教育の推進に注力する必要があります。

町内では従来から多くの文化・スポーツ団体が活発に活動してきましたが、社会全体をみても部活動の地域展開などの大きな変化が生じているほか、町内の環境や指導者確保などについて課題を感じる声もあります。また、令和6年(2024年)に供用を開始した文化ホール「花音」についても、町民の文化活動をさらに豊かにする拠点施設として、さらなる利用の活発化や利用しやすさの向上が必要です。

課題4

「花のまちづくり」の取組を生かした、だれもが住みたい 安全・快適な住環境の整備と環境に配慮したまちづくりの推進

環境衛生を端緒に本町で長年取組まれてきた「花のまちづくり」は、町の住みやすさの向上などに大きく寄与し、今日では「花」が本町を象徴するものの一つとなっています。その一方で、開始から長い年月が経つ中で、特徴が分かりにくくなっている、ボランティアの確保が難しくなっているなどの指摘もあります。

また、安全で快適な住環境も本町の大きな魅力の一つですが、近年は気候変動による災害が全国規模で生じており、本町でも局地的な集中豪雨や大雪、暴風雪、突風が起きています。こうした環境下では、ゼロカーボンの推進により、気候変動への適応策としても防災を進めると同時に、緩和策としてCO₂排出量削減に努めることが重要です。さらに、北海道においては野生鳥獣による農林水産業などへの被害も深刻です。

こうした環境変化を踏まえながら花のまちづくりをはじめ、防災、防犯、環境衛生、インフラの維持・整備など、さまざまな面から、本町の住環境を引き続き守っていく必要があります。

課題5

町の立地条件を最大限に生かし、さらなる発展を見据えた、 便利で快適な生活基盤づくりと更新

本町は旭川市中心部に隣接し、道北の空の玄関口である旭川空港が立地するなど、特に都市部へのアクセスが良好です。その一方で、町民アンケート調査にもあるとおり、特に町内の移動については課題を感じる方が多く、満足度が低い状況です。今後、本町においても高齢化が進む中で、町内移動の利便性向上には重点的に取り組む必要があります。

加えて、生活基盤の維持と改善も重要です。本町では令和6年(2024年)、新たに役場や文化ホール、図書館、町立診療所などを含む複合施設「はなのわ」がオープンしました。町民生活において重要な施設である一方、まだ多くの方にとってなじみがないことから、「花音」同様、さらなる利用しやすさの向上に努めることが必要です。

課題6

人口減少下でも持続可能なまちづくりに向けた、さらなる協働体制の強化と コミュニティの活性化、行政DXや情報発信などの行財政改革の推進

顔の見える活発な地域コミュニティは本町の特長であり、まちづくりを支える極めて重要なものですが、人口減少や高齢化が進む中で今後維持が難しくなることも考えられます。本町では町民と行政が協働したまちづくりに着手しているものの、より開かれたまちづくりが必要ではないかとの指摘があります。加えて、こうした協働は人口減少下で地域社会を維持・発展させていく上で、ますます重要になっていくと考えられます。

行財政運営の面では、協働をさらに推進するため、町内外に向けて町の取組を積極的に発信していくことが必要です。また、人口減少下でも継続して質の高い行政サービスを提供するため、DXにも引き続き注力する必要があります。



ひがしかぐら森林公園 キャンプ場



サッカー教室



第9次 東神楽町総合計画

**第2部
基本構想**

1 まちづくりの基本視点

第1章

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1

東神楽らしさ

「花のまち東神楽」に向けた取組など、これまでのまちづくりでの成果、地域特性や地域資源を生かし、人づくり、地域づくりなど、多彩な東神楽らしさを創造するとともに町内外に発信し、誇れるまちづくりを進めます。

視点2

幸福度の高い暮らし

自然と共生する安全・安心・快適で誰もが住みよい生活環境を基本として、物心両面で日々の生活に豊かさや楽しさ、充足感が感じられ、こどもから高齢者まであらゆる世代が健やかに生きがいをもって住み続けられるまちづくりを進めます。

視点3

先進性

人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの影響が本町の暮らしや産業にも及び、将来の不確実性が高い時代の潮流を踏まえ、社会の動向や技術の進歩をいち早く察知し、先手を打って対応するまちづくりを進めます。

視点4

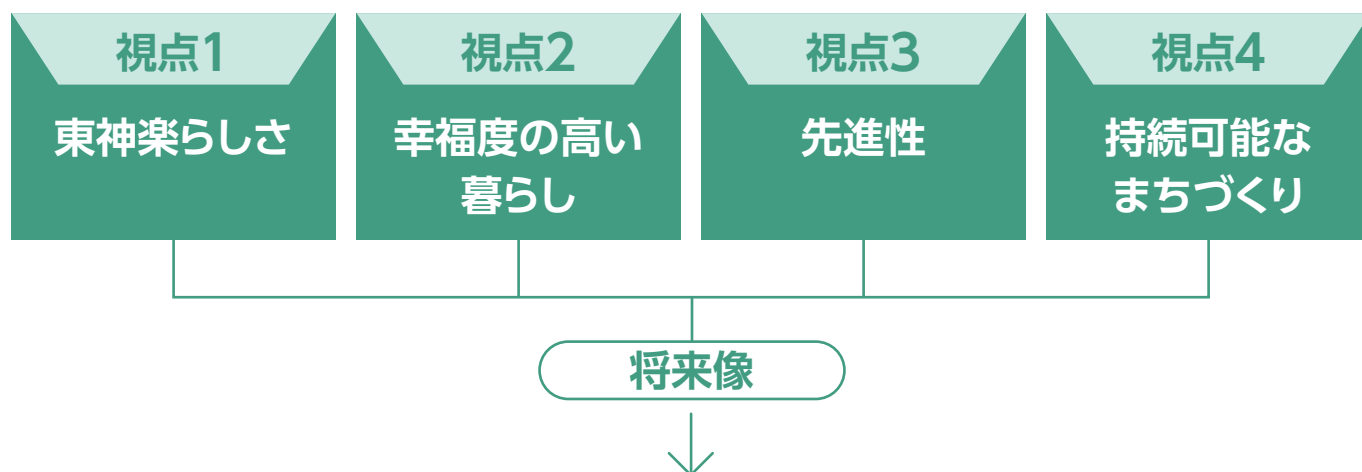
持続可能なまちづくり

さまざまな分野における町内外での連携を重視し、地域や住民、家庭、学校、事業者などの活動・交流をますます活性化させるとともに、だれもがデジタルを活用できる環境整備はじめ、行財政改革に引き続き取り組むことで、持続可能で活力ある地域社会や産業を築きます。

まちづくりの基本視点

まちの将来像は、本町が令和18年度(2036年)に目指す姿を町内外に示し、町民と行政、町内外のさまざまな主体が、これまでのまちづくりの成果を活かしながら、よりよい将来を共に築くための象徴となるものです。

こうした位置づけや、序論で確認したまちの特性と課題、まちづくりの4つの視点「東神楽しさ」「幸福度の高い暮らし」「先進性」「持続可能なまちづくり」を踏まえ、将来像を次のとおり定めます。



花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

まちの将来像

本町は「花」「大地」「笑顔」に象徴されるように、町民のまちへの愛着や地域の連帯感に支えられ、豊かな自然環境に支えられた景観や農業などの営みと、快適で健やかに暮らせる便利な生活環境を併せ持つ町です。特に「花」のまちづくりは、昭和30年代(1955年)に自分たちが暮らす環境をより美しく快適にしたいという町民の願いや活動から始まったものです。本町において「花」は美しさや観光資源としての魅力のみに関わらず、衛生的で快適な住環境、花のある暮らしを支える活発な地域コミュニティの活動などを含めた本町のシンボルといえます。

他方で、まちを取り巻く時代潮流を見ると、時代の変化はより目まぐるしく、予測困難になっています。また、少子高齢化の波は本町にも押し寄せ、コミュニティや産業はじめ、町民の暮らしを支えるさまざまなものに大きな影響が生じかねないと考えられます。

こうした状況を踏まえ、将来の見通しが困難な時代であっても、様々な新たな技術を活用しながら変化にしなやかに対応し、暮らしをよりよく、次世代においても持続可能なものとできるよう、町民や行政が一体となって取り組むことを目指します。

まちづくりの基本視点と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標(6つの施策の柱)を次のとおり定めます。また、これらの実現にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)に共感し、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりの実現により一層取り組むこととします。

基本目標1 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり

支え合い助け合う地域福祉体制づくりを進めながら、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる福祉・医療・介護体制の充実、子育てを町全体で応援する体制の充実を進めます。また、町民一人一人が若いうちから健全な生活習慣を形成できる、先進的な予防・健康づくり、保健サービスの充実に取り組みます。これらを通じ、町民だれもが地域で生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくりを実現します。

- 1 子育て支援
- 2 高齢者支援
- 3 障がい者支援
- 4 地域福祉
- 5 保健・健康づくり
- 6 医療・社会保障

基本目標2 将来にわたって活力ある産業のまちづくり

大型圃場の再編整備やスマート農業の推進、経営基盤の強化などを通じ、本町の基幹産業である農畜産業が次世代に持続可能な形になるよう支援します。商工業については引き続き雇用の維持と事業継続に係る支援や商業集積、企業立地を推進するとともに、新たな特産品の開発や後継者育成、創業支援などにも取り組みます。これらに加え、観光業を通じた町の魅力発信にも努めることで、総合的に将来にわたって活力ある産業のまちづくりを実現します。

- 1 農林業
- 2 畜産
- 3 商工業
- 4 観光

基本目標3 幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり

こどもたちの多様なニーズを踏まえ、家庭・地域・学校が連携・協力しながら、将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜く力、自己肯定感、地域の幸せや豊かさを感じることができる力を育む教育づくりを進めます。

併せて、町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成や、新たに整備した文化ホール「花音」を活用し、町民の文化芸術活動やスポーツ活動の機会を充実させることで、幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくりを実現します。

- 1 幼児教育
- 2 学校教育
- 3 家庭・地域教育
- 4 生涯学習
- 5 文化・芸術
- 6 スポーツ

基本目標4 花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり

緑豊かな本町において、町民生活のよりどころとなる安全・快適な生活環境を確保するため、防災、防犯、環境美化などさまざまな観点から、危機管理体制の一層の強化や環境整備、情報発信など、必要な施策を講じます。特に近年は地球温暖化による影響が生活に多面的かつ深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組に注力します。

さらに、町民と行政の連携により、本町の象徴である花のまちづくりにも引き続き取り組むことで、花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくりを実現します。

- 1 防災・減災・国土強靱化
- 2 消防
- 3 防犯・消費者保護・交通安全

- 4 ゼロカーボンシティ
- 5 生活環境の保全
- 6 花いっぱいのもちづくり

基本目標5 快適で便利な誰もが住みたいまちづくり

本町の豊かな自然環境に配慮し、優れた立地条件や地域の特性を生かし、都市計画に基づく調和のとれた土地利用を推進します。また、これらに基づき、高規格道路の整備促進の継続をはじめ、道路や河川、雪対策、町民の憩いの場など、良好な生活インフラを維持します。

また、町民生活の快適性をさらに高める観点から、公共交通などの移動の利便性の改善や中古住宅の流通促進にも取り組み、快適で便利な誰もが住みたいまちづくりを実現します。

- 1 土地利用・都市計画
- 2 道路・雪対策・河川
- 3 公共交通

- 4 住宅
- 5 公園・緑地・墓園
- 6 上下水道

基本目標6 つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり

多様な町民参画の促進や、町民と行政の情報の共有をさらに推進します。これにより、町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、コミュニティ意識の啓発をはじめ、自治機能のさらなる向上を図ります。

行政運営においては、デジタル技術の積極的な活用による行政サービスの向上と行政運営の効率化をはじめ、健全で計画的な財政運営などに努め、社会変容に対応できる強い組織づくりを目指します。これらにより、つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくりを実現します。

- 1 協働のまちづくり・コミュニティ
- 2 デジタルトランスフォーメーション(DX)
- 3 交流促進

- 4 人権・男女共同参画
- 5 行政運営
- 6 財政運営

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

基本目標

1

暮らせるまちづくり
生きがいをもって健やかに

基本目標

2

産業のまちづくり
将来にわたって活力ある

基本目標

3

幸せな未来をつくる
心豊かな人を育むまちづくり

基本目標

4

花と緑に囲まれた美しく
安全・安心なまちづくり

基本目標

5

快適で便利な誰もが
住みたいまちづくり

基本目標

6

つながりでつくり広げる
顔の見えるまちづくり

重点プロジェクト

1

時代の潮流を捉えた
持続可能なまちづくり
プロジェクト

2

みんなでつくる
地域共生社会
プロジェクト

3

未来をひらく
子育てと教育のまち
プロジェクト

4

暮らしを支える
魅力ある産業創出
プロジェクト

- (1)子育て支援
- (2)高齢者支援
- (3)障がい者支援
- (4)地域福祉
- (5)保健・健康づくり
- (6)医療・社会保障

- (1)農林業
- (2)畜産
- (3)商工業
- (4)観光

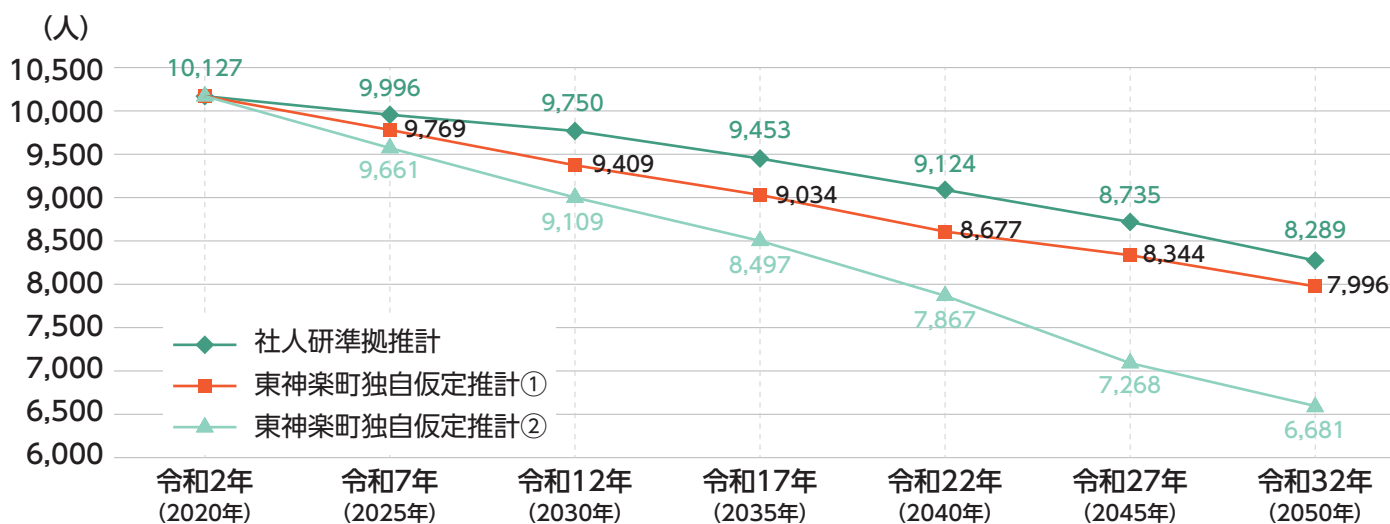
- (1)幼児教育
- (2)学校教育
- (3)家庭・地域教育
- (4)生涯学習
- (5)文化・芸術
- (6)スポーツ

- (1)防火・減災・国土強靱化
- (2)消防
- (3)防犯・消費者保護・交通安全
- (4)ゼロカーボンシティ
- (5)生活環境の保全
- (6)花いっぱいのもちづくり

- (1)土地利用・都市計画
- (2)道路・雪対策・河川
- (3)公共交通
- (4)住宅
- (5)公園・緑地・墓園
- (6)上下水道

- (1)協働のまちづくり・コミュニティ
- (2)デジタルトランスフォーメーション(DX)
- (3)交通促進
- (4)人権・男女共同参画
- (5)行政運営
- (6)財政運営

付属資料「東神楽町人口ビジョン」は、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもので、令和32年(2050年)までの人口推計を実施しています。3種類の推計パターンにて将来人口を推計したところ、令和32年(2050年)の人口は、最も多い推計パターンで8,289人、最も少ない推計パターンで6,681人という結果が得られました。また、いずれのパターンの推計結果を見ても、年少人口の割合が低下する一方、高齢者人口の割合は高まっており、一層の少子高齢化の進行が予想されます。



資料:日本の地域別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)、東神楽町人口ビジョン(令和6年改訂版)

		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
社人研 準拠推計	総人口(人)	10,127	9,996	9,750	9,453	9,124	8,735	8,289
	年少人口(%)	15.3%	14.2%	12.9%	12.0%	11.7%	11.7%	11.6%
	生産年齢人口(%)	55.7%	54.7%	53.4%	51.1%	47.7%	45.5%	43.8%
	高齢者人口(%)	29.1%	31.2%	33.7%	36.9%	40.6%	42.9%	44.7%
	75歳以上人口(%)	15.4%	17.9%	20.4%	22.2%	24.0%	26.1%	29.0%
東神楽町 独自仮定 推計①	総人口(人)	10,127	9,769	9,409	9,034	8,677	8,344	7,996
	年少人口(%)	15.3%	14.1%	12.4%	11.6%	11.9%	12.6%	13.0%
	生産年齢人口(%)	55.7%	55.7%	55.9%	54.8%	51.8%	49.7%	48.5%
	高齢者人口(%)	29.1%	30.2%	31.6%	33.6%	36.3%	37.8%	38.5%
	75歳以上人口(%)	15.4%	16.9%	18.6%	19.7%	20.7%	22.1%	24.1%
東神楽町 独自仮定 推計②	総人口(人)	10,127	9,661	9,109	8,497	7,867	7,268	6,681
	年少人口(%)	15.3%	14.0%	12.3%	10.7%	9.9%	9.4%	9.2%
	生産年齢人口(%)	55.7%	54.8%	53.5%	50.9%	46.4%	42.8%	39.4%
	高齢者人口(%)	29.1%	31.2%	34.2%	38.4%	43.7%	47.8%	51.4%
	75歳以上人口(%)	15.4%	17.5%	20.1%	22.4%	25.1%	28.6%	33.2%

資料:日本の地域別将来人口推計(国立社会保障・人口問題研究所)、東神楽町人口ビジョン(令和6年改訂版)

(1) 全体構成

本町は、旭川都市部から大雪山系へとつながる延長線上に立地しています。また、旭川空港を中心とした北海道縦貫自動車道、観光地である美瑛・富良野方面への広域交通体系の整備が進められています。

また、町内は中央市街地地区、ひじり野地区の異なる特性を持つ2つの市街地が形成され、農村地域が周囲を形成していることにより、自然豊かな市街地となっています。

こうした立地特性を活かして、次の都市構造を展開し、町民が快適に暮らせるまちづくりを形成します。

(2) 市街地構成

(ア) 中央市街地地区

本町の中心拠点として役場、医療、文化、商業、交通などの都市機能を集約するとともに、その周辺に花のまちとしての良好な住宅街を形成し、高齢化の進展が予測される中、高齢者がいつまでも快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを形成します。

また、旭川空港からの広域交通体系を活かして、工業・流通拠点となるエリアを形成します。

(イ) ひじり野地区

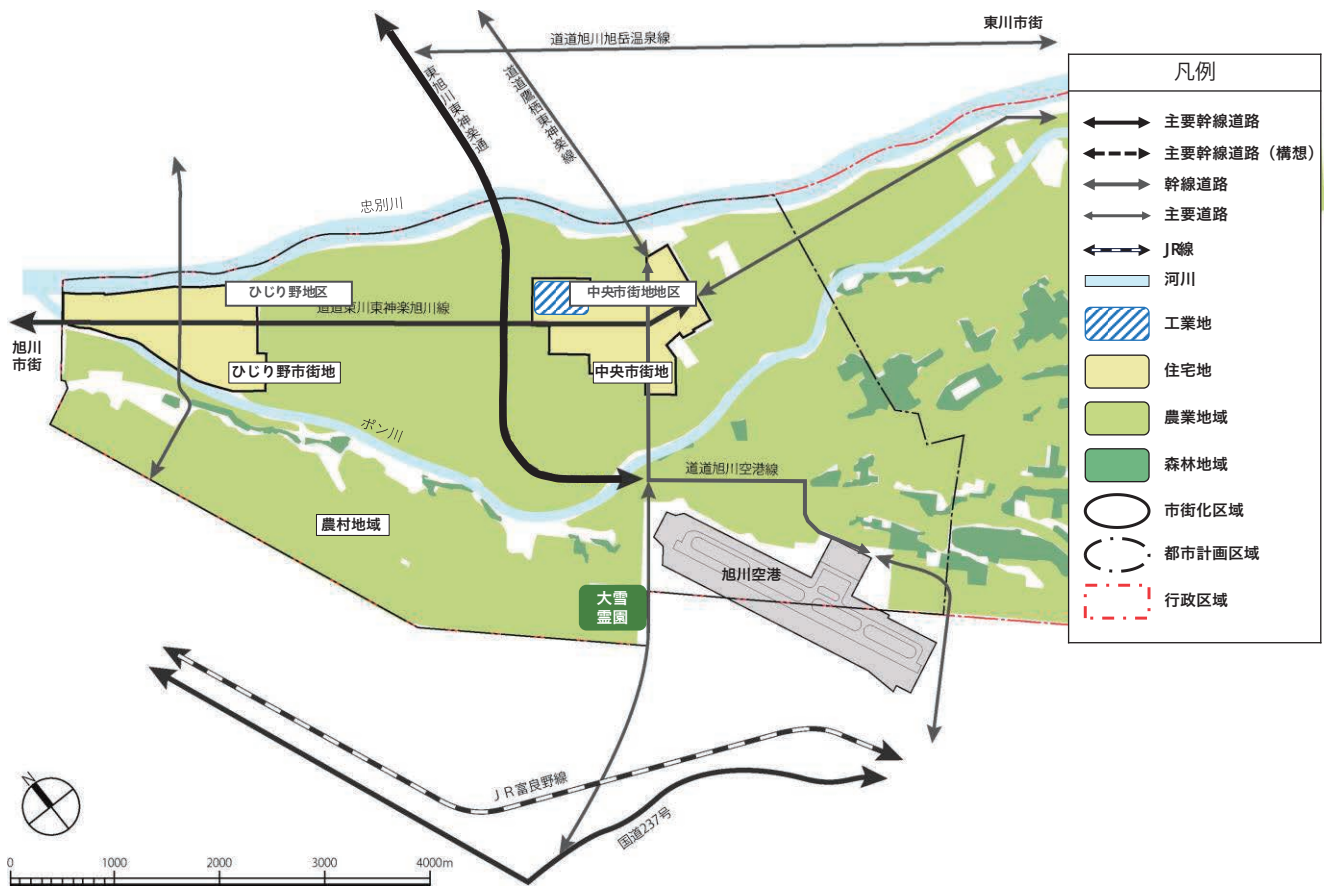
本町の生活拠点として、日常生活サービス機能を集約するとともに、旭川市に隣接する立地を活かして、旭川都市部への交通軸を充実します。

また、近年形成された市街地であることから、良好な居住環境を維持するとともに、町民同士の協働によるまちづくりを進めます。

(ウ) 農村地域

市街化区域外の農村地域については、市街化調整区域として市街化の抑制を図り、田園風景を保全するとともに、農村集落周辺の道路整備、地域交流機能の設置などを進めます。

(3) 土地利用構想図



豊かな自然に囲まれた農業風景

1 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり

第2章

(1) 子育て支援

安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに向け、地域における多様な子育て支援の充実を図ります。また、国における「幼児教育・保育の無償化」の適正な運用及び、「こども誰でも通園制度^{*}」の導入を図ります。さらに、「こども家庭センター」を設置し、虐待通報や家庭養育困難世帯への対応などについて、関係機関と連携・協働体制の構築及び相談体制の強化を図ります。

(2) 高齢者支援

年齢を重ねても町民だれもが安心して元気に楽しく生活でき、住み慣れた地域の中でいきいきと暮らすことができる地域づくりを推進します。また、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

(3) 障がい者支援

障がい(児)者が住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい者福祉サービスや生活の場の充実にも努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進や地域理解の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい(児)者を支える環境づくりを推進します。

(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、福祉意識の高揚、相談体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携強化のほか、町民同士のつながりや相互理解を深め、町民自らも様々な地域福祉課題に対して当事者として参加することで、身近な地域における福祉活動の活性化を促進します。

(5) 保健・健康づくり

町民一人一人が健康寿命を延ばし、若いうちから健全な生活習慣が確立できるよう、地域ぐるみの健康づくりの促進、先進的な予防・健康づくりの推進、保健サービスの充実を図ります。

(6) 医療・社会保障

町民が身近な医療機関で安心して医療を受けられる環境を整備するとともに、町外の医療機関などとの連携により、地域医療体制のさらなる充実化を図ります。また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談体制の充実と、制度の周知徹底を実施するとともに、関係機関との連携のもと、低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、相談・指導體制を強化します。

^{*} こども誰でも通園制度：月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる通園給付制度

(1) 農林業

農業については、大型圃場の再編整備やスマート農業の推進、地産地消・環境保全型農業の推進、収益性の高い品種の導入や生産コストの低減、経営感覚に優れた人材の育成、農畜産物の付加価値を高めるための加工体制の整備など経営基盤の強化を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、長期的な視野に立ち、計画的な森林整備に努めます。

(2) 畜産

消費者にクリーンで良質な畜産物を安定的に供給し、畜産が地域の主力産業として持続的に発展できるよう、環境や家畜に優しい畜産経営を推進します。

(3) 商工業

商工会への支援、連携のもと、雇用の維持と事業継続に係る支援をはじめ、東神楽ブランドの育成、陸上養殖※魚を活用した特産品の開発など異業種交流や共同商品開発の支援、経営革新や後継者の育成などを図ります。また、各種融資制度の周知など既存企業・商店への支援とともに、商業施設の立地促進及び企業誘致を図ります。

(4) 観光

ひがしかぐら森林公園のリニューアル工事を引き続き進めるなど、「ひがしかぐら森林公園・森のゆ花神楽」などを核とする体験型・滞在型の観光施設の更新整備を実施するほか、「カムイミントラDMO※」との広域的な連携のもと、観光情報を広く発信し、町の特性を生かした体験型・滞在型観光や新たな観光資源の発掘を民間と連携を図りながら推進します。

※ 陸上養殖：陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚などを養殖する手法

※ DMO：観光地域づくり法人。多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略策定や実施を行う法人

(1) 幼児教育

幼児一人一人の発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園・認定こども園における教育・保育環境の充実や幼・保の連携強化をはじめ、小学校との連携、幼児教育・保育施設給食費などの助成を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 学校教育

将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜くための力の育成と、自己肯定感が高く、地域の幸せや豊かさを感じることができる児童生徒の育成に向け、多様なニーズに対応できる教育環境の整備を推進します。

(3) 家庭・地域教育

家庭・地域・学校の連携協力、家庭・地域教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上を図ります。また、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

(4) 生涯学習

町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実及び利活用を推進し、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

(5) 文化・芸術

文化連盟や文化芸術団体への支援、文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。文化ホールの利活用を図るため、公演企画の検討を行う企画委員会を立ち上げ、町民のニーズに沿った事業開催や継続的な運営見直しを図ります。さらに、文化財の保護と活用を図るとともに郷土資料展示室の充実を図ります。

(6) スポーツ

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、スポーツ施設の充実化及び管理運営体制の充実を図るとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ※への支援、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

※ 総合型地域スポーツクラブ: どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

(1) 防災・減災・国土強靱化

町民が不安を感じることなく安心して安全な暮らしができるよう、防災情報の提供や避難訓練、ハザードマップ※の策定・活用による町民の自助意識・防災意識の向上を図ります。また、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化、大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続などの国土強靱化に向けた防災インフラの整備を実施します。

(2) 消防

常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確保に向け、団員の確保など消防団の充実に努めます。また、広域的な連携対応など時代に即した各種消防施設の整備を図ります。

(3) 防犯・消費者保護・交通安全

町民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起きにくい環境整備を推進し、犯罪被害防止に努めます。特に消費者保護の面では、関係機関との広域的な連携のもと、相談体制を充実し、消費者被害の発生防止や被害の拡大を防ぎます。さらに、交通事故ゼロのまちを目指し、関係団体と連携して町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図ります。

(4) ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティの実現に向け、経済的合理性を備えた省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及に向けた施策、環境保全に向けた施策など、持続可能な社会形成に向けた取組を総合的に推進します。

(5) 生活環境の保全

町民や事業者の環境保全に対する意識の高揚や自主的な活動の推進を図りながら、生活環境の維持・向上、公害・環境汚染の防止など、総合的な環境保全施策を推進するとともに、環境美化活動や不法投棄防止に取り組みます。また、ごみの減量化・分別の徹底・リサイクルの促進に関する啓発活動、し尿・浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集・処理に努めます。

(6) 花いっぱいのもちづくり

町民と連携のもと、花のまち景観づくり条例の理念に基づく活動をより一層推進し、花と緑にあふれる美しいまちづくりを行います。また、フラワーガーデンを中心とした交流事業や花いっぱいのもちづくりに関連するボランティア活動の支援を推進します。

※ ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

(1) 土地利用・都市計画

本町の豊かな自然環境に配慮し、魅力ある快適な住環境を整備し地域の特性を生かしながら、調和のとれた土地利用を推進していきます。また、ゆとりと潤いのある生活環境と都市景観の保全を図るとともに、将来的には空港を生かした周辺地域の開発なども検討します。

(2) 道路・雪対策・河川

旭川東神楽道路における4車線化及び未着手区間の早期着手に向けて、関係機関に積極的に働きかけていくとともに、町道網の整備、橋梁の長寿命化などの維持管理及び道路の修繕を計画的、効率的に推進します。また、冬季の安全な交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪を推進するとともに、除排雪体制を維持するための建設機械の更新や担い手の確保に向けた支援を行います。加えて、主要河川の整備の要請、町の管理する河川の整備・維持管理、水辺空間として河川敷の有効活用を図ります。

(3) 公共交通

民間路線バスの維持を図り、地域公共交通計画を策定し、町民ニーズに応じた町営のスクールバスや民間事業者と協働した実証実験を実施するよう努めます。また、空港を含めた2次交通※に対する広域的な地域公共交通確保対策を関係機関と共同して取り組みます。

(4) 住宅

多様な生活様式に応じた魅力ある住環境の実現に向け、公営住宅の適切な維持管理を図るとともに、市街地の整備と連動しながら、良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震化・利活用の促進、省エネ化の促進に努めます。

(5) 公園・緑地・墓園

町民の憩いの場、こどもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、身近な公園の整備、維持管理体制の充実を図ります。

東神楽町新墓園基本計画の方針に基づいた墓園整備を引き続き行うとともに、お墓の無縁化など、新たな課題解決に努めます。

(6) 上下水道

快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に推進するとともに、水道事業の健全な運営に努めます。また、快適な居住環境づくりに向け、下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置・維持管理など地域特性に応じた適正な排水施設の整備を図ります。

※ 2次交通：拠点となる空港や鉄道主要駅から観光地などの目的地までの交通

(1) 協働のまちづくり・コミュニティ

多様な町民参画の促進や、町民と行政の情報の共有を図ります。さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成、ボランティア組織・NPO*など多様な町民団体との連携に努めます。また、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の理念に基づく町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、地区別まちづくり計画に基づく公民館施設の整備充実及び利活用、自治機能の向上を図ります。

(2) デジタルトランスフォーメーション(DX)*

行政サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部のデジタル化の一層の推進、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。また、情報格差の是正に向けた対策や情報セキュリティ対策の強化を進め、誰もが安心して利用できる情報環境づくりに努めます。

(3) 交流促進

本町の地域資源・交流資源を生かした国内における地域間交流や移住・定住、雇用対策を継続するとともに、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、国際交流を推進します。

(4) 人権・男女共同参画

すべての人の人権が尊重され、自分らしく暮らせる町を実現するために、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、性別に関わらずすべての個人が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進します。

(5) 行政運営

目まぐるしく変化する社会情勢に対応した適切な見直しや改善を伴う行政運営の推進、「選択と集中」や業務変革を図り、適正な定員管理、公共施設の運営、人材育成を通じて、社会変容に対応できる強い組織を目指します。また、行政運営の透明性向上により町民から信頼され、協働できる行政運営を推進します。町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、連携中枢都市圏をはじめとした広域行政を推進します。

(6) 財政運営

受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の定期的な見直し、町税を含めた収納率の向上など自主財源の安定的確保とともに、経費全般についての見直しを行います。安易に単独事業を実施するのではなく、あらゆる可能性の補助事業及び交付税措置のある地方債を模索することにより経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。

※ NPO:民間非営利組織

※ デジタルトランスフォーメーション(DX):
情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でもより良い方向に変化させること。特に自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと



花のワークショップ



第9次 東神楽町総合計画

**第3部
重点プロジェクト**

将来像の実現のためには、基本目標に基づき、施策項目ごとの取組を総合的に推進していくことが必要ですが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、前期基本計画の期間令和7年度(2025年)～令和10年度(2028年)の4年間のまちづくりにおいて、分野横断的な対応などにより町一体となって特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」を定めました。

これら「重点プロジェクト」に関連する施策については、前期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、実行計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していきます。

重点プロジェクト 1

時代の潮流を捉えた持続可能なまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト 2

みんなでつくる地域共生社会プロジェクト

重点プロジェクト 3

未来をひらく子育てと教育のまちプロジェクト

重点プロジェクト 4

暮らしを支える魅力ある産業創出プロジェクト

重点プロジェクト 1 時代の潮流を捉えた持続可能なまちづくりプロジェクト

昨今の技術革新、地球温暖化や公務の担い手となる生産年齢人口の減少など、町を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした時代の潮流を捉え、本町はこれまでも「書かない窓口[※]」や公共施設予約システムの導入、税金や各種料金のアプリ納付の実現をはじめ、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組んできました。また、令和4年(2022年)3月には、「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところ。今後も本町が将来にわたって持続可能で、町民が幸せを実感できる町であり続けるため、デジタルトランスフォーメーションとゼロカーボンを積極的に推進します。

さらに、このような多様化・高度化する行政課題に対処するため、職員の資質向上に努めると同時に、デジタル専門人材、地域活性化起業人や地域おこし協力隊など、外部人材とも連携し、ノウハウや知見を取り入れます。

主な 施策・事業

- ・ゼロカーボンの推進による持続可能な社会の実現
- ・デジタル化による持続可能な行政運営のさらなる推進
- ・民間活力や外部人材の活用

重点プロジェクト 2 みんなでつくる地域共生社会プロジェクト

町民や地域団体による様々な地域づくりの活動は、まちづくりの足腰を支えるものとして、これまで極めて重要な役割を果たしてきました。今後も将来にわたって地域のつながりをつながりをつなぐものとし、各地区において地域特有の課題を解決していくため、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の制定し、町民が主体的にまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに、「まちの駅」設置による地域内外との交流促進に向けた検討を進めます。

人口減少時代において、町民や地域団体と行政の協働はますます重要になっていくと考えられます。広報・広聴活動の充実を通じてより一層開かれたまちづくりを進めるとともに、「花のまち」ブランドに象徴される本町の特長や先駆的な取組を対外的にも発信し、交流人口や移住・定住増につなげていきます。

さらに、町内ではすでに高齢化も進行している中で、誰もが、いつまでも安心と生きがいを持てる、より住みよい地域共生社会を実現するため、引き続き若い世代からの先進的な予防・健康づくりの取組を推進するとともに、公共交通の見直しなども実施します。

主な 施策・事業

- ・多様な分野における参画・協働の促進
- ・より良い地区づくりの推進
- ・広報・広聴活動の充実
- ・町内外との交流活動の推進
- ・町内で運行する公共交通の検討
- ・スマートウェルネスシティの推進

※ 書かない窓口: 窓口での申請書作成の際に、マイナンバーカードなどの本人確認書類から氏名・住所などの情報を読み取り自動転記することで、手書き負担を軽減するシステム

重点プロジェクト 3 未来をひらく子育てと教育のまちプロジェクト

これまで本町は子育て環境・こどもの教育環境の充実をリードする取組を進めてきました。その結果として昭和50年(1975年)～平成27年(2015年)にかけて40年間人口が増え続け、年少人口率は平成17年(2005年)以来道内1位の若く元気な町となっています。

他方で、令和2年(2020年)国勢調査では人口が減少に転じています。加えて、町の人口増の一因であった新規の大規模な宅地造成についても、今後は難しくなると考えられます。

しかし、新規宅地分譲が難しい中でも、未来につなげる「住まいの輪」促進事業*の継続をはじめ、中古住宅の流通促進を図ることで、引き続き住まいを確保し、移住定住を推進します。

こうした状況を踏まえながらも、引き続き次代を担う子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、他者と協働しながら様々な困難を乗り越え自らの人生を切り拓くとともに、持続可能な社会の担い手となれるよう、ますますの子育て・教育環境の充実や、「生きる力」を育む教育の推進に取り組みます。加えて、不登校傾向にある子ども、特別な支援を要する子ども、ヤングケアラー*など、様々な児童生徒一人一人のニーズにきめ細やかに対応します。

主な 施策・事業

- ・子育て支援のさらなる充実
- ・「生きる力」を育む教育の推進
- ・多様なニーズに対応した教育環境の整備
- ・良好な住宅ストックの形成

重点プロジェクト 4 暮らしを支える魅力ある産業創出プロジェクト

本町には、全国的にみても労働生産性の高い農業をはじめ、旭川家具としてブランド力のある家具製造など、様々な魅力ある産業があります。こうした既存産業の持続的な発展に向けた支援を引き続き行うとともに、地域に密着した新たな商品・サービスの開発や創業の支援、企業や商業施設の誘致を行うことで、町民生活の利便性の向上や、多様な働き方の実現を目指します。

また、空の玄関口である旭川空港が立地していることは、町にとって大きな地域資源の一つです。旭川空港への国内外の新規路線の拡大や、道路網をはじめとする空港周辺の広域的な交通体系の見直しなどの動向を注視しながら、空港を活かした地域のさらなる魅力向上に取り組みます。

主な 施策・事業

- ・地域に密着したサービス、特産品開発などへの支援
- ・企業の誘致、商業施設の立地促進
- ・空港周辺の再開発及び空港の誘客・利用促進

※ 未来につなげる「住まいの輪」促進事業：住宅のZEH・省エネ基準化工事、耐震改修工事、中古住宅の流通円滑化支援などを対象とした、本町の補助事業

※ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと



第9次 東神楽町総合計画

**第4部
基本計画**

現状と課題

国のこども関連政策の動向として、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔としてこども家庭庁が令和5年(2023年)4月に発足しました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年(2023年)4月に施行され、本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針などを定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

本町においては、少子化により町内のこどもの数は減少傾向にあります。他方で、核家族化や共働き家庭の増加を背景に、社会全体として働き方やライフスタイルが変化しており、子育て家庭の孤立化が問題視されるなど、子育て支援を必要とする家庭の割合は、引き続き増加傾向にあります。

このような状況の中、就学前の子育て支援や各種保育サービス、妊娠期から学童期までの支援体制への需要がますます高まっています。

本町の保育施設は、令和5年度(2023年)に東神楽幼稚園と中央保育園を統合する形で開設した認定こども園ここから(心花楽)のほかに、民間の幼保連携型認定こども園花の森があり、延長保育、一時保育、乳児保育、障がい児保育など多様化する保育需要に対応しています。

また、町内3つの子育て支援拠点施設「これっと」、「ぱれっと」、「ティコット」において、子育てに関する相談事業やふれあい、遊びの提供などを通して育児力向上の支援を行っています。今後もこうした多世代での交流、見守りを継続します。

「ぱれっと」は、高齢者サロン活動の機能を有する複合施設として開設され、施設を利用している高齢者も地域のこどもたちの成長を支えているなど、地域での子育て支援を推進しています。

加えて、「君の椅子贈呈事業」では、町で誕生した赤ちゃんに「生まれてくれてありがとう」「君の居場所はここにあるからね」との思いを込めて居場所の象徴として木製の「椅子」を贈る取組を2012(平成24)年度から継続してきました。

さらに、母子保健対策として、妊娠期から学童期までの切れ目のない支援を行い、これまで乳幼児健診の対象の拡大や各種予防接種の拡充、出産・育児の伴走型支援として、「出産・子育て応援給付金」の給付事業、出産後の母子支援として産後ケア事業に着手してきました。

児童福祉分野に寄せられる虐待通報や家庭養育困難の事例は増加傾向にあることから、母子保健と児童福祉及び学校教育と連携し、よりきめ細やかな家庭支援を行っていく必要があります。また、生命に関わる重大な事例もあるため迅速な対応が求められており、その結果、職員の負荷軽減や適切な情報共有体制の構築などの課題が生じています。

このため、今後も、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、地域における多様な子育て支援の充実を図ります。また、国における「幼児教育・保育の無償化」の適正な運用及び、「子ども誰でも通園制度」の導入を図ります。

さらに、「子ども家庭センター」を設置し、虐待通報や家庭養育困難世帯への対応などについて、関係機関と連携・協働体制の構築及び相談体制の強化を図ります。

主要施策

① 保育サービスの充実

少子化により町内のこどもの数は減少傾向にありますが、共働き世帯は増加しています。地域全体で子育てを支えていくため、引き続き待機児童を出さないよう、十分な体制を維持していくとともに、認定子ども園や子育て支援センター、放課後児童クラブ、第三の居場所などにおける保育環境の整備や保育内容の充実を図ります。

また、町内の認定子ども園及び幼稚園との連携強化を図りながら、「幼児教育・保育の無償化」の適正な運用及び「子ども誰でも通園制度」の導入を進め、円滑な保育の実施を図ります。

② 地域で子どもを見守り育てる環境づくり

町民や事業所の協力を得た子育て応援制度の充実や子ども家庭センターの設置とともに、子育て支援ボランティアの発掘や保育ママ、子育て支援ヘルパーなど、地域で子どもを見守り育てる環境づくりの取組を推進します。また、学校と連携し、放課後児童クラブの取組を引き続き推進します。

また、ヤングケアラーへの適切な支援を実施するために、町設置の要保護児童対策協議会を中心に早期発見に向けた取組や相談体制の充実を図ります。

妊娠期から子育て期に行われる様々な施策を通じて切れ目のない相談支援を保健・福祉・教育が一体となって行います。

③ 子育て世帯への経済的支援

18歳の年度末までのこどもの入・通院医療費の無料化をはじめ、こどもの任意予防接種助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、幼児教育・保育施設給食費助成事業の実施など、子育て世帯への経済的支援を図ります。するために職員確保や発達支援センターの支援内容充実を図ります。

4 こどもと親の健康の増進

妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保、母子の疾病予防・健康の保持増進、妊産婦などの不安や負担軽減のため妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に、妊婦一般健康診査、伴走型相談支援事業をはじめ、乳幼児健診、健康相談などの母子保健事業の強化を図ります。また、こどもと親世代を対象とした学童健診や若年者健診を通して、若い世代からの生活習慣病予防を推進します。

5 発達支援体制の充実

こども一人一人の発達状況やニーズに合わせた質の高い支援を提供するため、職員の資質向上を目的に、各種研修の参加促進を図ります。また、増え続けるニーズへの対応や支援を町内全域に展開するために職員確保や発達支援センターの支援内容充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①子育て支援センターの利用者数(延べ人数)	人	2,309	2,300
②子育て支援員研修受講者数	人	14	20
③こども発達支援指導員の資質向上のための 巡回支援事業実施回数	年間回数	40	50

現状と課題

本町の人口は平成28年(2016年)にピークを迎え、今後ゆるやかな減少が続くことが見込まれています。高齢化の進展とともに高齢者の人口は増加傾向にあり、支援や介護が必要な高齢者が増えています。また、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、生産年齢人口は徐々に減少し、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。

これまで、地域包括支援センターの機能強化による高齢者に関する総合相談支援、権利擁護などのほか、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備など、健康づくりや社会参加・役割づくり支援による介護予防などの施策に取り組んできました。高齢者の人口増加にも関わらず、近年、介護保険認定者数や介護利用者数は概ね横ばいに推移しています。

今後も高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、本町の実情に応じた地域包括支援システムの構築を推進していく必要があります。そのためには、医療・介護などの公的サービスの充実のほか、高齢者自身も地域を支える担い手として健康づくりや介護予防を心がけ、習慣をつけていくことが必要です。

認知症対策としては、認知症の早期発見、早期治療につながるよう、相談窓口の充実化や地域の認知症サポーター養成を推進し、認知症ケアを総合的に向上させることが重要です。また、地域生活の基盤整備として、医療機関や介護事業者などが包括的に連携して多様なニーズに合わせて支援できるようネットワーク強化を図るとともに、介護保険サービスの効果・効率的な運用による保険料の抑制を図ることが求められています。

基本方針

地域の様々な社会資源を活用し、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供することができる地域包括ケアシステムを構築し、年齢を重ねても町民だれもが安心して元気に楽しく生活でき、住み慣れた地域の中でいきいきと暮らすことができる地域づくりを推進します。

また、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

① 高齢者支援体制の充実

高齢者がいつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進するため、生活支援・介護予防推進協議会*や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係機関、民間企業、地域のボランティア活動などの多様な主体による生活支援サービスの確保を推進するとともに、サービスの周知から利用までの総合的な支援体制の充実を図ります。また、大雪地区広域連合と連携し、効果的かつ持続可能な事業展開や介護人材の確保・育成に取り組みます。

② 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護にならないための介護予防対策として、介護予防に関する普及啓発や通所・訪問サービスによる生活支援を実施します。また、地域のケアマネジメントの中核機関である地域包括支援センターが中心となり、町民の自助・互助活動などを活用した介護予防活動や高齢者自身が実施可能な健康管理・生活習慣の改善などのセルフケアを支援します。

③ 高齢者の保健サービスの充実

各種健診(検診)や保健指導などの実施により、個別の健康維持や健康づくりを効果的に支援するとともに、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。また、適切な医療サービスなどにつなげることによって、疾病予防・重症化予防を促進します。

④ 生きがいづくりと社会参加の促進

意欲や能力のある高齢者が、持っている経験や知識を活かしながら、スポーツ、趣味、ボランティア活動、地域活動などに気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に活動できるよう、高齢者のサロン活動などへの助成や、老人クラブ・高齢者事業団の支援、公共施設の利用促進などを実施し、町民と協働しながら世代間交流の推進や生きがいにつながる地域づくりを進めます。

⑤ 高齢者が住みよいまちづくりの推進

高齢者向け住宅環境の整備や防災・防犯など対策の充実のほか、認知症高齢者や独り暮らし高齢者の増加を見据え、認知症の方に対するサポート体制や見守り体制の整備を行います。

また、成年後見制度の適切な活用や高齢者の虐待防止のための取組など、高齢者の権利擁護に関する取組の充実化を図り、高齢者が安心して暮らせる、住みよいまちづくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①生活支援・介護予防推進協議会の開催(年間)	回	5	8
②地域介護予防活動助成金交付団体	団体	4	6
③有償生活支援サポーターの数	人	38	45
④住民講座の開催回数(年間)	回	1	2



はなのわガーデン花植え



芸能発表会

※生活支援・介護予防推進協議会：社会福祉協議会、介護予防関係事業者、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体などが構成員となり、地域の高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化のため、地域ニーズの把握、情報の可視化、企画や方針・地域づくりに関する意識統一に係る協議のほか、モデル事業として地域サロン・訪問活動などを行っています。

現状と課題

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度・重複化、家族形態の変化などに伴い大きく変化してきています。

本町では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種相談、経済的支援をはじめ、支援費制度などによる福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進しています。

また、障がい児の療育の充実と早期発見から早期療育に至るシステムの確立を図るため、東川町と連携して子ども発達支援センターを開設・運営し、個別療育や集団療育などを通して心身の発達に支援・指導を行っています。

しかし、障がい(児)者数は増加傾向にあり、障がいの重複化や介護者の高齢化も進み、障がい(児)者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、ノーマライゼーション※の理念の一層の浸透をはじめ、障がいがあってもその人らしい自立した生活を送ることが出来るよう生活支援サービスや相談(計画相談・相談支援)・情報提供体制の拡充や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進など、障がい(児)者施策の総合的推進に努める必要があります。

基本方針

障がい(児)者が住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい者福祉サービスや生活の場の充実に努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進や地域理解の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい(児)者を支える環境づくりを推進します。



複合施設はなのわ 入口

主要施策

1 障がい者福祉サービスの充実

障がいの種別や程度、ライフステージ※に応じた多様なニーズに対応するため、障がい者福祉サービスの充実を図ります。また、障がい(児)者が適切なサービスを利用できるよう、各種制度に関する分かりやすい情報提供・説明や、制度周知・相談(計画相談・相談支援)体制の充実を図ります。さらに、地域生活のための支援体制の充実・強化・整備の推進や地域理解の促進を図ります。

2 療育体制の充実

障がいの早期発見、早期対応に資する必要から療育指導の質を高めるための専門職員の配置など総合的な療育支援体制の確立を図ります。また、こども一人一人の状況やニーズに細やかに配慮した療育を通して発達を支援し、個々のケースに対応できる取組を推進します。

3 障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援などの充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、福祉サービスの充実・相談支援体制・地域生活移行や就労支援に対応した提供体制の充実とともに、事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など就労機会のさらなる充実を図ります。

4 相互理解の促進

障がいを持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める住民講座などの啓発活動や教育の充実を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①施設入所者の地域生活への移行	人	3	8
②障がい児相談支援件数	件	80	90
③移動支援事業の利用箇所	所	7	10

※ ノーマライゼーション:誰もが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方
※ ライフステージ:人の一生が年代に伴い変化していく段階。少年期・青年期・壮年期・老年期など

現状と課題

本町においても少子高齢化に伴う生産年齢を中心とした人口の減少、地域同士のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化しています。そのような中、町民の抱える複雑化・多様化した生活課題に対応していくためには、公的な取組だけでなく、町民や町民団体をはじめ、法人組織や個人などがお互いを理解し合うとともに、連携することで、支え合い・助け合いの輪を大きく広げていく必要があります。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員児童委員による住民相談や高齢者の見守りやボランティア団体などが地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の進行により、支援を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。また、民生委員の担い手確保も年々困難化しています。

このため、より多くの町民や町民団体などの福祉活動への参画を促進し、正しい理解のための啓発などを推進することにより、町一体となった地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

また、貧困や、依存、厳しい生活環境などから様々な生きづらさを感じ、その困難により犯罪や非行を行うなど生きづらさを抱えた人の課題に対応し、再犯を防止するために、保護司をはじめとした更生保護に係わる人や団体との情報・意見交換を行いながら、連携して地域社会で孤立させない支援を実施する必要があります。

基本方針

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、福祉意識の高揚、相談体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携強化のほか、町民同士のつながりや相互理解を深め、町民自らも様々な地域福祉課題に対して当事者として参加することで、身近な地域における福祉活動の活性化を促進します。

主要施策

1 福祉意識の高揚・理解促進

町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民講座などによる福祉に対する理解の促進及び町民の福祉意識の高揚を図ります。

2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の確立、利用者の権利擁護のための施策の充実を図ります。

③ ユニバーサルデザイン[※]のまちづくり

公共施設の整備などにおいて、引き続き高齢者、障がい者、妊産婦やこども連れの方などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した効率的で利便性の高いまちづくりを推進します。また、既存の公共施設においても、使いやすさを継続的に改善しながら管理・運営を実施します。

④ 地域における見守り体制の充実と支え合う体制づくり

高齢者や障がいのある方など、福祉的支援の必要な方が、地域において孤立することなく、安全で安心な生活を送ることができるようにするため、見守りの対象とする要援護者の選定及び実態把握、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、町内会、新聞・宅配業者などの民間事業者と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を図り、支え合う地域づくりを推進します。また、幅広い年齢層の町民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備を図ります。

⑤ 生活困窮者支援対策の推進

生活困窮者（保健医療・福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などを含む）は、社会的に孤立し、自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、把握に必要な情報を得るため自立相談支援機関、上川総合振興局、ハローワーク、更生保護関係団体などの関係機関とのネットワークを強化します。また、生活困窮者を支援する過程において、対象者の把握や見守りのためのネットワークづくりなどを通じ、町民の理解促進、住居や就労先の開拓などの地域づくりを進めます。

⑥ 総合的な権利擁護体制の推進

知的障がいや精神障がい、認知症のある方など、判断能力が不十分な方々が地域において安心して生活を送るためには、日常生活自立支援事業[※]や成年後見制度[※]をはじめとする権利擁護に係る支援が必要となります。そのため、権利擁護に関する制度などの積極的な周知をはじめ、社会福祉協議会や成年後見支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、地域において権利擁護に関する制度などが総合的に提供される体制の構築に向けて検討を進めていきます。

また、児童虐待などの権利侵害からこどもを守るため、未然防止、早期発見、早期対応を強化するには、関係機関との支援ネットワークの充実が不可欠です。そのため、上川総合振興局や旭川児童相談所などの関係機関と連携し、支援ネットワークの強化を推進します。

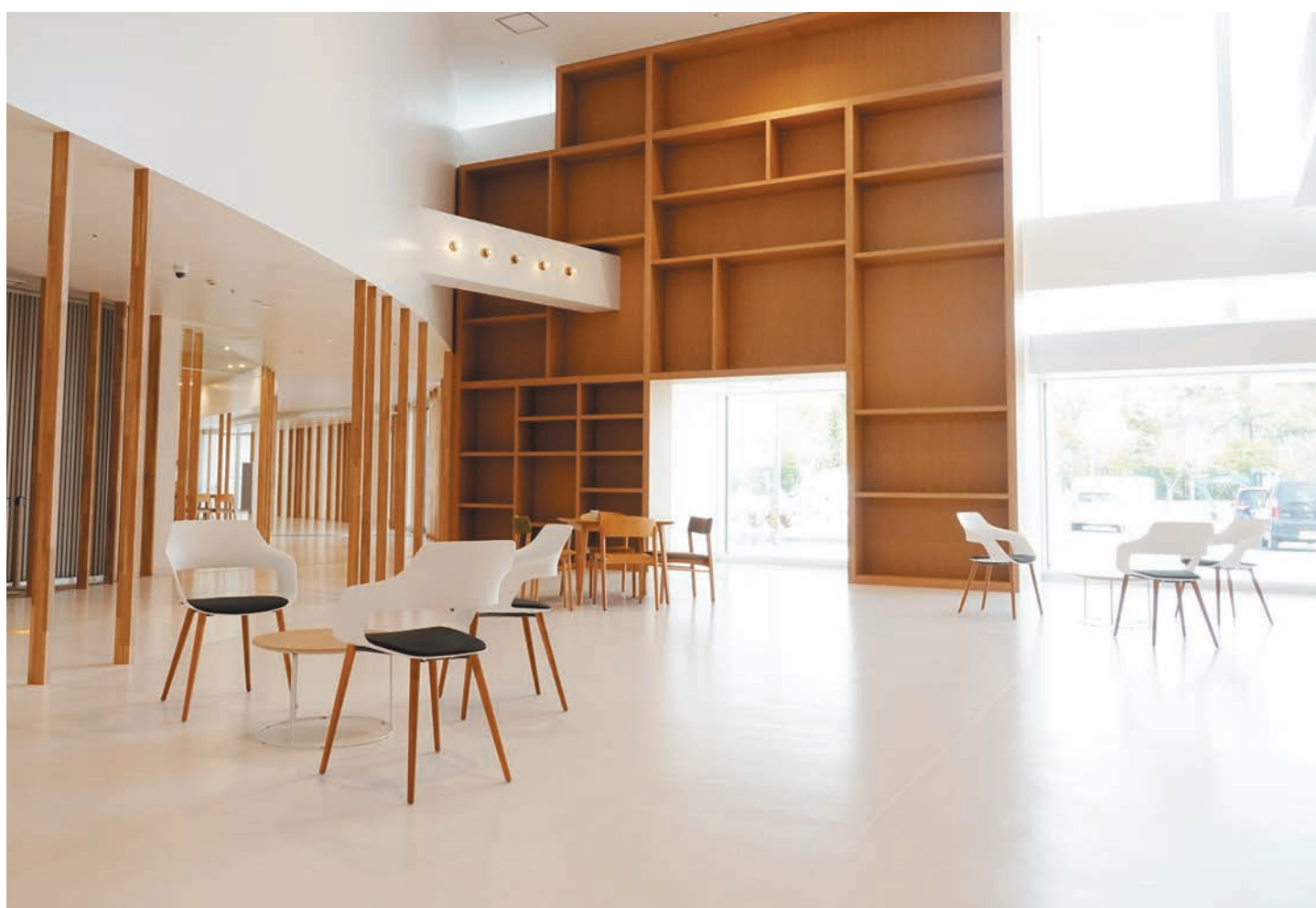
※ ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

※ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行うもの

※ 成年後見制度：認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人などが行う仕組み

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①福祉意識の高揚に係る町民講座の開催(年間)	回	1	3
②かみかわ生活安心センターの相談件数	件	22	35



複合施設はなのわ内ホワイエ

現状と課題

生活習慣病による働き盛り世代の死亡や要介護者の増加が深刻な社会問題となっており、町民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進や健康寿命*の延伸に取り組むことができる環境づくりが強く求められています。

本町では、生活習慣病の予防や介護予防に向け、全世代の健診受診率の向上のための取組や生活習慣・食習慣についての学習機会の提供など各種保健事業の充実を図ってきました。とりわけ、生活習慣病対策が重要な課題となっており、健診体制の充実をはじめ、予防を重視した各種保健事業の展開が求められています。

また、「スマートウェルネスシティ**」の推進として、若い世代からの先進的な予防・健康の取組を推進してきました。健康寿命を延ばすために、あらゆる世代の健康意識を高め、先進的な予防・健康づくりのための取組を展開する必要があります。

さらに、少子化が進む中で、子どもを安心して産み、健やかに育てるための母子保健事業の推進や、社会環境の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まりへの対応などが求められています。

今後も、健康寿命の延伸と高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会の実現に向け、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じた体系的な保健サービスの提供に努める必要があります。

基本方針

町民一人一人が健康寿命を延ばし、若いうちから健全な生活習慣が確立できるよう、地域ぐるみの健康づくりの促進、先進的な予防・健康づくりの推進、保健サービスの充実を図ります。



ひがしかぐら健康クラブの活動

* 健康寿命: 介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間

** スマートウェルネスシティ: そこで住むことにより身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全で豊かな生活を送れる“まち”のこと

主要施策

① スマートウェルネスシティの推進

健康に対する正しい知識の普及やヘルスリテラシー[※]の向上と自主的な健康づくり活動の促進を図ります。また、健康食育タウン事業の推進により、アプリやウェアラブルデバイス[※]を活用した活動の成果やからだの状況を「見える化」し、高齢化や人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会の実現に向け、町民が健康であり、かつ生きがいを持って生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちづくりを推進します。さらに、健康回復センターをはじめとする健康づくりに資する既存公共施設の利用についても引き続き促進します。

② 健康診査の充実と保健指導の強化

学童期から高齢期にわたる健診体制と内容や健診後のフォロー体制の充実、受診率の向上など、生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進するとともに、生活習慣病予防のための食生活改善や継続的な運動習慣の取組など、指導内容を充実します。また、がん検診の普及啓発活動を強化し、受診率の向上を図ります。

③ 母子保健の充実

妊娠期から子育て期にわたる相談体制と内容の充実を図ります。また、特定妊婦や子育てに困難を抱える世帯などが地域の中で孤立しないよう、関係機関などと連携・協働し、地域課題に応じた切れ目のない支援を実施します。

④ 精神保健・感染症対策の推進

精神保健福祉についての正しい知識の普及や相談体制づくりなど、心の健康づくりを推進します。また、関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型の感染症などに関する正しい知識の普及や予防接種事業を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①町民の1日当たりの平均歩数	歩	7,183	8,000
②「ひがしかぐら健康くらぶ [※] 会員」の割合	%	6.7	10
③乳幼児健診受診率	%	100	100
④学童健診受診率	%	26.4	45

※ヘルスリテラシー：健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力

※ウェアラブルデバイス：腕や頭部などの身体に装着して利用する情報発信端末の総称。ウェアラブルデバイスを通して体重や血圧、心拍数、歩行数、消費カロリー、睡眠の質、食事内容などの日々の活動のデータを収集することができる。

※「ひがしかぐら健康くらぶ」：健康アプリなどを使用しながら、楽しく実践できる健康づくりの仕組みを目指し、町民の健康増進を推進している団体。事務局は健康ふくし課内に設けられている。

現状と課題

本町には、国民健康保険診療所の他に、内科、消化器科及び糖尿病・脂質代謝内科を診察する1医院、精神科・神経科を診察する1病院、内科・精神科を診察する1病院、歯科を専門とする4医院の開業があり、町民の医療を支えています。一部の医療機関による往診診療の開始や、国民健康保険診療所の建替えなど、医療体制の強化を実施してきました。

また、近隣に旭川医科大学病院が立地しており、旭川医師会との初期救急連携などを通じて、利便性の高い医療環境にあるといえます。令和6年度(2024年)より、上川中部当番医による初期救急医療体制に加え、旭川市医師会当番医による初期救急医療体制を整備しています。

今後は、高齢化の急速な進行に伴い、医療に対する期待がますます高度化、専門化していくことが予想される中、町民が安心して医療を受けられる環境を提供するため、国民健康保険診療所の指定管理制度の導入など、身近な医療機関の維持・確保を図るとともに、町外の医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

国民健康保険制度は、町民だれもが一定の自己負担で必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を支える重要な基盤としての役割を担っており、平成30年度(2018年)からは制度の安定運営を図るため、都道府県が財政運営の責任を担い、東川町・美瑛町の3町で設立した大雪地区広域連合とともに、運営を行っています。

保険料については、市町村ごとの加入者の所得や、医療費水準により北海道から示される納付金を基に保険料率を定めており、生活習慣病の予防を目的に健診受診率の向上や健康づくり事業の充実を図ることで、医療費適正化を推進するなど、安定的な財政運営に努めています。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を目的としており、高齢者はもとより、自立した生活が困難になるリスクに備え、若い世代にとっても必要不可欠な制度です。

今後、少子高齢化が加速し、国民年金の果たす役割はますます大きなものとなることが予想されることから、国民年金制度に対する町民の理解を深めていく必要があります。

生活保護制度は、生活に困窮するすべての人に対し、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長するための制度ですが、社会・経済情勢の急激な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後も関係機関や民生委員、児童委員との密接な連携を図っていく必要があります。

基本方針

町民が身近な医療機関で安心して医療を受けられる環境を整備するとともに、町外の医療機関などとの連携により、地域医療体制のさらなる充実化を図ります。

国民健康保険事業の健全化に向け、適正受診対策の推進、国民健康保険料の収納率向上に努めます。

また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談体制の充実と、制度の周知徹底を実施するとともに、関係機関との連携のもと、低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、相談・指導体制を強化します。さらに、生活保護制度の適正な対応に努めます。

主要施策

① 一次医療[※]の機能充実

令和6年度(2024年)より指定管理制度を導入した国民健康保険診療所について、民間の経営手法による効果的な運営を図り、町内における一次医療機関の確保と医療体制のさらなる充実化を図ります。

② 地域医療体制の充実

医療ニーズの高度化、多様化や救急・休日・夜間の応急診療に対応できるよう、町内外の医療機関との協力体制や広域的連携を一層強化します。初期救急医療体制に係る連携をはじめ、今後とも地域医療体制の充実を進めます。また、町内への各種医療機関の誘致を図ります。

③ 国民健康保険事業の健全化

広域的な連携のもと、関連部門が一体となった被保険者の健康づくりの促進はもとより、広報・啓発活動の推進やレセプト[※]点検の強化、特定健康診査の受診率の向上、被保険者の健康状態の把握と適切な指導の推進などを通じ、医療費の抑制を図ります。また、国民健康保険料滞納者への対策を強化し、国民健康保険料の収納率の向上を図ります。

④ 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動や年金相談の充実を図り、国民年金制度についての町民の正しい理解の浸透を図るとともに、日本年金機構との連携のもと、未加入者の加入促進を実施します。

⑤ 生活保護の適正な対応

生活保護世帯の自立や就労支援に向けて、関係機関と連携を密にし、生活保護制度の適正な対応を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①国民健康保険診療所延べ利用者数	人	8,479	9,000
②国民健康保険特定健診受診率	%	49.0	60

※ 一次医療:通常みられる病気・外傷などの治療や疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療

※ レセプト:診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する診療報酬明細書



ひじり野西公園のコキア

現状と課題

本町の農業は、忠別川の沖積地という恵まれた土地条件と豊かな水資源・盆地特有の気候条件を背景に、水稻にハウス野菜を組み入れた「複合経営」を中心に、畑作・畜産を加えた幅広い農業が営まれています。

本町の農地面積は田2,238ha、畑603haの計2,841haとなっており、田のうち転作面積は906haで田全体の約40.5%を占めます。転作田では主に小麦、そば、飼料作物、野菜が作付けされています。

農家数は126戸の個人経営体と22法人経営体の計148経営体となっており、年々減少し続けています。それに伴い、担い手への農地の集約化が進んでおり、一経営体当たりの経営面積は19.2haと年々増加傾向にあるとともに、大型機械などを利用した土地利用型作物(小麦、そばなど)の作付けが増加しています。経営規模について、10ha以上の経営面積を持つ農家が全体の56.8%を占めており、増加傾向にあります。

近年では、燃油・肥料・飼料などの生産資材の価格高騰や、夏季の記録的な高温による農作物への影響、さらに高齢化の進行による農家戸数の減少に伴い、担い手一人当たりの耕作面積の増大など、大変厳しい状況が続いています。本町の農業が持続的に発展していくためには、こうした課題やリスクに的確に対応していくことが求められています。

今後も農業が地域経済を支える基幹産業として持続的な発展をするためには、人材の育成や確保はもとより、生産コスト低減に向けた国営農地再編整備事業や道営基盤整備事業などによる大型圃場の再編整備、省力化に貢献するスマート農業の加速化など、総合的かつ計画的に施策を推進する必要があります。

一方、森林は、国土の保全や水源のかん養、自然・生活環境の保全、さらには地球温暖化の防止など、多面的な機能を持ち、町民生活と深く結び付いています。

本町の森林面積は1,422haで、総面積の21%を占めており、その内町有林は24ha、町有林を除く一般民有林(私有林など)は1,398haとなっています。

しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、今後は森林が将来にわたって適正に整備・管理され、多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合などとの連携のもと、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するなど、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

基本方針

農業については、大型圃場の再編整備やスマート農業の推進、地産地消・環境保全型農業の推進など農業の多面性強化のための取組、収益性の高い品種の導入や生産コストの低減、経営感覚に優れた人材の育成、農畜産物の付加価値を高めるための加工体制の整備など農業経営基盤の強化を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、長期的な視野に立ち、計画的な森林整備に努めます。

主要施策

1 経営の安定

省力化に向けた機械・施設の共同利用と協業体制の推進、スマート農業の推進、機械の大型化をはじめ、効率的な土地利用、営農診断、経営研修などの実施を通じて、農家の経営の安定を図ります。

2 担い手の育成・確保

後継者に対する支援をはじめ、新規就農に係る研修体制の整備、栽培技術支援など、担い手の確保に向けた取組の充実を図ります。

3 土地改良事業の推進

国営・道営事業を活用して水田の大型化をはじめ農地再編整備を進めます。

4 農地の集積及び集約化の推進

地域農業経営基盤強化促進計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の達成に資するよう、農地中間管理機構事業の積極的活用を進めるとともに、遊休農地の発生防止及び解消を図り、農地の売買や賃貸借による集積及び集約化を推進します。

5 環境保全型農業の推進

環境に配慮した資材の適正使用とともに、畜産農家のふん尿や稲わらなどを利用した有機農業への転換など環境保全型農業の推進を図ります。

6 有害鳥獣被害の対応強化

東神楽町猟友会と連携するとともに、生産者による自衛体制を構築し、個体数管理を進めます。

7 計画的な森林整備の促進

効率的な森林整備に向け、森林所有者の合意形成を図りながら、森林組合などの関係機関との連携のもと、合理的な森林整備、計画的な森林施業の促進・支援を行います。また、担い手の維持・確保に向けた取組の充実化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①認定農業者数	戸	121	120
②新規就農者延べ人数(新規農業従事者含)	人	0	2
③担い手への農地集積率	%	98.8	95



田んぼの学校

現状と課題

本町の酪農は、粗飼料を自給する「草地型酪農」と粗飼料を購入で賄う「都市近郊型酪農」に分かれています。1戸当たりの飼養頭数は最大482頭と大規模経営が主流となっています。

肉用牛は、優れた資質の黒毛和牛の繁殖経営が中心で、家畜市場に出荷され高い評価を得ています。

しかし、近年、国際的な穀物価格や原油価格の高騰が畜産経営に深刻な影響を与えているとともに、コロナ禍からの畜産物の需要低迷や物価高の影響による生産資材の高騰など、畜産を取り巻く生産環境は厳しいものとなっています。

このため、飼養管理技術の高度化による経営の効率化を推進するとともに、コントラクター*の活用、耕畜連携などにより自給飼料基盤を拡大・強化し、生産コストの低減を図る必要があります。また、家畜排せつ物の適正な処理など環境への負荷を低減する取組や、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの伝染病対策の強化を図る必要があります。

基本方針

消費者にクリーンで良質な畜産物を安定的に供給し、畜産が地域の主力産業として持続的に発展できるよう、環境や家畜に優しい畜産経営を推進します。

主要施策

1 生産性の向上と生産コストの低減

生産性向上のため、飼養管理技術の高度化による経営の効率化を推進するとともに、コントラクターの活用、耕畜連携などにより自給飼料基盤を拡大強化し、生産コストの低減を図ります。

2 家畜及び畜産物の安全性の確保と環境負荷の軽減

家畜防疫体制の強化をはじめ、農場から消費者まで一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給を目指す「農場HACCP*」の導入推進や飼養衛生管理基準の順守、アニマルウェルフェア*への配慮など家畜及び畜産物の安全性の確保及び安定供給を図ります。

また、家畜排せつ物の適正な処理や耕畜連携による堆肥の活用により、環境負荷の軽減を図ります。

* コントラクター：畜産農家の飼料生産など農作業の一部またはすべてを請け負う組織

* 農場HACCP：家畜生産段階における飼養衛生管理の向上のための高度な衛生管理手法

* アニマルウェルフェア：動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態。家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であるとされている。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①担い手数	人	10	10
②農場HACCPの認定数	人	0	1



とうもろこし収穫体験

現状と課題

工業は、豊かな消費生活の提供や地域における経済面での貢献はもとより、にぎわいを生み出すものとしての地域活性化、若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

昨今の、生活必需品を含む生産資材などの物価高騰は、個人消費や生産活動に多大な影響を与えており、商工業を取り巻く環境・情勢は厳しさを増しています。

本町の商業は、ひじり野地区に立地した大型ショッピングセンターにより、近隣市町からの集客も見込めるものの、一方、中央市街地地区では、近年の厳しい経済情勢や経営者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えており、旧来型の商店は厳しい経営状況にあります。

令和5年(2023年)の経済構造実態調査によれば、本町の製造業の事業所数17社、従業員数269名、出荷額40億6,901万円となっており、事業所数・従業員数・出荷額は、概ね横ばいで推移しています。現在、町内では建設業をはじめ、製造業、卸売業、木工業、クリーニング業など多様な業種の企業が操業しており、コロナ禍から回復傾向にあります。昨今の燃料、原材料などの高騰や人材不足により、経営状態も厳しく、雇用の確保、新たな設備投資が困難な状況にあります。

今後は、商工会などとの連携のもと、雇用の維持と事業継続に係る支援をはじめ、地域密着型の商工業活動の展開を促進するほか、既存事業所の経営の安定化に向けた支援、農業・商業・工業の異業種の交流、特産品づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

基本方針

商工会への支援、連携のもと、雇用の維持と事業継続に係る支援をはじめ、東神楽ブランドの育成、陸上養殖魚を活用した特産品の開発など異業種交流や共同商品開発の支援、経営革新や後継者の育成などを図ります。また、各種融資制度の周知など既存企業・商店への支援とともに、商業施設の立地促進及び企業誘致を図ります。



匠工芸

主要施策

1 商工企業経営の体質強化の促進

商工会などとの連携のもと、雇用の維持と事業継続に向けた研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成を促進します。また、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

2 商工団体の強化・拡充

地域経済の早期立て直しに向け、商工業振興の中核的役割を担う商工会などの強化・拡充を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

3 地域に密着したサービス、特産品開発などへの支援

関係機関・団体との連携のもと、既存の中央市街地地区・ひじり野地区の消費者ニーズを踏まえた地域密着型サービスの展開や補助金制度などによる創業支援、地産の1次産品や陸上養殖魚を活用した特産品の開発・販売、事業の拡大、異業種交流や共同開発製品などの支援を図ります。

4 企業の誘致、商業施設の立地促進

旭川空港を有する立地特性を生かし、企業誘致活動を展開し、優良企業の立地促進を図ります。また、商業施設の立地促進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①製造業の年間出荷額	万円	375,654	387,000
②事業承継の件数	件	0	5
③新規創業件数	件	0	5
④企業誘致件数	件	0	2

現状と課題

癒しや健康づくり、味覚、自然体験を求める傾向が強まる中、観光ニーズはますます多様化、高度化してきており、観光地にはこうした変化に対応した、リピーター*の増加に向けた魅力づくりや、着地型観光*の展開が求められています。

本町は、大雪山国立公園に近接し、旭川空港を有する特性から、道北観光の玄関口として位置づけられています。国際線の就航や海外チャーター便の受入れなど、恵まれた環境にあります。

観光・レクリエーション施設としては「ひがしかぐら森林公園」があり、毎年、夏には家族連れを中心としたアウトドア客で賑わっているほか、平成12年(2000年)にオープンした温泉宿泊施設「森のゆ花神楽」は来客数が延べ532万人を達成しました。森林公園は平成27年(2015年)からリニューアル工事を開始しています。

さらに、雄大な大雪山系の山並みを一望できる36ホールの「大雪山カントリークラブ」は、近隣市町村はもとより、道外からも人気のゴルフ場となっています。

コロナ禍においては、チャーター便数や海外観光客数は激減し、国内においても旅行需要が低迷しましたが、現在では、国内や海外の観光客の入込数は回復し、増加傾向にあります。

このため、増加傾向にある国内や海外の観光客を取り込むため、多様なニーズに対応した観光メニューの開発をはじめ、観光情報の発信強化や、広域的な連携のもと、魅力ある観光圏域づくりを進める必要があります。

基本方針

ひがしかぐら森林公園のリニューアル工事を引き続き進めるなど、「ひがしかぐら森林公園・森のゆ花神楽」などを核とする体験型・滞在型の観光施設の更新整備を実施するほか、「カムイミンタラDMO」との広域的な連携のもと、観光情報を広く発信し、町の特性を活かした体験型・滞在型観光や新たな観光資源の発掘を民間と連携を図りながら推進します。



森のゆ花神楽

* リピーター：繰り返し訪れる人

* 着地型観光：旅行の着地点となる地元主導で企画・実施する観光

主要施策

① 体験型・滞在型観光の推進(◇※)

「ひがしかぐら森林公園・森のゆ花神楽」などを核とする体験型・滞在型観光の推進のために、平成27年(2015年)から森林公園のリニューアル工事を開始し、さらなる魅力向上と充実化を図り、農業体験・グリーンツーリズム※など、農村ならではの地域資源や環境を活かした観光の推進を図ります。

② 広域的な観光圏の形成

上川中部にある優位性を生かした「カムイミンタラDMO」などを通じた広域的な連携で観光ルートの設定や情報発信を行い、市町村を越えた観光圏の形成を進めます。

③ 空港周辺の再開発及び空港の誘客・利用促進(☆)

高規格道路に合わせた空港周辺の再開発を図り、旭川空港への国内外の新規路線の拡大を見据え、グランドハンドリング※体制の強化を関係機関と連携して支援するとともに、空港周辺の広域的な交通体系の見直しを踏まえ、新たな拠点となる「空の駅」構想をはじめ、地域の魅力づくりについて検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①観光入込客数	人	239,400	287,000
②観光客宿泊客数	人	42,200	50,600

※ グリーンツーリズム:農村などに滞在し、様々な体験や地域の人々との交流を図る余暇活動

※ グランドハンドリング:航空機の機体や旅客、貨物・燃料などの搭載物の取扱などに関わる、航空機の運航に不可欠な業務の総称

※ ◇:第2章「3 町民のまちづくりへの思い」に記載した“2050ビジョン”の中で、複数の「具体的な政策案」に関する提案があったが、これらの政策案に関連する基本計画の主要施策について、「☆」又は「◇」のマークを記載している。☆は、基本構想の計画期間内に実施する方針である2050ビジョンの政策案に関連する主要施策に付けている。また、◇は中長期的な検討を要する政策案に関連する主要施策に記載をしている。

現状と課題

幼稚園や認定こども園は、こどもが生まれて初めて友達との集団生活を行う場であり、身近な人や環境との関わりを通じて、依存から自立への歩みを進め、義務教育に求められる「生きる力」の基礎を育む重要な役割を担っています。

また、地域において、就学を控えた幼児を持つ親の子育て相談や支援、情報交流の場としての機能のさらなる充実が求められています。

さらに、幼児期で学んだ経験が小・中学校の義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼・保・小の連携を一層強めるとともに、幼稚園・保育園双方の教育機能と保育機能のよさを取り入れた幼児教育の充実を図るために、令和5年(2023年)4月から中央保育園と東神楽幼稚園を統合し、「東神楽町立認定こども園ここから(心花楽)」として事業を展開しています。幼児教育のさらなる指導體制の充実のためには、保育士の人材確保や研修の拡充が求められています。

今後は、国で進めている「こども誰でも通園制度」の導入について検討し、就労要件や理由を問わず利用できるなど、保護者の子育て負担軽減を図っていきます。

基本方針

幼児一人一人の発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園・認定こども園における教育・保育環境の充実や幼・保の連携強化をはじめ、小学校との連携、幼児教育・保育施設給食費などの助成を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。

主要施策

1 教育環境の充実

幼稚園教育や預かり保育における保護者の働き方により多様化するニーズに対応し、豊かな心と健やかな体を育むため、幼児教育の指導體制の充実を図ります。また、国の新制度に対応した「こども誰でも通園制度」の導入など、新たな支援体制の検討を図ります。

2 小学校との連携強化

幼児期で学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、認定こども園と小学校との意見交換の場の拡充をはじめ、幼稚園・保育園と小学校との連携強化を図ります。

③ 私立幼稚園や認定こども園への助成

保護者の経済的負担の軽減及び幼児教育の一層の普及・充実を図るため、幼児教育・保育施設給食費助成事業の推進や私立幼稚園、認定こども園への助成を行います。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①「こども誰でも通園制度」の実施園数	箇所	0	1
② 町立認定こども園満足度	%	70	80



東聖こばと幼稚園入園式

現状と課題

不登校やいじめの重大事態の増加、コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞、家庭を取り巻く環境の変化など様々な課題を踏まえ、国では令和5年(2023年)6月16日に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、教育政策の基本的な方針が示されました。

本町では、人口が減少局面に入り、学校における児童生徒数も令和元年度(2019年)以降減少に転じています。本町がこれからも活力あふれる町として持続していくためには、質の高い教育により、自らの郷土に愛着を持ち、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく社会の創り手となる人材の育成が求められています。

本町ではこれまで、生きる力を育む教育として、確かな学力・豊かな心・健やかな体がバランスよく身についた児童生徒の育成を進めるとともに、小学校における外国語活動の早期実施や海外の姉妹校との交流の実施などによるグローバル化対応の取組や、小中一貫教育の推進、ICT機器の活用による多様な教育的ニーズに対応した教育の充実を図るなど、社会や時代の変化への対応も積極的に進めてきました。

また、特別な支援を要するこどもたちを支援するための人材の適正配置、心の健康づくりの充実、効果的な教育活動を支えるための学校施設の整備など、教育環境の整備も推進してきました。

さらに、東神楽町立学校における働き方改革アクションプランに基づき、学校における働き方改革に取り組んでいます。今後も、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、こどもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めることができるよう、取組を進めてまいります。

今後も少子化、グローバル化の進展など、将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜くための力の育成と、こども一人一人の自己肯定感と地域の幸せや豊かさの向上、社会教育事業との連携を図った地学協働による学校の魅力化・地域の活性化につながる教育施策を実施していく必要があります。また、現下の物価高騰などを踏まえ、給食費負担の軽減に引き続き努めることも必要であると考えられます。

基本方針

将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜くための力の育成と、自己肯定感が高く、地域の幸せや豊かさを感じることができる児童生徒の育成に向け、多様なニーズに対応できる教育環境の整備を推進します。

主要施策

1 「生きる力」を育む教育の推進(☆◇)

知・徳・体がバランスよく身についた児童生徒の育成のための施策を推進します。また、体験活動の充実、外国指導助手の配置による外国語教育の推進、キャリア教育のさらなる推進(持続可能な社会の創り手の育成)、デジタル教育、体カテストの結果を活用した個々の課題に応じた運動の機会の設定、食育推進計画に基づいた食育の推進などの、「生きる力」を育むための取組の充実化を図ります。

2 家庭や地域社会とともに進める教育の推進(◇)

幼・保・小・中の連携やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*の活用など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、職場体験などの体験学習の機会を設けるとともに、地域に開かれ、信頼される安全・安心な学校づくりの推進を図ります。

さらに、こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、地域の実情を踏まえながら部活動の地域展開に向けた環境整備について検討します。

3 児童生徒の心のケア

様々な課題を抱える児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの継続的な配置や周知により、相談体制や児童生徒への心のケアなどの体制の充実、学校内外の居場所づくりを一層推進します。また、いじめの未然防止、積極的な認知、早期対応及び広域連携により、いじめ防止対策に必要な取組を実施します。

4 多様なニーズに対応した教育環境の整備(☆◇)

不登校や特別支援学校に通う児童生徒数の増加傾向を踏まえ、特別支援教育支援員の適切な配置や、教育DXの推進などにより、多様な教育ニーズを有する児童生徒の一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばすための教育環境の整備を推進します。

5 外国語教育の充実

国際化に対応した国際理解教育の充実、国際共通語である英語力の向上に向け、外国語指導助手の適正配置など、幼児期から義務教育段階の全期間において、外国語教育の一層の充実を図ります。また、台湾にある姉妹校との連携や留学生派遣事業を引き続き実施します。

* コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)：学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①将来の夢や目標を持っているこどもの割合(中学校)	%	62.7	67
②小中学校の交流活動の実施回数(年間)	回	2	2
③部活動の地域展開数(中学校)	数	0	3
④適切な支援を受けていない不登校生徒割合(中学校)	%	83	40
⑤学習の中でICT機器を使うことに有用感がある生徒の割合(中学校)	%	79.1	81



活発な意見交換を行う生徒たち

現状と課題

家庭教育は、親や、これに準ずる人がこどもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、教育の最小単位といえます。こどもが基本的な生活習慣、生活能力、社会性、道徳観を身に付け、健康に育つため重要な意味を持ちます。

地域教育は、家庭教育を包み込み、こどもから高齢者までの世代間という「縦軸」と、地域という「面」を組み合わせた活動により、知識の伝達のほか、その地域ならではの文化、習慣、伝統、風土が継承されていく重要な役割を担っています。

本町では、子育てに関わる教室や講座、相談業務を実施しているほか、PTAやこども会との連携により家庭教育の充実に向けた取組も行っています。このほか、地域教育機能の核となる地区公民館の充実化や利用促進の取組を実施しており、文化連盟、スポーツ協会などへの支援を行っています。

しかし、近年の家庭における教育の問題点は、仕事で忙しい家庭、孤立しがちな家庭の増加やSNS*などによる情報過多、地域や親同士の直接的な関わり不足が挙げられます。また、学習講座などは参加できる状況にある親への支援にとどまり、支援を必要とする親に情報が届きにくいことも課題となっています。

このため、情報提供や相談業務、親子行事、父親の家庭教育参加などの機会を設けることに加え、家庭教育に関心が薄い親、孤立しがちな親など支援が届きにくい親への支援体制を、地域や学校が一体となって構築することが必要となっています。

基本方針

家庭・地域・学校の連携協力、家庭・地域教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上を図ります。また、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

* SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。情報交流を促進・サポートするコミュニティ型のWebサービス



田んぼの学校

主要施策

① 家庭教育支援体制の充実

健やかな子育てを目指す家庭教育機能と地域社会が一体となった地域教育機能の充実を図ります。また、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成、広報誌による情報発信、教育アドバイザーの適切な配置などにより、家庭教育機能の向上を図ります。

② 公民館活動の充実支援

地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深めるとともに、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

③ 関係団体間のネットワーク化の促進

少年団活動をはじめ、祭り、イベントに取り組むサークル・団体、老人クラブなどの既存組織が連携する仕組みづくりなど関係団体間のネットワーク化の促進を図ります。

また、地域と学校が連携・協力してこどもたちの成長を支える地域学校協働本部をはじめ、地域全体で学校を支援する体制づくりによるこどもたちの居場所づくりや、チャレンジクラブ*の取組を進めま

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①家庭教育講座などの学習機会の提供回数	回	1	3
②児童生徒のうち公民館事業参加者数の割合	%	53	61
③広報誌における子育てに関する情報発信回数(年間)	回	12	12

* チャレンジクラブ:町内の小学生4年生から6年生を対象に「楽しく遊び、仲よく遊ぼう」をテーマに、創作活動・自然活動・ボランティア・レクリエーションなどの活動を通して、人と力を合わせていく心や自然や郷土を大切にすることを目的に実施しているプログラム

現状と課題

少子高齢化、核家族化、高度情報化など社会情勢の変化は、ライフスタイルや価値観に大きな影響をもたらしてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止、縮小してきた事業の在り方を工夫するとともに、文化ホールなどの複合施設を効果的に活用するなど社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取組が求められています。

こうした中、学習ニーズが高度化、多様化しているとともに、民間団体が提供する学習機会や情報通信技術を用いた通信講座の発達など学習の態様も常に変化しています。

現在、町内の学習機会提供の担い手は、少年期については、こども会やスポーツ少年団などが、青年期・成人期については、地区公民館のほか文化連盟、スポーツ協会が、高齢期については、上記に加え高齢者大学などが中心的な役割を果たしています。

加えて、図書館における本や郷土資料の拡充・整備、地区公民館の整備、予約システム導入による生涯学習施設の利便性向上などを進め、関係団体などと連携しながら、あらゆる世代の学習環境の整備を図ってきました。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきています。

これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、生涯学習施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。



創作活動を通じた生涯学習の実践

基本方針

町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実及び利活用を推進し、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

主要施策

① 生涯学習施設の機能強化・有効活用

町民だれもが自発的意思に基づいて生涯にわたって学習ができるよう公民館やコミュニティーセンターなどの生涯学習施設の整備・充実、機能強化及び有効活用を図るとともに、予約システムの導入などを通じた利用促進を進めます。

② 図書館機能の充実と読書活動の促進

東神楽町図書館では、町民ニーズに応じた蔵書の充実をはじめ、レファレンス機能[※]の強化や学校図書館との連携強化を図ります。また、子ども読書活動推進計画に基づき、絵本の配布をはじめ乳幼児期から本との接点を創出するなど、成長の各段階に応じてこどもが本に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。

③ 指導者の育成・確保と有効活用

多様な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、教育アドバイザーや生涯学習コーディネーターの配置を進めます。特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の社会参加を促進するなど世代間交流を推進します。

④ 関係団体などの育成

各種の社会教育団体や学習団体・サークルの育成、学習活動の支援を実施し、町民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促進します。

⑤ 特色ある学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズに対応した学習機会の充実に向け、旭川市立大学との包括連携協定や域内外の大学・研究機関との連携による「知のネットワーク」づくりに取り組むとともに、地域おこし協力隊などの外部人材との連携などによる特色ある講座・教室の開催を推進します。

※レファレンス機能：利用者が必要とする情報(源)を効率よく入手できるように図書館員が援助するサービス

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①人口に占める公民館の利用者数の割合	%	50	60
②町民一人当たりの年間貸出冊数(年間)	冊	4.3	4.8



フロアーカーリング大会



モルック体験会

現状と課題

生活意識や価値観の多様化に伴い、暮らしの中で心の豊かさを求める意識が高まっており、文化への関心や期待とともに、文化活動も活発に行われています。さらに、幅広い年代に対し芸術文化にふれる機会を提供するとともに、日頃の活動成果の発表機会の確保にも努めています。

本町の文化・芸術活動の中心である文化連盟は現在、26団体、会員数355名で構成され、日々の研鑽や連携、成果披露の機会を創っています。

このほか、複合施設における機能の一つである文化ホールは、多様な芸術・文化にふれる機会と文化活動を発表する場としての活用が求められます。また、町の歩みはもとより暮らしや産業の発展など、先人の苦労や英知を学ぶことのできる交流プラザつつじ館郷土資料展示室では、郷土資料と沢田の沢遺跡から出土した石器など約400点が常設展示されており、町の伝統や歴史を将来に伝承していく役割を担っています。また、文化財保護審査会において、郷土資料の整理を進めており、引き続き、一層の利活用や文化保護体制の確立を図っていく必要があります。

しかし、少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、文化サークル加入者の減少や伝統文化を継承する人材の不足などがみられ、郷土芸能の継承とともに、本町の歴史や文化を育む上で欠かすことのできない地域独自の文化の形成が課題となっています。

文化活動は、人々の生活の充実と地域社会の発展に重要な役割を果たしており、今後も、心豊かで活力ある社会の実現に向け、文化活動の活性化や、芸術文化にふれる機会の充実を進めていく必要があります。



義経桜太鼓保存会

基本方針

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化連盟や文化芸術団体への支援、文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。

また、文化ホールの利活用を図るため、公演企画の検討を行う企画委員会を立ち上げ、町民のニーズに沿った事業開催や継続的な運営見直しを図ります。さらに、文化財の保護と活用を図るとともに、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実に図ります。

主要施策

① 文化・芸術団体、指導者の育成

関係団体と協働しながら、各種芸術・文化団体の育成や立ち上げを含めた支援を実施するとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

② 文化イベントなどの充実(☆)

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、令和5年度(2023年)に完成した複合施設における機能の一つである文化ホールの活用拡大に向けた継続的な検討のほか、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に推進します。

③ 郷土資料の保存と活用の促進

公園や公共施設などに設置の屋外彫刻や絵画などの芸術作品、郷土資料や埋蔵文化財などの文化的価値の高い資料のより一層の整備、利活用の促進及び文化保護の体制の確立を図ります。また、文化財の展示・学習施設である郷土資料展示室の充実に展示の工夫を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①文化芸術事業の参加者数	人	146	200
②文化ホール「花音」のイベント数(年間)	回	0	10

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、町民同士の交流や仲間づくりを促し、明るく豊かな生活と活力ある地域社会を育むものとして、重要な役割を果たしています。

本町のスポーツ活動の中心的団体としては、東神楽町スポーツ協会があり、現在、成人9団体、少年8団体で構成され、会員数342名となっています。また、自主・自立の理念に基づく「総合型地域スポーツクラブ」は平成13年(2001年)に結成され、幅広い年代のスポーツの充実、地域の連携に大きく貢献しています。

スポーツ施設としては、総合体育館、ふれあい交流館アリーナ、義経公園グラウンドのほか、テニスコート、弓道場やパークゴルフ場などがあり、活発に利用されています。

近年、健康づくりに対する関心が一層高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、施設面の充実が求められています。特にスポーツ少年団の活動が多様化しており、活動場所の確保が課題となっています。一方で、参加者の固定化や指導者不足といった傾向もみられ、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設のより一層の充実化及び有効活用を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成、人生の各期に応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。



スポレク健康ひろば

基本方針

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、スポーツ施設の充実化及び管理運営体制の充実を図るとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブへの支援、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

主要施策

① 生涯にわたるスポーツ活動の推進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進します。また、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事などの内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に向けた周知を実施します。さらに、競技経験のある町民や地域おこし協力隊などの新たな指導者の確保に努めるとともに、関係団体と連携した講習会や研修プログラムの提供による指導者やボランティアの育成を図ります。

② スポーツ環境の充実化

各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した適切な維持管理、設備の充実化、利用促進を図ります。また、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体への支援のほか、各種競技の第一線で活躍する選手を講師に招き、トップアスリートから学ぶスポーツ教室などを実施することにより、多様化するスポーツ少年団の活動を支援します。

③ こどもの体力向上の促進

関係団体などと連携し、こどもが体を動かすことの楽しさを発見できるよう、学校やスポーツ施設などにこども向けの運動器具や遊具の整備を進めるとともに、各種教室や講座などを通じてこどもの体力向上の促進を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①スポーツ事業の参加者数	人	944	1,000
②総合体育館利用者数	人	35,934	38,000

1 防災・減災・国土強靱化

現状と課題

地震をはじめとする自然災害などに対する安全性の確保や防災・減災の意識がより一層高まっており、消防・防災体制や国土強靱化が全国的に大きな課題となっています。

近年は、地球規模の気候変動の影響により、ゲリラ豪雨*や線状降水帯*による局地的な豪雨などが全国的に頻発しており、甚大な被害を及ぼしています。地震や風水害、雪害、土砂災害などの自然災害や火災、事故などによる人為災害を含む災害から町民の生命と財産、暮らしを守るため、災害対策基本法に基づく「東神楽町地域防災計画」及び国土強靱化基本法に基づく「東神楽町強靱化計画」により、災害予防活動から迅速な復旧・復興、発災後の行政サービスに係る業務継続計画(BCP)*を策定し、災害に強いまちづくりを推進しています。

これまで、本町においても局地的な集中豪雨や大雪、暴風雪、突風が起きています。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、避難所開設時には、町民の生命や健康を確保するために徹底した感染症防止対策が求められています。

今後もこれまでの取組を継続し、一層効果的に進めるとともに、高齢者や障がい者など発災などの避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者対策の強化が求められています。

また、集中豪雨時に田んぼで貯水し、洪水被害を軽減、減災する「田んぼダム」の取組や、地域における防災力の強化に向けた自治防災組織などの形成など、地域で挑む流域治水、防災・減災対策を推進することの重要性がより一層高まっています。

なお、災害対策本部及び指定避難所となる複合施設はなのわ(役場庁舎)は、耐震性や災害時の拠点機能が確保されていますが、発災時における災害対応拠点機能や業務継続性の維持のためには、複合施設の適切な管理、運用を引き続き推進することが求められています。

基本方針

町民が不安を感じることなく安心して安全な暮らしができるよう、地震や近年激甚・頻発化する風水害などに対して、災害に強いまちづくりを進めるため、防災情報の提供や避難訓練、ハザードマップの策定・活用による町民の自助意識・防災意識の向上を図ります。

また、地域防災力の充実強化や自主防災組織の活性化、民間企業と防災協定の締結や連携をもとに、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化及び大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続などの国土強靱化に向けた防災インフラの整備を実施します。



東神楽町洪水ハザードマップ

① 総合的な防災体制の確立

国土強靱化計画及び地域防災計画のもと、危機管理体制の再点検、避難基準の策定や避難所運営対策、災害備蓄品の調達確保、関係機関・関係団体及び民間企業との防災協定や広域的な防災連携、災害時などにおける公共サービスなどの業務継続とともに防災関係機関と町民・事業者が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。

② 地域における防災体制の確立や避難訓練の実施

町民の防災意識の高揚に向けた広報・啓発活動、防災出前講座の推進をはじめ、ハザードマップの策定・適切な更新及び活用促進、防災・避難訓練の実施、自治防災組織への活動支援を図り、民間企業などとも連携しながら、共助の精神に基づく身近な地域における防災体制の確立を推進します。また、「田んぼダム」など、地域における防災・減災の取組を支援します。

③ 災害時などの避難体制の強化

災害時などの情報インフラ整備とともに、高齢者世帯や体が不自由な方など災害時の避難行動要支援者に個別避難計画を策定し、関係機関や周辺町民による支援が得られるよう支援策の一層の強化を図ります。

④ 防災・減災デジタルトランスフォーメーション

激甚・頻発化している災害対策として、被害の軽減を図るため、デジタル技術を活用した効率的かつ効果的な災害対応を一層促進し、防災情報のデジタルデータ移行や地理情報システム・3D洪水ハザードマップを活用した訓練の実施など、防災減災DXの取組を通じて、迅速かつ確実な災害対応を図ります。

⑤ 公共施設における防災機能の強靱化

災害時の拠点となる避難所など、道路、橋梁、上下水道施設などの強靱化を推進するとともに公共施設の耐震化や非常用発電機の設置・維持管理、マンホールトイレの整備など防災機能の強化を図ります。また、災害対策本部及び指定避難所となる複合施設はなのわについて、災害時の拠点機能や行政の業務継続性を確保するために必要な管理・運営に取り組みます。

※ ゲリラ豪雨：狭い地域で比較的短時間に大量の雨が降る現象

※ 線状降水帯：次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水域

※ 業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①本町との民間防災協定締結数	件	37	45



現状と課題

本町の消防体制は、常備消防として、大雪消防組合東消防署が設置されているほか、非常備消防として、消防団（4個分団、女性部、定数85名）が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

消防が対応する災害は、火災、交通事故、水難事故に加え、近年増加する自然災害やテロ災害などの特殊災害にも及び、これらの多様化・複雑化する災害に的確に対応するため、消防業務の高度化・専門化をさらに進めることが課題となっています。また、消防団においては、団員の確保が継続的に困難になっており、入団促進が課題となっています。

今後も、広域連携をさらに考慮した消防体制の充実を図るとともに、時代に即した消防団の活性化対策を推進し、消防施設の整備充実を進めていく必要があります。

基本方針

常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確保に向け、団員の確保など消防団の充実に努めます。また、広域的な連携対応など時代に即した各種消防施設の整備を図ります。



主要施策

① 常備消防・救急体制の充実

消防業務の高度化・専門化を進めるため、隊員教育訓練の拡充、消防車両の整備、救急処置用資機材の整備など常備消防・救急体制の充実を図ります。

② 消防団の活性化

地域における安全・安心の確保するため、消防団の重要性を町民に周知し、理解促進を図るとともに、広報活動の一層の工夫などによる青年層、女性層の加入促進など団員確保の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団の活性化を推進します。

③ 防火意識の高揚

学校や事業所などにおける避難訓練、火災予防運動などの広報活動により、町民の防火に対する関心を喚起し、防火意識の高揚を図ります。

④ 消防施設の整備充実

消防サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するため、消防水利や消防車両をはじめとする各種消防施設の整備充実や適切な更新を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①消防団員数	人	71	85
②避難訓練・防火広報実施回数	回	35	50



消防団訓練大会

現状と課題

本町では、刑法犯認知件数の減少傾向や、町内において凶悪犯罪の発生がないことなどから「治安が良い」というイメージを持たれる町民も少なくありません。しかし、SNSを起因とする犯罪や特殊詐欺が増加し、また、以前から発生のある窃盗についても手口が巧妙化するなど、犯罪も時代とともに多様化しています。

一方、防犯カメラやドライブレコーダーの普及により、検挙に結び付く事例も多く、安全で安心なまちづくりに向け、ひとりひとりの防犯意識の高揚や犯罪の起きにくい環境整備をさらに進めていく必要があります。

また、本町において消費者保護を徹底するために、東神楽消費者協会が北海道、旭川市消費生活センターなど関係機関と広域的な連携による消費生活相談を実施しているほか、町広報誌などを通じた情報の提供や講習会の開催などにより消費者対策を推進しています。

インターネットなどを利用した商品販売、サービス提供に関する消費者トラブルは多様化しており、増加傾向にあります。

今後とも関係機関と連携しながら、消費者教育はもとより啓発や相談体制の充実を推進し、多様化・複雑化する消費者被害を防止する必要があります。

交通死亡事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、未だに多くの尊い命が失われています。特に高齢者が犠牲となる事故が多く、高齢化社会において対策の強化が求められます。また、旭川空港を利用する外国人観光客や大型商業施設の進出、道路整備などにより見込まれる交通量の変化により、交通事故を防止するための新たな対策も必要となります。

これまで、交通安全意識の高揚のための広報・啓発活動のほか、キッズゾーンの設置や関係機関との連携による予防活動に積極的に取り組んできました。

今後も関係機関と連携し、広報・啓発活動を通して町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に取り組む必要があります。



基本方針

町民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起きにくい環境整備を推進し、犯罪被害防止に努めます。

また、関係機関との広域的な連携のもと、相談体制の充実、消費生活に関する情報収集、消費者被害の発生防止や被害の拡大を防ぎ、町民が豊かな消費生活を営むまちづくりの実現を目指します。

交通事故ゼロのまちを目指し、関係団体と連携し、啓発活動や交通安全教育を推進することで町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故発生場所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を図ります。

主要施策

1 防犯体制の強化

関係機関と連携し、広報誌や啓発活動を通じた情報提供やパトロールの推進、意見交換など、町民と一体となった「安全で安心なまちづくり」を推進するため、防犯体制の強化と町民の防犯意識の高揚を図ります。

2 防犯環境の整備

防犯カメラ設置の支援などを通じ、犯罪が発生しにくい環境整備を図ります。

3 消費者教育・啓発の推進

町民に対してより幅広い分野の関連情報や学習機会を提供するなど、消費者が安全で豊かな生活ができるよう教育・啓発の充実に努め、自立した消費者の育成を図ります。

4 消費相談体制の充実

トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、東神楽消費者協会や北海道、旭川市消費生活センターなどの関係機関との広域的な連携を図り、相談体制の充実を推進します。

5 交通安全意識の高揚

関係団体と連携し、各年齢層及び歩行者、自転車利用者、運転者などに応じた交通安全教育、広報・啓発活動など参加型の交通安全運動を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

6 交通安全施設の整備促進

通学路や交通量の多い路線を中心に、信号機や規制標識などの交通安全施設の整備充実に努めるため、警察などの関係機関への要望活動を継続します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①街頭啓発の開催数(年間)	回	6	6
②交通安全教室の開催数	回	13	13
③交通事故死ゼロ連続日数	日	3,000	4,300
④消費生活相談件数	件	30	24



現状と課題

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、国際的にも最も重要な環境問題の一つとされており、エネルギー政策の転換や、防災・減災に向けた気候変動適応施策の実行など、豊かな環境を次世代へ継承できる持続可能な社会の形成に向け、具体的な行動が強く求められています。

近年、本町では、令和32年(2050年)までに東神楽町内域における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「東神楽町ゼロカーボンシティ宣言」(令和4年(2022年)3月)を行い、東神楽町地球温暖化対策実行計画に基づき、各種環境施策に取り組んでいます。

今後とも、ゼロカーボンシティの実現に向け、太陽光発電など再生可能エネルギーの有効活用や、地域GX*施策の推進など、自然環境を保全しつつ、多面的な環境・エネルギー関連施策を町民との協働をもとに推進していく必要があります。

基本方針

ゼロカーボンシティの実現に向け、経済的合理性を備えた省エネルギー対策・再生可能エネルギー普及に向けた施策、地域GX施策の推進など、環境保全に向けた施策の展開、地球温暖化防止策、省エネルギー施策の推進など、持続可能な社会形成に向けた取組を推進します。



株式会社JEPLANとの包括連携協定締結式

* GX: グリーントランスフォーメーションの略。化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する社会システム全体の改革

主要施策

① 温室効果ガス削減、省エネルギー・再生可能エネルギー施策(☆)

太陽光発電を含めた再生可能エネルギーを推進し、省エネルギーを心がけ、地球環境を大切にするライフスタイル*を定着するために、啓発事業などを推進します。また、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、公共施設における太陽光発電設備の設置やLED照明の整備、公用車のEV車などへの切替を推進します。さらに、町民や事業者、関係団体と連携しながらクリーンエネルギーの利用などの脱炭素の取組を実施することにより、地球環境に配慮したまちづくりを一層進めます。

② DX化・地域GXの推進

デジタルシステムの積極的な導入により、まずは庁内の紙使用量の削減や事務処理の効率化による電気・燃料などのエネルギー資源の使用量の低減に取り組みます。また、デジタル技術を有効活用し、町民の行動変容を促し、日常生活における利便性向上とCO₂削減の両立を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①年間のゼロカーボン啓発事業実施数(年間)	数	2	3
②公共施設における太陽光発電設備設置率	%	12	50*
③公共施設における照明のLED化率	%	68	100*

* ライフスタイル:生活様式

* 現況から設置可能な公共施設のみを対象

現状と課題

本町では、自然豊かな花のまちとして、町民との協働による美化活動、公害防止に向けた対策や環境衛生指導員によるパトロールなど、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

今後も、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指し、自然環境及び生活環境の保全に関する施策を町民との協働により推進していく必要があります。また、不適切なペットの飼育や散歩中のふんの放置など、近隣町民に迷惑をかける行為に対する施策も継続することが求められます。

本町のごみ収集・処理は、民間事業者に収集の委託を行い、美瑛町・東川町の3町で構成する大雪清掃組合において、可燃・不燃・大型・有害(5種類)・資源(9種類)・小型家電に分別した処理・リサイクルを行っています。また、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理においても、関係機関と連携し適切に実施しています。

また、広報・SNS・アプリなどを活用した啓発活動による、ごみの減量化やごみの分別の徹底、リサイクルの促進に積極的に取り組むほか、リサイクルの最終処理場の選定を行い、リサイクル量の増加を図ってきました。

今後も、ごみの減量化・分別の徹底やリサイクルの促進に関する啓発活動、し尿・浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集・処理に努めるとともに、循環型社会の形成に資する活動を推進する必要があります。

基本方針

自然環境と共生する美しいまちを目指し、町民や事業者の環境保全に対する意識の高揚や自主的な活動の推進を図りながら、生活環境の維持・向上、公害・環境汚染の防止など、総合的な環境保全施策を推進します。

また、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの環境美化活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。

循環型社会の形成に向けて、町民、事業者及び行政が一体となり、ごみの減量化・分別の徹底・リサイクルの促進に関する啓発活動、し尿・浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集・処理に努めます。



不法投棄パトロール

主要施策

1 環境保全意識の高揚

広報・啓発活動による環境保全の必要性の周知、教育、体験学習を推進するなど、町民の環境保全意識の高揚を図ります。

2 生活環境の維持・向上

町民や事業者の協力のもと、廃棄物の適正な処理や不法投棄の防止、ペットの飼い主のマナー向上などの啓発活動を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。また、不法投棄防止策としては、環境衛生指導員の巡回や関係団体と連携した不法投棄物の回収の取組を一層推進します。

3 公害環境対策

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動などに対し、今後も監視と公害の未然防止を実施します。

4 ごみ収集・処理体制の充実

ごみの排出動向や関連法令に即した啓発活動を推進し、他市町村との広域連携による効率的なごみ処理体制の強化を図ります。

5 ごみ減量化・リサイクルの促進

広報、SNS、アプリなどを活用した5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の周知啓発を行うほか、町民団体の自主的なリサイクル運動を推進します。また、可燃ごみの減量・資源ごみの増量のために、食品ロスなどのごみの全体量の削減やごみ分別に関するサイトの利用促進を図るとともに、プラスチック使用製品廃棄物の分別・収集のあり方について、検討を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①環境衛生指導員による不法投棄物の回収回数	回	7	7
②各地区の水質検査の実施率	%	100	100
③プラスチック使用製品のリサイクル収集における体制整備	%	0	100
④1人当たりのごみ排出量の減少	kg	237.5	225.6
⑤一般ごみ分別リサイクル率	%	11	13

現状と課題

本町の花のもちづくりは、自分たちが暮らす環境をより美しく快適にしたいという願いと想いから始まり、半世紀以上にわたって育まれてきた町民と行政との協働の証しといえます。昭和33年(1958年)に始まった「明るい農村建設運動」や「蚊とハエのいない北海道建設運動」などの住民運動を契機に、環境整備とともに花が植えられるようになりました。その後、昭和39年(1964年)には、村や農業改良普及所を中心に環境美化運動の一環として花壇づくりの指導が始まり、次第に花のある風景が広がり始めました。これらの住民運動が、昭和43年(1968年)「生活環境を美しくする全町運動」に発展し、今日に至っています。

花をまちづくりのシンボルとして捉え、町民同士や町民と行政を結ぶ地域づくりの中心的な役割を果たすよう取り組んでおり、町民の理解と参加を得て着実に成果をあげています。また、花はまちを形づくる様々な場面で主役となっており、認定こども園や小学校では「花育」として花植えや花壇の整備などを行い、教育にも広く生かされています。

令和6年(2024年)には、複合施設はなのわの前にガーデンがオープンし、「花のもち東神楽」の新たな町の顔として、町を訪れる方との交流やボランティアを含めた活動の拠点としての役割も期待されています。

今後も、長い歴史を持つ花のもちづくりを継承し、美しく快適な地域づくりや地域活性化への展開を図っていく必要があります。

基本方針

町民と連携のもと、花のもち景観づくり条例の理念に基づく活動をより一層推進し、花と緑にあふれる美しいまちづくりを行います。また、ガーデンを中心とした交流事業や花いっぱいのもちづくりに関連するボランティア活動の支援を推進します。



緑に囲まれたガーデン見学の様子

主要施策

① 花のまちづくりの一層の推進

町民への研修機会の提供や普及啓発とともに、花のまちづくりを持続していけるよう、ボランティア活動の支援や花のまち景観づくり条例を推進し、総合的な施策の展開を図ります。

② 花による地域活性化策の展開(☆)

複合施設はなのわガーデンを新たな町の観光資源として、まちを訪れる方と町民との交流を図るとともに、オープンガーデンの取組やボランティア活動の拠点としての活用を通じて、地域の活性化を図ります。また、花に関するワークショップやオープンガーデン、地域学習としての「花育」などの地域に根差した独自の取組、「花の駅」における相談対応・花苗の販売を継続します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①複合施設はなのわガーデンを活用したワークショップの開催(年間)	回	0	3
②花のまちづくり推進室公式SNSフォロワー数	人	500	1,000



地域のみんなでつくる美しいガーデン

現状と課題

本町は、東西21.7km、南北6.2km、総面積は68.50km²となっており、石狩川水系の忠別川が東西に流れ、町の東部には山地、西部には上川盆地を構成する肥沃な平野と緩やかな丘陵地帯が広がっています。

土地利用の概要をみると、田、畑、山林などが総面積の7割以上を占め、稲作を中心に発展してきた農業地帯として、優良農地を保全・活用していくとともに、豊かな自然環境の保全に努めることが重要な課題となっています。

また、旭川市に近接する住宅地としての快適な住環境の整備や利便性の高い魅力ある市街地の整備など、定住・交流人口の増加や産業開発などを目指した都市的な土地利用を進めてきましたが、人口減少局面に入ってきたことから、今後の土地利用のあり方について検討を進める必要があります。

都市計画については、旭川市・鷹栖町と広域連携のもとに旭川圏都市計画区域を形成し、2,600haを指定しており、このうち256haが中央市街地・ひじり野両地区の市街化区域、2,344haが市街化調整区域に指定しています。市街地の無秩序な拡大を抑制し、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりの実現や、人口密度を維持することにより将来の人口減少社会に対応するため、平成30年(2018年)3月に「東神楽町都市計画マスタープラン」及び「東神楽町立地適正化計画」を策定し、基本方針に基づき、秩序ある都市整備を推進しています。

本町の市街化区域は、中央市街地地区とひじり野地区の二つの市街地から成り、中央市街地地区は道道東川東神楽旭川線と道道鷹栖東神楽線の交差部を中心に発展し、平坦地の交通の要所に位置する近隣サービス施設を中心として住宅地及び工業地が広がり市街地を形成しています。また、ひじり野地区については、沿道型サービス地域とその後背地に広がる低層住宅専用地域によって形成されています。住宅地は、これまで三度の大規模住宅団地開発が行われ、現在成熟期を迎えています。

また、旭川・東神楽道路の延伸に伴う空港周辺の土地利用や、ひじり野地区に隣接した医療施設の開発地域の土地利用の見直しについても検討が必要です。

今後は、「東神楽町都市計画マスタープラン」及び「東神楽町立地適正化計画」の進捗管理及び見直しを図り、全町的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

加えて、人口減少が進む中で、市街地においても人口密度が低くなることを見込まれることから、土地の高度利用(交通の利便性向上や、エネルギーロスの削減など)を図り、持続可能な都市基盤整備を進めていくことが必要です。

基本方針

本町の豊かな自然環境に配慮し、魅力ある快適な住環境を整備し地域の特性を生かしながら、調和のとれた土地利用を推進していきます。

主要施策

① 土地利用関連計画の総合調整

社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向などを踏まえ、他分野の施策との総合調整をしながら、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの見直しを行い、明確かつ計画的な土地利用を図ります。

② 適正な土地利用への誘導

広報・啓発活動の推進などを通じ、土地利用関連計画や関連法、開発指導要綱などについての周知を実施するとともに、これらの一体的な運用による適正な規制・誘導により、自然環境を損なう無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

③ 空港を生かした周辺地域の開発検討

土地利用の現状と将来を見据え、高規格道路の整備方針を見極め、旭川空港周辺地域の開発について、関係機関などと連携しながら検討します。

④ ゆとりと潤いのある生活環境と都市景観の保全

将来の人口動向を見据え、持続可能でゆとりと潤いのある、安全で快適なまちづくりを目指し、生活環境の整備や道路・公園などの都市基盤施設を整備します。また、景観に関する意識の高揚をはじめ、屋外広告物の規制など都市景観の保全を図ります。

⑤ 社会情勢に則した市街化区域の見直し

公共施設やインフラ資産などの老朽化の課題解決に向けて、まち全体の観点から公共施設の再編・最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化などのまちづくりに関わる様々な施策と連携を図りながら、都市機能などを誘導する「立地適正化計画」を策定します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①立地適正化計画の見直し	%	0	100

現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本町は、道北の中心都市旭川市に隣接し、旭川空港が立地する特性をもち、北海道縦貫自動車道(旭川北IC)と北海道横断自動車道(占冠IC)を結ぶ高規格道路(旭川十勝道路)の一部である旭川東神楽道路が令和4年(2022年)に暫定2車線により部分供用を開始しており、今後も人や物の流れが一層増大することが予想されます。

町道は、実延長268kmであり、その内184kmが舗装済で舗装率は69%に達しており、道路整備状況は管内でも高水準にあります。一方で、道路改良や宅地造成により整備された町道が老朽化し、改修が必要とされる路線も多く出てきている状況です。

このため、今後は、町内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、「花のまち東神楽」にふさわしい景観を有する、人にやさしい道路環境づくりを進めていく必要があります。

冬季の安全な交通を確保するために、本町では、関係機関との連携を図り、町民の理解と協力を得ながら除排雪により冬道の安全確保対策を推進しています。

安定した除排雪体制を維持するため、建設機械の計画的な更新及び除排雪の担い手確保が必要となっています。一方、快適さの追求から過大な除雪要望が寄せられることもありますが、快適な環境を維持するには町民の理解と協力が不可欠です。また、高齢化・核家族化により個々の世帯の雪処理対応力が低下しており、町民のニーズも多様化するなど、従来の除雪体制の見直しが求められています。

加えて、一部で、路上などに排雪し交通に支障が出るなどマナーやモラルへの意識の低下が見受けられることから、自己所有地内での雪処理の周知を図るとともに、融雪施設等設置費の助成などの支援も行っています。

本町には、1級河川の忠別川、ポン川、八千代川、稲荷川、志比内川の5河川が流れており、この内、国と道が管理する区間延長が53.0km、町が管理する区間延長が23.1kmとなっています。

また、町管理の普通河川として、第四八千代川、第五八千代川、稲荷川支線川の3河川が流れており、区間延長は15.9kmとなっています。

治水対策については、忠別川は、忠別ダムの完成により治水機能が大幅に向上し、志比内川は、河川改修済となっており、ポン川は、河川改修事業を継続して実施しています。

しかし、八千代川水系及び稲荷川水系は、近年の台風や集中豪雨による自然災害が頻発しているとともに、普通河川については、ほとんどが未改修河川であり、異常気象により川岸の浸食や農耕地への浸水、冠水などの被害が懸念されるため、排水対策を推進する必要があります。

今後も、河川改修が必要な箇所について、その整備を要望していくとともに、普通河川や排水路などの適切な維持管理を進めていく必要があります。また、町民のふれあいの場、健康増進に寄与できる空間として河川敷の有効活用を図る必要があります。

基本方針

交通利便性のさらなる向上を目指して、旭川東神楽道路における4車線化及び未着手区間の早期着手に向けて、関係機関に積極的に働きかけていくとともに、町道網の整備、橋梁の長寿命化などの維持管理及び道路の修繕を計画的、効率的に推進します。

また、冬季の安全な交通を確保するため、関係機関、町民と連携を図り、効率的・効果的な除排雪を推進するとともに、除排雪体制を維持するための建設機械の更新や担い手の確保に向けた支援を行います。

水害に対する安全性の向上、河川の有する多面的機能の発揮に向け、主要河川の整備を要請するとともに、町民や関係機関と連携し、町の管理する河川の整備・維持管理を行います。また、水辺空間として河川敷の有効活用を図ります。

主要施策

1 広域的交通体系の確立

産業振興や流通、観光の発展のため、旭川空港へ連結される高規格道路の整備を促進します。

2 道道の整備促進

将来の広域的交通体系の確立のために、周辺市町との連携のもとに総合的な道路交通網の整備を促進します。

3 町道の整備

交通量の増加や改修の必要性・緊急性を考慮した、計画的な道路の整備を進めます。また、道路、橋梁の長寿命化に向け、適切な維持管理に取り組みます。

4 安全で潤いのある道路環境づくり(◇)

自動車、自転車及び歩行者が安全に通行できる道路環境の整備や通学路などの安全確保を促進するため、既存道路の拡幅、改良整備及び歩道や街灯の設置など交通安全施設の充実を図ります。また、「花のまち東神楽」にふさわしい景観と調和した道路環境づくりを進めます。

5 除排雪体制の充実

冬季の安全な交通の確保と児童・生徒の通学路の安全性を確保するため、関係機関及び町民と連携を図り、効率的かつ効果的な除排雪を進めるとともに、除排雪体制を維持するための建設機械の更新や担い手の確保に向けた取組支援を行います。また、個々の雪処理対応力の低下や、町民のニーズの多様化を踏まえ、除雪体制の見直しについて検討を進めます。

6 融雪施設などの設置に対する助成

敷地内での雪処理を効率的に進めるため、融雪施設などの設置を支援します。

7 河川の適正な維持管理及び恒久的な改修

災害発生の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分発揮できるように、町民や関係機関と連携しながら、普通河川や排水路などの適正な維持管理を推進します。また、地域の要望に対応し、地域の協力を得ながら、ポン川、八千代川、稲荷川など主要河川の改修の促進や河川しゅん濇などの整備を要請していきます。

8 河川敷の有効利用

町民のふれあいの場、健康増進に寄与できる空間として河川を位置づけ、河川敷を利用した運動施設を維持していきます。

9 河川状況の把握や情報提供の迅速化

情報通信技術などを活用した河川管理体制の高度化・効率化による、河川の状況把握や情報提供の迅速化を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①橋梁長寿命化計画に基づき補修を行う橋梁数(期間累計)	橋	0	2
②舗装修繕計画に基づき補修を行う道路延長(期間累計)	m	0	1,000
③融雪施設などの設置に対する助成(累計)	件	209	233
④町管理の普通河川における浚渫工事の進捗	m	0	400



高規格道路工事の様子

現状と課題

本町の公共交通機関は、民間バス事業者である旭川電気軌道が運行する東川・東神楽循環線、ひじり野・旭川線のほか、町営のスクールバスが3路線を運行しており、通勤・通学をはじめ、町民の日常生活における身近な移動手段として重要な役割を果たしています。また、特に高齢者にとって重要な移動手段であるタクシーは、ドアツードア*の利便性が高く、大きな役割を担っています。

しかし、バスについては、利用者減少への対応が求められているほか、高齢化の進行を踏まえた高齢者の身近な足の確保が深刻な課題となっている中、現状のタクシー運行では高齢者のニーズに対応できないなど大きな課題となっています。

このような課題を解決するため、地域公共交通計画を策定し、バスやタクシーの利用促進や町民のニーズに応じた実証実験を含めた取組を進めながら、利便性向上を図るとともに、新たなバス路線網の整備・運営方法及びタクシー利用について検討していく必要があります。



バスセンター前

* ドアツードア:自宅のドアから目的地のドアへと直接アクセスできること

基本方針

公共交通機関について、民間路線バスの維持を図り、地域公共交通計画を策定し、町民ニーズに応じた町営のスクールバスや民間事業者と協働した実証実験を実施するよう努めます。また、空港を含めた2次交通に対する広域的な地域公共交通確保対策を関係機関と共同して取り組みます。

主要施策

① 広域的な連携による公共交通路線確保対策の推進

町民の日常生活における身近な交通手段を確保するため、関係機関との連携のもと、路線バスの維持・確保対策を図るため地域公共交通計画の策定を進めます。

② 町営バスの適正な管理運営

町営のスクールバスについて、利用者数に応じた運行形態を模索するなど、デマンド交通*を実証実験し、経費の軽減を図りながら適正な管理・運営を推進します。また、バス停留所の環境整備にも取り組みます。

③ 町内で運行する公共交通の検討(☆◇)

公共交通の在り方について地域公共交通計画を策定し、町民の意見を十分に踏まえながら利便性の向上を図るためデマンド交通などを活用した実証実験を実施するとともに、ゼロカーボンの観点からも公共交通機関の利用を促進します。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①地域公共交通計画の策定	%	0	100
②デマンド交通を含めた実証実験の実施	回	0	2
③公共交通に関する実証実験の実施	回	0	2

* デマンド交通: 予約型の運行形態の輸送サービス

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な要素であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、旭川市に隣接する地理的条件と恵まれた自然環境を生かし、これまでひじり野団地、つつじ町、南町及びさくら町団地の宅地造成など宅地開発が進められ、人口増加を続けてきました。

公営住宅は、平成17年度(2005年)より老朽化している公営住宅の建て替えを進めており、今後も計画的かつ継続的な住環境の整備が求められています。

また、急速に進められた宅地造成に伴い短期間に建設された住宅が相当数あることから、これらの老朽化していく住宅を良質な住宅ストック*として維持させ、引き続き流通促進のための取組を実施していく必要があります。

今後は、人口減少に伴い空き家が増える恐れがあることから、必要に応じた既存住宅の解体を進め、土地の高度利用に寄与することが求められます。

さらに、公営住宅について、良好な居住環境を確保するため、様々な対応策を検討し、計画的かつ、町民が安全・安心して暮らせる住環境の整備を行う必要があるとともに、老朽化への対応や適切な維持管理による長寿命化を図り、公共と民間のバランスのとれた良質な賃貸住宅ストックを形成する必要があります。

基本方針

多様な生活様式に応じた魅力ある住環境の実現に向け、公営住宅の適切な維持管理を図るとともに、市街地の整備と連動しながら、良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震化、省エネ化の促進に努めます。

※ 住宅ストック：既存住宅、中古物件



住宅街

主要施策

① 良好な住宅ストックの形成

既存住宅の基本性能の向上を促進し、循環型の住宅市場の形成や公共と民間のバランスがとれ、多様化する町民ニーズに対応する賃貸住宅ストックの形成を図り、民間事業者とも連携をしながら良好な住宅地の形成を進めます。また、未来につなげる「住まいの輪」促進事業の継続により、中古住宅の流通促進を図ります。

② 町営住宅の整備と長寿命化

公営住宅長寿命化計画に基づき、戸数を維持しながら新町団地などの老朽化した町営住宅の建替・改修や適切な維持管理と活用を推進します。

③ 既存住宅の耐震・省エネ化の促進

耐震化の必要性に関する広報・啓発活動を推進し、町民の意識の向上を図るとともに、未来につなげる「住まいの輪」促進事業の継続により、耐震診断・耐震改修や省エネ化などに対する支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①中古住宅の流通円滑化支援件数(累計)	件	19	26
②公営住宅の建替団地における建替件数比率	%	59	100
③ZEH水準工事・省エネ基準化工事及び 省エネ機器の導入の支援件数(累計)	件	3	5

現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いの場、スポーツや交流の場、こどもの遊び場であるとともに、環境・景観の保全機能や災害時の避難場所としての防災機能を持つ重要な施設です。

本町の都市公園は近隣公園と街区公園に大別され、近隣公園（ひじり野・ひじり野西・義経）、街区公園（緑町・新町・北町・南町・ひまわり・すみれ・すずらん・あさがお・あじさい・はまなす・ちゅーりっぷ・花の森広場）、都市緑地（新栄・ひじり野西・稲荷公園・ウェルカムパーク）が設置されています。また、市街化区域内には、かつら団地公園、新栄町団地公園、寿団地公園、ふれあいの道、さくら町公園、東聖団地通公園などもあります。

さらに、河川敷運動公園も整備されています。

今後も、公園利用者の安全の確保とともに、東神楽町公園長寿命化計画を基にライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設の適切な修繕や計画的な対策など、予防保全的管理による計画的な取組の推進に努める必要があります。

墓園については、今後予想される死亡者数の増加と核家族化の進行などにより、お墓の需要が増えることが予想されています。しかしその半面、少子化及び家族形態の多様化、さらには経済的な負担などにより、代々引き継いだお墓を返還する方や、承継者が途絶えてしまい無縁化するお墓も全国的に増えており、承継を前提としない多様化した新しい形態のお墓を求めるニーズが高まっています。

これらの背景を受け、大雪霊園では令和4年度（2022年）に承継を前提としない合葬墓、合葬墓移行型有期限墓所（芝生墓所）、並びに短期納骨堂の新しい形態のお墓を整備しました。

今後は、墓園の適切な維持管理を行うとともに、無縁化防止、返還墓所の循環利用を進める仕組みを模索する必要があります。

基本方針

町民の憩いの場、こどもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、身近な公園の整備、維持管理体制の充実を図ります。

東神楽町新墓園基本計画の方針に基づいた墓園整備を引き続き行うとともに、お墓の無縁化など、新たな課題解決に努めます。

主要施策

① 公園・緑地の整備の充実及び適正な維持管理

町民のくつろぎやコミュニティづくりの場として、快く利用できる公園・緑地を確保するために適切な更新・整備を進めます。また、公園を安全に利用できるよう、利用者のマナー向上とともに、維持管理の民間委託の検討や管理体制の充実を図り、公園施設の適正な維持管理を図ります。

② 墓園の整備及び適正な維持管理

町民ニーズに対応したお墓の整備を行うとともに、需要を見極めた中で、合葬式墓地及び合葬墓移行型有期限墓所(芝生墓所)の増設を行います。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①街区公園の遊具点検における使用可能判定率	%	100	100
②墓所使用率(大雪霊園(一般墓所、芝生墓所のみ))	%	81	90



ひじり野公園

現状と課題

水道は、町民生活に欠かせないライフラインであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、産業・経済活動を支える重要な社会基盤です。

本町では、豊富な地下水源に恵まれてきたため、一部地域で専用水道による給水が行われてきた以外は、地下水に依存しています。

都市化の進展に伴い地下水の水量や安定供給について懸念が生じるとともに、使用水量も増加傾向にあることから、安定した水量と安全な水質の水を供給するため、人口が集中する中央市街地地区とひじり野地区へ、旭川市忠別川浄水場の水を供給するための整備を進めています。また、2024(令和6)年度からは、中央配水池の増設工事に着手し水量の安定供給を推進します。

今後も、耐震化や既存施設の適正な維持管理を行うとともに、水道事業の効率的で健全な経営を図るため、経費の節減と水道料金の見直しを検討する必要があります。

下水道は、河川などの公共用水域の水質保全や自然環境の保全、快適な町民生活の確保など、快適な生活の維持に欠かせない重要な施設です。

本町では、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業により生活排水事業を進めており、公共下水道は、汚水管渠の整備により令和6年(2024年)3月末現在で、認可区域面積257haのうち254haが整備され、普及率は85.4%、水洗化率はほぼ100%となっています。一方、雨水管渠の整備は、ひじり野地区では宅地造成により完了し、現在は中央市街地地区で整備を推進しています。

今後は既存施設の適切な維持管理と耐用年数を超える設備や管渠の更新・耐震化を行うとともに、下水道事業の効率的で健全な経営を図る必要があります。

また、市街化区域以外では合併処理浄化槽の整備を進めており、今後も、引き続き快適で衛生的な生活環境の確保と環境保全の観点から、全町的な水洗化に向け、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。下水道と合併処理浄化槽を合わせた令和6年(2024年)3月末現在の汚水処理人口普及率は97.0%となっています。

基本方針

快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に推進するとともに、水道事業の健全な運営に努めます。また、快適な居住環境づくりに向け、下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置・維持管理など地域特性に応じた適正な排水施設の整備を図ります。

主要施策

1 水道施設の整備

安全で安定した水の供給を行うため、計画的な水道整備と耐震化を進めます。

2 水道施設の適正な維持管理

水道施設のライフサイクルコストの低減を図り、効果的で効率的な整備を行い、既存施設の適正な維持管理を行います。

3 上下水道事業の健全経営

上下水道事業のより一層のさらなる効率化や経費の削減を図るとともに、上下水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを行い、健全な運営を図ります。

4 公共下水道事業の推進

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管路調査を行い、老朽化した管渠の改築更新・耐震化など施設の適正管理を図ります。また、下水道ストックマネジメント計画の見直しを適宜行い、より一層の施設の適正な維持管理を図ります。

5 雨水対策の推進

雨水対策として、中央市街地地区の雨水管の整備を進めます。

6 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理指導の推進

公共下水道事業の集合処理に適さない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、合併処理浄化槽が適正に使用されるよう、その状況把握と維持管理指導を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①中央配水池の新規整備	%	0	100
②上水道の料金回収率	%	62.6	83.0
③上下水道耐震化計画の策定	%	0	100
④下水道の経費回収率	%	71.4	88.7
⑤雨水管渠の整備	%	69.8	70.9
⑥単独浄化槽・汲み取りから合併浄化槽への転換	口	162	150

1 協働のまちづくり・コミュニティ

第6章

現状と課題

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、町民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。これらに対応していくためには、町民と行政の協働だけではなく、地域自治組織やNPO、民間企業などの多様な主体との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、必要な行政情報を分かりやすく発信し、町民と行政がまちづくりの現状や課題、今後の方向などを共有化できるようにしながら、多様な町民参画・協働の仕組みを確立していくことが必要です。

本町では、広報紙やホームページをはじめ、防災行政無線などによる広報活動を推進するとともに、町長が地域に出向いて直接意見を聴く「まちづくり懇談会」の開催、町長へのメール、各種アンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。また、SNSを活用した速報性・双方向性のある情報交流に取り組んでいます。

さらに、個人情報保護に関する法律及び東神楽町情報公開条例に基づき、情報公開を推進しているほか、各種委員会や審議会などを通じた町民参画による各種行政計画の策定・推進、各種町民団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに取り組んでいます。

本町では7つの地区に地区公民館が設置されており、町民の学習の場や行政区・町内会よりも広いエリアでのコミュニティ活動の拠点として大きな役割を担っています。また、地区公民館の区域の中には、複数の行政区・町内会があり、様々なコミュニティ活動が行われています。

しかし、近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、価値観の変化などを背景に町民同士の交流の減少や地域連帯感の希薄化がみられ、地区の役員のなり手不足など、地域のコミュニティ活動を支える上で大きな課題となっています。

このため、地区別まちづくり計画を改定し、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の策定を検討するなど、良好なコミュニティの形成・維持や自治の推進・発展のための有効な支援施策を推進し、行政区・町内会のあり方に関する検討や、自治機能の向上・再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる町民自治の地域づくりや個性豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

また、令和6年度(2024年)に複合施設はなのわが完成したことにより、中央市街地地区の公共施設の集約化及びコンパクトシティ化*が一層進められた形となりウォーカーブルシティの推進を図ってきております。今後は、中央市街地地区の交差点周辺にある施設の在り方について方向性を検討し、中央市街地地区の活性化をより一層促進するための取組を実施します。

※コンパクトシティ化：居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するための政策手段

基本方針

町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、多様な町民参画を図るとともに、参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化を図ります。さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成とともに、ボランティア組織・NPOなど多様な町民団体との連携に努めます。

また、コミュニティについては、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の理念に基づき、町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、地区別まちづくり計画のもと、活動拠点となる公民館施設の整備充実及び利活用を図るとともに、運営体制や事業の見直しなど自治機能の向上を図ります。

主要施策

1 広報・広聴活動の充実

分かりやすい広報紙やマスコミの活用による広報活動の充実に努めるとともに、まちづくり懇談会の開催、町長へのメール、各種アンケートなどを活用した広聴活動を推進します。また、ホームページの内容充実及び有効活用、SNSを活用した積極的な情報交流を図り、双方向の広報・広聴活動を推進します。

2 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、行政運営の透明性の確保を図るため、文書管理体制の充実のもと、個人情報の保護に関する法律及び東神楽町情報公開条例に基づき、円滑な情報開示を推進します。

3 まちづくりに関する学習機会の提供

学校教育や生涯学習講座などを通じ、まちづくりに関する学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を推進します。

4 多様な分野における参画・協働の促進

各種行政計画の策定や評価に際し、委員会や審議会の委員の一般公募、パブリックコメント※の実施などにより、政策形成過程からその評価・見直しまで、幅広い年代や多様なバックグラウンドを持つ町民の参画・協働を促進します。また、各種イベント、祭りの企画・運営、情報発信などへの町民の参画・協働を促進します。

※ パブリックコメント：意見募集、意見公募手続

5 ボランティア・NPOなどの支援

既存の各種町民団体の自主的な活動を支援していくほか、新たなまちづくりの担い手として、ボランティア・NPOなどの活動を促進するため、活動しやすい環境整備を進め、担い手の確保に向けた支援を図ります。

6 より良い地区別まちづくりの推進

第1次地区別まちづくり計画の検証を行い、第2次地区別まちづくり計画を策定し、目標の実現に向け、町民と行政が、計画に基づき行政及び町民の協働により、地域の特性を活かした取組を推進します。

7 コミュニティ意識の高揚

地域コミュニティの最小単位である行政区・町内会や各地区にある地区公民館のコミュニティ活動や活動状況について、広報、啓発活動の情報提供の手法としてデジタル化を推進し、町民のコミュニティ意識の高揚を図ります。

8 コンパクトなまちづくり

令和6年度(2024年)にグランドオープンした複合施設はなのわを市街地の核として、さらなる機能強化を進め、より一層のコンパクト化により歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを推進します。また、市街地にあるバスセンター跡地などの活用を検討します。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①第2次地区別まちづくり計画の策定	%	0	100
②各種公式SNSフォロワー数	人	4,917	7,000
③広報紙購読率	%	94	95
④情報公開請求に対する回答実績数(情報提供を含む。)(期間累計)	回	—	5
⑤町民向け講演会の開催回数(年間)	回	3	4
⑥地域活性化応援補助金の補助団体数(期間累計)	団体	29	32

現状と課題

情報化の進展に伴い、いつでも、どこでも、誰でもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時にやりとりすることができる環境がごく当たり前の光景となっており、こうした環境を前提とした社会に移行しつつあります。

自治体においても、「書かない窓口」のようなICT・DXの進展による、これまでにない行政サービスの提供が求められており、社会そのものがこれまで以上に急速なスピードで情報化社会へと変化しています。

本町の情報通信整備は、光ファイバー通信の利用環境が全域で整備されており、こうした情報通信基盤を利活用し、様々な地域との情報交流や、町の情報コンテンツなどの発信に取り組んでいます。

一方、加速度的な情報化社会への流れに対して、追いつこうにも追いつけない状況にあり、困惑している状況の方が多く存在していることも事実です。このような、情報格差(デジタルデバインド)の実態に対して行政のみならず社会全体の取組として、是正していかねばならないということ認識し、社会全体で共有することが求められている状況です。

このような情報格差を是正しつつ、多様な行政ニーズに対して、効率的なサービス提供を実現するため、各種システムを導入し、行政情報を管理する必要がありますが、情報管理に対する関心は年々高まっており、行政情報の管理や利活用についての透明化がより重要性を増しています。

今後、情報化は、地域の自律的で持続的な運営をするための戦略の柱として、より一層役割を果たしていくことが求められていることから、これまでの取組を生かした行政内部の情報化の一層の推進とともに、多様な分野における情報サービスの提供を進めるなど、町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

基本方針

行政サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。また、情報格差の是正に向けた対策や情報セキュリティ対策の強化を進め、誰もが安心して利用できる情報環境づくりに努めます。



複合施設はなのわ 大型サイネージを活用した行政情報の配信

主要施策

① 町民だれもが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、町民だれもが支障なく情報環境を利用することができるよう、行政サービスの利用環境の整備を推進します。

② 高速情報通信サービスの整備

高度情報化社会へ対応するため、公共施設などのフリーWi-Fiや公衆無線LAN環境整備事業で整備した光ファイバーケーブルの利活用・管理、町内全域のブロードバンド化に向け、情報提供を実施するなど、環境整備を促進します。

③ 行政サービスのオンライン化の推進

既存の各種システムの維持・充実に加え、電子申請システムの利用の促進などに取り組み、行政運営の情報通信環境の一層の充実を図ります。

④ 情報管理体制の強化

個人情報及びマイナンバーを含む特定個人情報保護の徹底とともに、情報資産保護のためのセキュリティ強化や分散化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
① デジタル関連の国などの補助事業活用件数	件	0	3

現状と課題

近年、テレワーク[※]の普及や若年層の地方移住への関心が高まるなど、社会情勢が大きく変化しています。また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化しており、あらゆる分野での国際化が急速に進んでいます。

このような中、町内の交流の活発化、移住・定住の促進、国内における地域間交流、国際交流に一層取り組むことが求められています。

国内の他地域との交流は、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものです。本町では、町民や来訪者が求める地域情報の提供の拠点となる「まちの駅」の設置による交流促進に向けた検討や少年交流事業を実施しています。さらに、山村留学や廃校を活用した特産品販売などを実施しており、これからも地域資源を活用しながら地域間交流の促進を行うことが求められています。

移住・定住の促進については、中古住宅の流通支援や未利用地の有効活用の検討を通じて、移住促進や定住人口の維持を図る必要があります。

また、産業振興のみならず、移住・定住者の増加のためにも、雇用対策を図る必要があります。本町においては、雇用機会の不足が問題となっており、魅力ある雇用の場の拡充をはじめ、若者の地元就職の促進、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努める必要があります。さらに、すべての就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実などを促進するよう、啓発していくことが必要です。

国際化への対応として、外国語教育の充実や、海外の姉妹校との交流など、国際感覚豊かな人材の育成を積極的に進めています。

今後、国際化が一層進展し、外国籍の町民が増加する中、国際化に対応したまちづくりがより重要なものになってくることが予想されます。このため、人材育成の一層の推進をはじめ、町民主導の多様な交流活動の促進、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりなど、積極的な対応が求められます。

基本方針

本町の地域資源・交流資源を生かした国内での地域間交流や移住・定住、雇用対策の取組を継続するとともに、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、国際交流を推進します。

※ テレワーク：情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

主要施策

① 国内外との交流活動の推進(☆)

「花のまちづくり」の取組をはじめ、旭川空港が立地する地域特性、農業資源、観光・交流資源など本町の特性を活かした国内外との交流活動を推進します。

② 町内外との交流活動の推進(☆)

町内外の交流を深めるため、気軽に立ち寄ることができる「まちの駅」の設置を検討し、町民の交流の場だけでなく、町外の方とも交流できる場の促進を図ります。

③ 移住・定住の促進

中古住宅を購入して移住してくる人たちに対する支援を行うなど、移住・定住の促進を図ります。

④ 雇用機会の確保と雇用の促進

企業誘致や6次産業化※をはじめ、各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充を目指すほか、ハローワークや道労働部局など関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供の推進、人材確保の仕組みづくりの検討、事業所への啓発などにより、若者の地元就職及びU・Iターン※の促進、女性や高齢者、障がい者の雇用促進を図ります。

⑤ 外国語教育の充実(☆)

国際化への対応として、国際理解を深める環境の充実、国際共通語である英語力の向上及び海外の姉妹校との交流事業など、グローバル人材の育成を積極的に推進します。

⑥ 外国語指導助手の積極的な活用

外国語指導助手による英会話教室やサークル活動など、より多くの町民が外国語や異文化にふれる機会の充実を図ります。

※ 6次産業化:第1次産業に係る農林水産者が、第2次産業の加工、第3次産業の流通・販売にも一貫して取り組むこと
※ Uターン:出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る事
※ Iターン:出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①海外自治体・姉妹校などとの交流回数(年間)	回	3	3
②転入者数(年間)	人	340	340
③まちの駅の設置数	所	0	3
④「英語の授業がよく分かる」児童の割合(小学校)	%	78.4	80

②転入者数(年間)の現状値は2023(令和5)年時点のもの



ゼロカーボンワークショップ

現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

このため、包括的な差別解消に向けた人権意識を高めるため、啓発活動を進めていく必要があります。

また、性別に関わらずすべての個人が、互いに個性を認め合い、能力発揮ができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であると考えます。しかし、職場や社会全体において、女性の就労条件は各種社会制度の整備が進められていますが、まだ十分とはいえない状況にあります。

今後は、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。

さらに、2024(令和6)年1月より本町ではパートナーシップ宣誓制度*を導入しました。今後ともすべての人が互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現のために取組を進めていくことも必要です。

基本方針

すべての人の人権が尊重され、自分らしく暮らせる町を実現するために、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、性別に関わらずすべての個人が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進します。



人権の花運動

* パートナーシップ宣誓制度：一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを町に宣誓し、町が宣誓書受領証や受領カードを交付する制度

主要施策

① 人権意識の高揚と相談体制の充実

こどもから高齢者まで、町民一人一人の人権意識を高めていくため、学校、家庭、地域、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。また、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

② 男女共同参画社会を実現するための意識の改革

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の浸透、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた意識改革を促進します。

③ 政策・方針など決定過程への男女共同参画の促進

政策の企画や方針の決定に女性の意見を反映させるため、各種委員会や審議会などへの女性登用を推進します。

④ 暴力の根絶に向けた取組の推進

ドメスティック・バイオレンス*やセクシャル・ハラスメント*、モラルハラスメント*などのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携強化により、相談・支援体制の充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①男女共同参画の実現に向けた広報・啓発活動	回	0	4
②各種委員会などへの女性の登用率	%	30	33

* ワーク・ライフ・バランス: 仕事と生活の調和

* ドメスティック・バイオレンス: 配偶者や恋人からの暴力行為

* セクシャル・ハラスメント: 性的嫌がらせ

* モラルハラスメント: 倫理・道徳に反する言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ

現状と課題

近年、自治体が自主性・自立性を持って、町民と協働しながら、地域の諸課題に取り組む自治体経営が一層強く求められており、自治体の力量がその地域の将来を大きく左右する時代となっています。また、成熟する社会の中にあって行政に対する町民ニーズが多様化、複雑化しています。一方で、本町においても少子高齢化や人口減少が進行しており、人材や税収などの資源が減少する中、より効率的かつ効果的な行政運営が求められます。

そのような中、限られた資源を有効に活用し、業務の効率化や自立性が高く、持続可能な行政運営を進めるために、PDCAサイクルに基づいた行政運営の推進や、社会情勢の変化に迅速に対応するための行政評価・制度の見直し、「選択と集中」など、業務の改善・改革を図っていくことが求められます。

業務の効率化のためには、ICT技術の活用や行政事務のDXを進めることが重要ですが、財源の確保が課題となっています。また、行政事務のデジタル化に伴い、すべての職員のデジタルリテラシー※を向上させる必要があります。

さらに、社会変容に対応できる強い組織のためには、適正な定員管理や各種研修や働き方改革の推進が必要です。定員管理については、定年延長や過去の採用抑制などで職員の年齢構成に偏りがあることや、近年の人手不足などで将来的な人員確保が課題となっています。

また、公共施設の維持管理については、本町においても人口減と人口構成の変化に伴い、現在の規模で公共施設などを維持し続けることが困難になっています。そのため、「東神楽町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の施設の集約化、合理化、未利用施設の有効活用を進め、適正な維持管理を実施していく必要があります。

基本方針

PDCAサイクルに基づいた行政運営や「選択と集中」や業務変革を図り、適正な定員管理、公共施設の運営、人材育成を通じて、社会変容に対応できる強い組織を目指します。また、行政運営の透明性向上により町民から信頼され、協働できる行政運営を推進します。

町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、連携中枢都市圏をはじめとした広域行政を推進します。

※ デジタルリテラシー：デジタル技術を適切に理解し活用できるような知識

主要施策

1 効率的な行政組織の編成

行政機構の再編にあたっては、町民に分かりやすく、効率的な体制を構築するとともに、行政需要や重点施策に応じた職員の優先配置を図ります。また、組織内の業務目標の明確化や共有化などにより業務効率の向上を図ります。

2 行政事務の効率化

効率的で効果的な町民サービスを行うため、行政評価などを実施するとともに、緊急度、優先度などを基に、選択と集中による事務事業の見直しを行います。また、デジタル技術の活用により事務効率化を図ります。

3 職員の意識改革と資質の向上

日々移り変わる社会情勢の中に対応できる職員の資質向上や能力の開発に取り組むため、計画的な研修機会の確保や働き方改革、人事交流の推進、自己啓発の奨励などを通じて、職員の能力が発揮でき、意欲的に業務に取り組むことができる環境の整備を図ります。

4 職員定員の適正化

定員適正化計画のもと、職員の年齢構成のバランスにも配慮した採用に取り組み、限られた人員で最大の効果を上げるための職員の適正化を図ります。

5 町民サービスの充実

迅速な対応と思いやりのある役場づくりの一環として、窓口業務の充実のほか、DXを活用した「書かない窓口」やオンライン施設予約システムの導入、デジタルサイネージによる分かりやすい情報発信など、町民の利便性向上のために取り組めます。

6 民間活力や外部人材の活用

事務効率のため民間活力の活用を図ります。また、多様化する行政課題への対応や、行政事務のデジタル化、効率的な行政手続きを進めるために、地域おこし協力隊や民間企業のデジタル専門人材などによる外部人材との連携を推進します。

7 公共施設の維持管理の効率化と経常経費の削減

施設の維持管理や物品調達において、一括入札や長期継続契約、リース契約を活用し、コスト削減を図ります。また、リサイクルの推進や廃棄物の削減に取り組むとともに、太陽光発電設備の導入など省エネルギー化を促進します。また、令和5年度(2023年)改訂の東神楽町公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理費の分析結果を活用し、計画的な施設の維持補修を実施することで、経常経費の削減を図ります。さらに、複合施設はなのわにおける公共施設の集約化により、管理面積の縮減効果を最大限に発揮できるよう、施設清掃のロボティクス技術の活用など、維持管理の効率化を推進します。

8 公共施設等総合管理計画の推進

計画を時点修正するとともに計画的な施設の維持管理や施設の更新を行います。

9 広域行政の推進

行財政改革や町民の利便性の視点、広域における本町の役割などを十分に踏まえ、広域連携や広域行政を推進します。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単 位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①入庁10年目までの外部研修への参加回数	回	3	4
②外部人材の活用	人	8	10

現状と課題

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していく一方で、限られた財源の中での効果的・効率的な財政運営が求められています。

経常的収入である町税、地方交付税や地方譲与税は、増加傾向にあります。また、ふるさと納税による寄附額も近年増加しています。今後は、新たな返礼品の開拓や企業版ふるさと納税にも力を入れて歳入確保に努めます。

より安定的な財源確保を図る上では、定期的な使用料及び手数料の見直しを行う必要があります。

一方で、経常的支出のうち義務的経費となる扶助費は増加傾向にあり、公債費についても複合施設などの大型事業により町債の発行が増加傾向にあることから、今後、公債費償還のピークを迎えるため、より一層計画的な発行が求められます。

インフラを含めた各公共施設などの維持補修については、現状把握と今後の対応方針を具体的に定め、国・道などの補助事業、交付税措置のある地方債を活用した大規模改修を実施することで経費節減を図り、健全な財政運営に努めていく必要があります。特に、大型事業や大規模改修の財源を確保するため、計画的な基金の積み立てが求められます。

本町では、分かりやすい財政情報を公開し、町の説明責任をより適切に果たすため、企業会計の要素を取り入れた新公会計制度※を導入しています。

社会保障の分野では扶助費、補助費などの自然増が見込まれる一方で、財政見通しを踏まえた計画的な地方債の発行と計画に沿った普通建設事業を実施することで、実質公債費比率や将来負担比率などの抑制を図り、安定的な財政運営を進めるため、実施計画に基づくPDCAサイクルを実施し、メリハリのある財政運営を推進していく必要があります。

基本方針

受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の定期的な見直し、町税を含めた収納率の向上など自主財源の安定的確保とともに、経費全般についての見直しを行います。安易な単独事業を実施するのではなく、あらゆる可能性の補助事業及び交付税措置のある地方債を模索することにより経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。

※ 新公会計制度：自治体が財政状況を総合的、長期的に把握することを目的とし、発生主義の活用及び複式簿記の考え方（企業会計の手法）を導入して財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を整備する制度

主要施策

① 行財政改革による経常経費の削減

計画的な財政運営を図るため、実施計画などにより事業の見直しを行い、徹底的な節減・合理化を図ります。

② 歳入の確保

国・道の各種補助制度の有効活用を図るとともに、上川広域滞納整理機構と連携し、町税などの負担の公平・適正化のため徴収強化、オンライン手続きやコンビニ収納、アプリなどを利用した納付のキャッシュレス化による納税者の利便性の向上を促進します。

ふるさと納税については、返礼品の一層の充実化を模索するとともに、企業版ふるさと納税にも力を入れ、自主的な財源の確保に努めます。加えて、使用料・手数料の定期的な見直しを行い、適正な料金設定を図ります。

③ 財政状況の積極的開示

町民に対し、財政状況を分かりやすく公表するとともに、財政データの分析結果を積極的に発信し、説明責任を果たします。

④ 基金の運用

国債などの買い入れを含めた運用方法を検討し、国営事業の負担金支払いに備え、基金の効果的な活用を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標名	単位	現状値	目標値 令和10年度 (2028年)
①使用料及び手数料の定期的な見直しの実施(年間)	回	0	1
②計画的な基金の積立による基金総額	千円	1,570,000	2,000,000



第9次 東神楽町総合計画

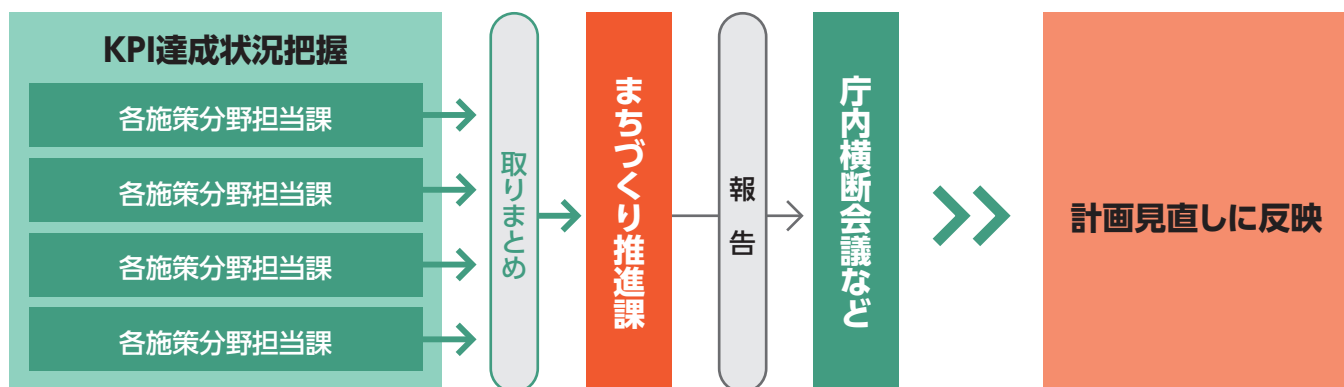
**第5部
進捗管理**

本計画で目指す将来像を着実に実現するため、本計画では前期・中期・後期の各最終年に見直しの機会を設けます。見直しの際には、計画事項が着実に実行されているかを評価した上で、改善のための方策を検討します。



第9次総合計画の見直し時期

本計画では、すべての施策分野において、令和10年度(2028年)を目標年度とするKPIを1つ以上設定しています。各KPIの達成状況はそれぞれの分野の担当課が把握し、事務局であるまちづくり推進課が取りまとめ、庁内横断会議などに報告します。報告結果は令和10年度(2028年)を想定している計画見直し作業に反映し、目標に届かない分野については原因を掘り下げ、改善方法を検討するものとなります。



本計画の進捗管理体制

ただし、昨今は社会の複雑性や不確実性が増大し、将来の予測が困難になっていることから、本計画策定時点では予期されていなかった事象が生じる可能性もあります。4年に1度の見直しのタイミング以外であっても、社会の変化や技術の革新などがあれば、町民にとって必要な施策を柔軟かつ迅速に実施するものとなります。

第9次 東神楽町総合計画

資料編

第9次東神楽町総合計画(基本構想・基本計画) 検討経過

年月日		内 容	備 考	
R6	3月	町民アンケート実施	回収数1,723件 発送数4,251件 (回収率40.5%)	
	6月	町広報6月号特集	町民アンケート結果①	
	7月	町広報7月号特集	町民アンケート結果②	
		10日	第9次東神楽町総合計画策定委員会(第1回)	委員委嘱、各部会設置、 策定方針、諮問
	8月		各課ヒアリング(現状、課題など)	
		7日	まちづくり部会(第1回) ひとづくり部会(第1回)	町の魅力と課題の確認①
			8日	
		9日	若年層向けワークショップ①	「東神楽町2050ビジョン」 策定の一環として
		24日	若年層向けワークショップ②	
		26日	まちづくり部会(第2回) ひとづくり部会(第2回)	町の魅力と課題の確認②
			27日	
		9月	24日	第9次東神楽町総合計画策定委員会(第2回)
	10月	9日	まちづくり部会(第3回) ひとづくり部会(第3回)	今後取り組むべき 施策の確認①
			10日	
		31日	地域づくりセミナー 「総合計画とまちづくり」	北海道大学公共政策大学院 山崎幹根教授
	11月	7日	まちづくり部会(第4回) ひとづくり部会(第4回)	今後取り組むべき 施策の確認②
8日			ふくし部会(第4回)	
12月	10日	第9次東神楽町総合計画策定委員会(第3回)	基本計画の検討	
R7	1月	パブリックコメント実施	1月15日～2月13日(30日間)	
	2月	20日	第9次東神楽町総合計画策定委員会(第4回)	答申
	3月		総合計画(原案)議会提案	

令和6年6月17日

要綱第29号

(設置)

第 1 条 第9次東神楽町総合計画を策定し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第9次東神楽町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に基づき、総合計画策定のために必要な事項及び内容について審議及び調査し、町長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員30人以内で構成し、委員は町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了するまでとし、計画策定が終了したときは解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員を代表し、必要な会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(部会)

第 6 条 委員会には、次の部会を設置することができる。

(1) まちづくり部会

(2) ひとづくり部会

(3) ふくし部会

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会は、委員長から付託されたまちづくりに関する事項について審議及び調査する。

4 各部会に正副部会長それぞれ1人を置き、各部会に属する委員のうちから互選する。

(会議)

第 7 条 委員会及び部会は、必要に応じ委員長又は部会長が招集し、議長となる。

2 会議は必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、まちづくり推進課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年7月10日

第9次東神楽町総合計画策定委員会 委員長 様

東神楽町長 山 本 進

第9次東神楽町総合計画の策定に関する諮問について

本町は、平成24年度に第8次東神楽町総合計画を策定し、これまで生活基盤の整備をはじめとした諸計画の実現に向けて各般の施策を積極的に展開し、活力と潤いのあるまちづくりを推進してきました。

この第8次東神楽町総合計画も令和6年度をもって計画期間が終了するため、令和7年度を計画の初年度とする第9次の総合計画を策定し、引き続きまちづくりを総合的かつ計画的に推進していかなければなりません。

急速に進む人口減少社会による地域の担い手不足、デジタル化やゼロカーボンの推進への対応など、本町が直面する課題は複雑多岐にわたります。

未来への予測が困難な状況が続く中でも、地域を持続可能なものとするためには、行政と町民の協働によるまちづくりが求められています。

こうした中、これらの変化に伴う諸課題に的確に対応するため、東神楽町の未来を見据えた長期的な計画を樹立する必要がありますので、その基本構想と基本計画について諮問いたします。

何卒、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月20日

東神楽町長 山本 進 様

第9次東神楽町総合計画策定委員会

委員長 岸本 文孝

第9次東神楽町総合計画に関する答申について

東神楽町総合計画策定委員会は、令和6年7月に町長からの諮問を受け、令和7年度から18年度までを計画期間とする第9次東神楽町総合計画について、全体会議および3つの部会を設置し、慎重かつ総合的な審議を重ねてまいりました。その結果、基本構想並びに基本計画ともにこれまでの討議の基調が十分に反映されていると認められます。

本町はこれまで、子育て環境や教育環境の充実に力を注ぎ、その成果として長年にわたり人口が増加し、年少人口率も道内で高い水準を維持してきました。しかし、近年では人口が減少に転じ、新規宅地分譲の困難さや社会経済情勢の変化など、持続可能なまちづくりに向けた新たな課題が顕在化しています。これらの状況を踏まえ、策定委員会では町民アンケートや各種意見交換を通じて町の現状を分析し、課題の整理と計画の方向性について議論を重ねました。

本計画では、「花と大地と笑顔の東神楽～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～」を将来像として掲げ、町民一人一人が豊かで安心して暮らし、持続可能な社会を築いていくことを目指しています。

この将来像の実現に向け、基本構想に掲げる「生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり」「将来にわたって活力ある産業のまちづくり」「幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり」「花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり」「快適で便利な誰もが住みたいまちづくり」「つながりづくり広げる顔の見えるまちづくり」を着実に推進するため、各委員の識見を活かし、必要な取組や施策の成果指標について議論を重ねるとともに、町の特性を活かしたまちづくりの推進を位置づけたところであります。

結びにあたり、町長におかれましては、今回策定された第9次東神楽町総合計画を十分に活用し、町民の理解と関係機関の協力を得ながら、積極的な情報共有と開示に努められますようお願い申し上げます。さらに、多様な知見を取り入れながら、本計画に示された方向性に沿って、誰もが住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らせるまちづくりを進めていただくことを期待しております。

この新たな総合計画が、本町の目指すべき方向を広く町民と共有し、まちの未来を築くための共通の目標となるようお願い、ここに答申いたします。

各部会における検討項目

部会名	主検討項目	共通検討項目	
まちづくり部会	<p>② 将来にわたって 活力ある産業のまちづくり</p> <p>1.農林業 2.畜産 3.商工業 4.観光</p>	<p>⑤ 快適で便利な誰もが 住みたいまちづくり</p> <p>1.土地利用・都市計画 2.道路・雪対策・河川 3.公共交通 4.住宅 5.公園・緑地・墓園 6.上下水道</p>	
	<p>④ 花と緑に囲まれた美しく 安全・安心なまちづくり</p> <p>1.防災・減災・国土強靱化 2.消防 3.防犯・消費者保護・交通安全 4.ゼロカーボンシティ 5.生活環境の保全 6.花いっぱいのみちづくり</p>		
ひとづくり部会	<p>③ 幸せな未来をつくる 心豊かな人を育むまちづくり</p> <p>1.幼児教育 2.学校教育 3.家庭・地域教育 4.生涯学習 5.文化・芸術 6.スポーツ</p>		<p>⑥ つながりづくり広げる 顔の見えるまちづくり</p> <p>1.協働のみちづくり・コミュニティ 2.デジタルトランスフォーメーション(DX) 3.交流促進 4.人権・男女共同参画 5.行政運営 6.財政運営</p>
ふくし部会	<p>① 生きがいをもって 健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>1.子育て支援 2.高齢者支援 3.障がい者支援 4.地域福祉 5.保健・健康づくり 6.医療・社会保障</p>		

第9次東神楽町総合計画策定委員会 委員

部会	No.	委員氏名	行政区・町内会	所属団体など
まちづくり部会	1	岸本文孝	中央8区	東神楽農業協同組合
	2	石井実	稲荷1区	大雪消防組合東神楽消防団
	3	大柿誠	八千代	八千代地区公民館
	4	秋山林士	東町	東神楽町商工会
	5	大谷雅矢	ひじり野2区	東神楽町観光協会
	6	吉峰哲也	栄町	東神楽町交通・防犯協会
	7	原田三雄	かつら町	東神楽町消費者協会
	8	渡部純子	ひじり野11区	花のまち花くらぶ
	9	小足隆子	中央3区	農業
	10	小山愛	忠栄1-2区	農業
ひとづくり部会	11	本谷昌紀	旭町	東神楽町教育委員
	12	中村祐太	錦町	東神楽町社会教育委員
	13	早勢正嗣	中央12区	聖台地区公民館
	14	小野武彦	稲荷1区	稲荷地区公民館
	15	諸橋弘幸	つつじ町	東神楽町スポーツ協会
	16	石上陽彦	南町	東神楽町文化連盟
	17	廣瀬勝也	忠栄2区	東神楽町父母と先生の会連合会
	18	水上真由美	中央2区	農業
	19	畑中美哉	八千代	公募
	20	長谷川将司	つつじ町	公募
ふくし部会	21	長谷田克裕	稲荷1区	東神楽町社会福祉協議会
	22	西原葉子	ひじり野1区	東神楽町民生委員児童委員協議会
	23	宮口伴之	ひじり野2区	東聖地区公民館
	24	花田芳人	栄町	中央地区公民館
	25	岸本力雄	忠栄2区	忠栄地区公民館
	26	眞栗淳	志比内地区	志比内地区公民館
	27	吉尾豊	さくら町	東神楽町老人クラブ連合会
	28	大屋美奈子	ひじり野4区	東神楽町手をつなぐ育成会
	29	中館みゆき	旭町	東神楽町認定こども園ここからPTA会長
	30	森山鮎美	さくら町	公募

東神楽町2050ビジョン参加者

	氏名	ふりがな	年齢・学齢	テーマ
1	吉田 桂 悟	よしだ けいご	20代	まちづくり
2	佐久間 翔 也	さくま しょうや	大学生	教育
3	木下 恵 斗	きのした けいと	高校生	まちづくり
4	城岡 優 希	しろおか ゆうき	中学生	まちづくり
5	木下 琶 湖	きのした わこ	中学生	まちづくり
6	山本 春 妃	やまもと はるひ	中学生	教育
7	石川 凜	いしかわ りん	中学生	教育
8	岡崎 里 杏	おかざき りあん	中学生	まちづくり
9	小山 芽 唯	こやま めい	中学生	教育
10	廣波 心 海	ひろは ここみ	中学生	教育

第9次東神楽町総合計画策定委員会 庁内検討委員会

	所属	職名	氏名
1	総務課	課長補佐	斎藤 学
2	税務課	課長補佐	合田 肇
3	くらしの窓口課	課長補佐	渡辺 崇文
4	健康ふくし課	課長補佐	山田 美佳
5	産業振興課	課長補佐	小林 大介
6	建設水道課	課長補佐	今坂 友彦
7	教育推進課	課長補佐	鹿島 圭介
8	地域の元気づくり課	課長補佐	佐藤 裕希
9	こども未来課	課長補佐	橋本 達也
10	消防	次席	加村 広則

事務局

	所属	職名	氏名
1	まちづくり推進課	課長	小畑 大輔
2	まちづくり推進課	課長補佐	鈴木 大介
3	まちづくり推進課	主任	近石 麻未
4	まちづくり推進課	主任	加藤 友和



第9次東神楽町総合計画策定委員会 委員(答申時)



東神楽町2050ビジョン参加者(報告書提出時)

第9次 東神楽町総合計画

発行日 令和7年3月

発行 東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

(TEL)0166-83-2111 (FAX)0166-83-4180